

# 「秋田県地域防災計画」の見直し素案

平成 2 5 年 6 月

総 務 部

※ 見直しを行った部分のみ掲載しています。  
また、字句修正等の軽微な変更は、案段階で掲載します。

# 目 次

## 第1編 総則

|            |   |
|------------|---|
| 第8節 活動体制計画 | 1 |
|------------|---|

## 第2編 一般災害対策

### 第1章 災害予防計画

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第1節 防災知識の普及計画       | 10 |
| 第2節 自主防災組織等の育成計画    | 11 |
| 第3節 防災訓練計画          | 12 |
| 第4節 災害情報の収集・伝達計画    | 13 |
| 第5節 通信・放送施設災害予防計画   | 14 |
| 第6節 水害予防計画          | 14 |
| 第8節 火災予防計画          | 15 |
| 第11節 土砂災害予防計画       | 15 |
| 第12節 公共施設災害予防計画     | 15 |
| 第14節 雪害予防計画         | 17 |
| 第19節 廃棄物処理計画        | 18 |
| 第20節 避難計画           | 19 |
| 第21節 医療救護計画         | 23 |
| 第23節 災害ボランティア活動支援計画 | 29 |
| 第25節 大規模停電対策計画      | 29 |
| 第26節 広域防災拠点整備計画     | 30 |
| 第27節 備蓄計画           | 32 |

### 第2章 災害応急対策計画

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第1節 自衛隊への災害派遣要請計画    | 33 |
| 第2節 広域応援計画           | 33 |
| 第3節 予報、警報等の発表・伝達計画   | 45 |
| 第4節 災害情報の収集・伝達計画     | 45 |
| 第6節 通信運用計画           | 46 |
| 第7節 広報計画             | 46 |
| 第8節 避難計画             | 47 |
| 第9節 消防・救助活動計画        | 49 |
| 第10節 消防防災ヘリコプター活動計画  | 50 |
| 第11節 水防活動計画          | 51 |
| 第13節 緊急輸送計画          | 52 |
| 第14節 救援物資の調達・輸送・供給計画 | 53 |
| 第15節 給食・給水計画         | 57 |
| 第16節 優先給油計画          | 58 |
| 第17節 医療救護計画          | 58 |
| 第18節 災害ボランティア活動支援計画  | 65 |
| 第24節 廃棄物処理計画         | 65 |
| 第25節 遺体処理・埋火葬計画      | 65 |

|                    |    |
|--------------------|----|
| 第 27 節 住宅応急対策計画    | 69 |
| 第 31 節 原子力施設災害対策計画 | 70 |

### 第 3 編 震災対策

#### 第 1 章 秋田県における地震災害

|                |    |
|----------------|----|
| 第 2 節 地震被害想定調査 | 72 |
| 第 4 節 地震観測体制   | 72 |
| 第 5 節 地震に関する知識 | 72 |

#### 第 2 章 災害予防計画

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第 1 節 計画的な地震防災対策の推進      | 72 |
| 第 4 節 建築物災害予防計画          | 73 |
| 第 5 節 公共施設災害予防計画         | 74 |
| 第 6 節 農業災害予防計画           | 75 |
| 第 7 節 積雪期の地震災害予防計画       | 76 |
| 第 8 節 行政機能の維持・確保計画       | 76 |
| 第 9 節 緊急輸送道路ネットワークに関する計画 | 77 |

#### 第 3 章 災害応急対策計画

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第 1 節 地震情報の伝達計画 | 77 |
|-----------------|----|

### 第 4 編 津波災害対策

#### 第 1 章 津波防災と秋田県の津波災害

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第 1 節 津波防災の基本方針 | 78 |
| 第 2 節 秋田県の津波災害  | 78 |
| 第 3 節 津波被害想定    | 78 |
| 第 4 節 津波観測体制    | 82 |
| 第 5 節 津波に関する知識  | 84 |

#### 第 2 章 災害予防計画

|                    |    |
|--------------------|----|
| 第 1 節 避難体制整備計画     | 86 |
| 第 2 節 防災知識等普及計画    | 87 |
| 第 3 節 津波防御施設等の整備計画 | 88 |

#### 第 3 章 災害応急対策計画

|              |    |
|--------------|----|
| 第 1 節 情報伝達計画 | 90 |
|--------------|----|

### 第 5 編 火山災害対策

#### 第 2 章 災害予防計画

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第 3 節 防災情報の収集・伝達計画           | 95 |
| 第 6 節 火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等 | 96 |

### 第 6 編 災害復旧計画

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第 1 節 公共施設災害復旧計画       | 97 |
| 第 5 節 被災者の生活支援計画       | 97 |
| 第 6 節 義援金の受入及び配分に関する計画 | 97 |

## 第1編 総則

## 第8節 活動体制計画

(第2編第2章第1節「活動体制計画」から移動)

## 第3 災害対策本部等の設置基準

## 【県本庁】

|             |                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                   |                  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 名 称         | 秋田県災害対策本部<br>(災害対策基本法第 23 条に基づくもの)                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                   |                  |
| 設 置 権 者     | 知 事                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                   |                  |
| 設 置 基 準     | <u>[各災害共通]</u><br>1 住民の生命・身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、 <u>知事が必要と認めた場合</u><br><u>[自動設置]</u><br>1 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する災害が発生した場合<br><u>2 県内で震度 6 弱以上の地震を観測した場合</u><br><u>3 県沿岸に大津波警報が発表された場合</u> |                                                                                                                   |                  |
| 主 要 業 務     | <u>1 災害情報の収集</u><br><u>2 災害予防及び災害応急対策の実施方針の作成及び実施</u><br><u>3 防災関係機関等との連絡調整</u>                                                                                                                                          |                                                                                                                   |                  |
| 本部構成員       | 本 部 長                                                                                                                                                                                                                    | 知 事                                                                                                               |                  |
|             | 副 本 部 長                                                                                                                                                                                                                  | 副知事、危機管理監                                                                                                         |                  |
|             | 本 部 員                                                                                                                                                                                                                    | 各部局長<br>教育長<br>警察本部長                                                                                              |                  |
|             | 事 務 局 員                                                                                                                                                                                                                  | 第 3 動員のうちから指定されている者<br><u>※必要に応じて県との連絡調整等を行う防災関係機関の職員の派遣を求めることができる</u>                                            |                  |
| 本 部 会 議     | 開 催 時 期                                                                                                                                                                                                                  | <u>[地震災害] 地震の観測又は警報の発表後速やかに開催し、以後必要に応じて開催</u><br><u>[地震以外の災害] 必要に応じて開催</u>                                        |                  |
|             | 出 席 者                                                                                                                                                                                                                    | <u>災害対策本部員</u><br><u>※オブザーバーとして次の職員の出席を求めることができる</u><br><u>・女性の視点からの意見を聴取するため予め指定した各部の職員</u><br><u>・防災関係機関の職員</u> |                  |
| 設 置 場 所     | <u>災害対策本部室（県庁第二庁舎）</u>                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                   |                  |
| 電 話 ・ F A X | 一 般 公 衆                                                                                                                                                                                                                  | TEL 018-860-4500（代表）                                                                                              | FAX 018-860-4521 |
|             | 衛 星                                                                                                                                                                                                                      | TEL 100-580                                                                                                       | FAX 100-590      |

|                  |                                                                                                                                                                            |                                                                            |                                         |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 名 称              | 秋田県災害対策部                                                                                                                                                                   |                                                                            |                                         |
| 設 置 権 者          | 危機管理監                                                                                                                                                                      |                                                                            |                                         |
| 設 置 基 準          | <u>[各災害共通]</u><br>1 相当規模の災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、危機管理監が必要と認めた場合<br>2 災害対策本部を設置した市町村があり、危機管理監が必要と認めた場合<br><u>[自動設置]</u><br>1 県内で震度 5 弱又は 5 強の地震を観測した場合<br>2 県沿岸に津波警報が発表された場合 |                                                                            |                                         |
| 主 要 業 務          | 1 災害情報の収集<br>2 災害予防及び災害応急対策の実施方針の作成及び実施<br>3 防災関係機関等との連絡調整                                                                                                                 |                                                                            |                                         |
| 対策部構成員           | 部 長                                                                                                                                                                        | 危機管理監                                                                      |                                         |
|                  | 部 長 補 佐                                                                                                                                                                    | 総合防災課長                                                                     |                                         |
|                  | 部 員                                                                                                                                                                        | <u>次の各課長</u>                                                               |                                         |
|                  |                                                                                                                                                                            | 総務部                                                                        | 総務課、秘書課、人事課、財政課、税務課、広報広聴課               |
|                  |                                                                                                                                                                            | 企画振興部                                                                      | 総合政策課、地域活力創造課、学術国際局学術振興課、学術国際局国際課       |
|                  |                                                                                                                                                                            | <u>観光文化スポーツ部</u>                                                           | <u>観光戦略課、交通政策課</u>                      |
|                  |                                                                                                                                                                            | 健康福祉部                                                                      | 福祉政策課、医務薬事課                             |
|                  |                                                                                                                                                                            | 生活環境部                                                                      | <u>県民生活課、環境管理課</u>                      |
|                  |                                                                                                                                                                            | 農林水産部                                                                      | 農林政策課、水田総合利用課、 <u>園芸振興課</u> 、林業木材産業課    |
|                  |                                                                                                                                                                            | 産業労働部                                                                      | 産業政策課、資源エネルギー産業課、公営企業課                  |
|                  |                                                                                                                                                                            | <u>建設部</u>                                                                 | <u>建設政策課、下水道課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課</u> |
|                  |                                                                                                                                                                            | 出納局                                                                        | 会計課、財産活用課                               |
|                  |                                                                                                                                                                            | 教育庁                                                                        | 総務課                                     |
|                  |                                                                                                                                                                            | 警察本部                                                                       | 警備第二課                                   |
| 事 務 局 員          | <u>総合防災課職員</u><br>※必要に応じて県との連絡調整等を行う防災関係機関の職員の派遣を求めることができる。                                                                                                                |                                                                            |                                         |
| <u>対 策 部 会 議</u> | <u>開 催 時 期</u>                                                                                                                                                             | <u>[地震災害]</u> 地震の観測又は警報の発表後速やかに開催し、以後必要に応じて開催<br><u>[地震以外の災害]</u> 必要に応じて開催 |                                         |
|                  | <u>構 成 員</u>                                                                                                                                                               | <u>災害対策部員</u><br>※オブザーバーとして防災関係機関の職員の出席を求めることができる                          |                                         |
| 設 置 場 所          | <u>総合防災課</u>                                                                                                                                                               |                                                                            |                                         |
| 電 話 ・ F A X      | 一般公衆                                                                                                                                                                       | TEL 018-860-4563                                                           | FAX 018-824-1190                        |
|                  | 衛星                                                                                                                                                                         | TEL 100-507                                                                |                                         |

|         |                                                                                                                                  |                                                               |                  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|------------------|
| 名 称     | 秋田県災害警戒部                                                                                                                         |                                                               |                  |
| 設 置 権 者 | 総合防災課長                                                                                                                           |                                                               |                  |
| 設 置 基 準 | [各災害共通]<br>1 大雨・洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表された場合などにおいて、防災対策上、総合防災課長が必要と認めた場合<br>[自動設置]<br>1 県内で震度4の地震を観測した場合<br>2 県沿岸に津波注意報が発表された場合 |                                                               |                  |
| 主 要 業 務 | 1 災害情報の収集<br>2 災害予防及び災害応急対策の実施方針の作成及び実施<br>3 防災関係機関等との連絡調整                                                                       |                                                               |                  |
| 警戒部構成員  | 部 長                                                                                                                              | 総合防災課長                                                        |                  |
|         | 副 部 長                                                                                                                            | 総合防災課防災監、政策監                                                  |                  |
|         | 部 員                                                                                                                              | 次の各課指定職員                                                      |                  |
|         |                                                                                                                                  | 総務部                                                           | 総務課、総合防災課        |
|         |                                                                                                                                  | 企画振興部                                                         | 総合政策課、地域活力創造課    |
|         |                                                                                                                                  | 観光文化<br>スポーツ部                                                 | 観光戦略課            |
|         |                                                                                                                                  | 健康福祉部                                                         | 福祉政策課            |
|         |                                                                                                                                  | 生活環境部                                                         | 県民生活課、環境管理課      |
|         |                                                                                                                                  | 農林水産部                                                         | 農林政策課、林業木材産業課    |
|         |                                                                                                                                  | 産業労働部                                                         | 産業政策課、公営企業課      |
|         |                                                                                                                                  | 建設部                                                           | 建設政策課、道路課、河川砂防課  |
|         |                                                                                                                                  | 出納局                                                           | 会計課              |
|         | 教育庁                                                                                                                              | 総務課                                                           |                  |
|         | 事 務 局 員                                                                                                                          | 総合防災課職員                                                       |                  |
| 警戒部会議   | 開 催 時 期                                                                                                                          | [地震災害] 地震の観測又は注意報の発表後速やかに開催し、以後必要に応じて開催<br>[地震以外の災害] 必要に応じて開催 |                  |
|         | 構 成 員                                                                                                                            | 災害警戒部員<br>※オブザーバーとして防災関係機関の職員の出席を求めることができる                    |                  |
| 設 置 場 所 | 総合防災課（県庁第二庁舎）                                                                                                                    |                                                               |                  |
| 電話・FAX  | 一 般 公 衆                                                                                                                          | TEL 018- 860-4563                                             | FAX 018-824-1190 |
|         | 衛 星                                                                                                                              | TEL 100-507                                                   |                  |

| 名 称         | 秋田県災害連絡室                                                                                                                                                                                                         |                   |                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------|
| 設 置 権 者     | 総合防災課長                                                                                                                                                                                                           |                   |                  |
| 設 置 基 準     | <u>[各災害共通]</u><br>1 県内に大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、被害発生のおそれがあり、 <u>総合防災課長が必要と認めた場合</u><br>2 <u>他の都道府県で大規模災害等が発生し、被災都道府県、国及び関係機関等との連絡体制を確保する必要がある、総合防災課長が必要と認めた場合</u><br><u>[自動設置]</u><br>1 県内に土砂災害警戒情報が発表された場合 |                   |                  |
| 主 要 業 務     | 1 気象に関する警報等の受理・伝達<br>2 <u>災害情報の収集</u><br>3 防災関係機関等との連絡調整                                                                                                                                                         |                   |                  |
| 連絡室構成員      | 室長 … 総合防災課長、室員 … 総合防災課職員                                                                                                                                                                                         |                   |                  |
| 設 置 場 所     | <u>総合防災課（県庁第二庁舎）</u>                                                                                                                                                                                             |                   |                  |
| 電 話 ・ F A X | 一般公衆                                                                                                                                                                                                             | TEL 018- 860-4563 | FAX 018-824-1190 |
|             | 衛星                                                                                                                                                                                                               | TEL 100-507       |                  |

## 【地域振興局】

|         |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                 |          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----------|
| 名 称     | 秋田県〇〇地域災害対策部                                                                                                                                                                                                       |                                                                 |          |
| 設 置 権 者 | 地域振興局長                                                                                                                                                                                                             |                                                                 |          |
| 設 置 基 準 | <u>[各災害共通]</u><br>1 管内に相当規模の災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、その対策上地域振興局長が必要と認めた場合<br><u>[自動設置]</u><br>1 本庁に災害対策本部が設置された場合<br>2 本庁に災害対策部が設置され、かつ管内に災害対策本部を設置した市町村がある場合<br>3 管内で震度5強以上の地震を観測した場合<br>4 管内沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された場合 |                                                                 |          |
| 主 要 業 務 | 1 災害情報の収集<br>2 災害予防及び災害応急対策の実施<br>3 市町村及び防災関係機関等との連絡調整<br>4 応援要請等についての意見具申<br>5 各種相談業務の実施                                                                                                                          |                                                                 |          |
| 対策部構成員  | 対 策 部 長                                                                                                                                                                                                            | 地域振興局長                                                          |          |
|         | 副 部 長                                                                                                                                                                                                              | 地域防災監                                                           |          |
|         | 部 員                                                                                                                                                                                                                | 福祉環境部長<br>福祉環境部次長<br>農林部長<br>建設部長<br>協力班 … 地方機関の長で、地域振興局長が指名する者 |          |
|         |                                                                                                                                                                                                                    | 事 務 局 員                                                         | 指定されている者 |
|         |                                                                                                                                                                                                                    | 設 置 場 所                                                         | 各地域振興局   |

|         |                                                                                                                                                                                                               |                            |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 名 称     | 秋田県〇〇地域災害警戒部                                                                                                                                                                                                  |                            |
| 設 置 権 者 | 地域防災監                                                                                                                                                                                                         |                            |
| 設 置 基 準 | <u>[各災害共通]</u><br>1 本庁に災害警戒部が設置され、管内の防災対策上、 <u>地域防災監</u> が必要と認めた場合<br>2 管内に大雨、洪水、暴風、暴風雪などの気象に関する警報等が発表された場合などにおいて防災対策上、 <u>地域防災監</u> が必要と認めた場合<br><u>[自動設置]</u><br>1 管内で震度4の地震を観測した場合<br>2 管内沿岸に津波注意報が発表された場合 |                            |
| 主 要 業 務 | 1 災害情報の収集<br>2 災害予防及び災害応急対策の実施<br>3 市町村及び防災関係機関等との連絡調整                                                                                                                                                        |                            |
| 警戒部構成員  | 警 戒 部 長                                                                                                                                                                                                       | 地域防災監                      |
|         | 副 部 長                                                                                                                                                                                                         | 警戒部長（ <u>地域防災監</u> ）が指名する者 |
|         | 部 員                                                                                                                                                                                                           | 各部長が指名する者                  |
|         | 事 務 局 員                                                                                                                                                                                                       | 指定されている者                   |
| 設 置 場 所 | 各地域振興局                                                                                                                                                                                                        |                            |

|         |                                                                                                                                                                                            |  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 名 称     | 秋田県〇〇地域災害連絡室                                                                                                                                                                               |  |
| 設 置 権 者 | 地域企画課長                                                                                                                                                                                     |  |
| 設 置 基 準 | <u>[各災害共通]</u><br>1 本庁に災害連絡室が設置され、管内の防災対策上、 <u>地域企画課長</u> が必要と認めた場合<br>2 管内に大雨、洪水、暴風、暴風雪などの気象に関する警報等が発表された場合などにおいて防災対策上、 <u>地域企画課長</u> が必要と認めた場合<br><u>[自動設置]</u><br>1 管内に土砂災害警戒情報が発表された場合 |  |
| 主 要 業 務 | 1 災害情報の収集<br>2 災害予防及び災害応急対策の実施<br>3 市町村及び防災関係機関等との連絡調整                                                                                                                                     |  |
| 連絡室構成員  | 室長・・・地域企画課長、室員・・・地域企画課職員                                                                                                                                                                   |  |
| 設 置 場 所 | 各地域振興局                                                                                                                                                                                     |  |

## 【災害対策現地本部】

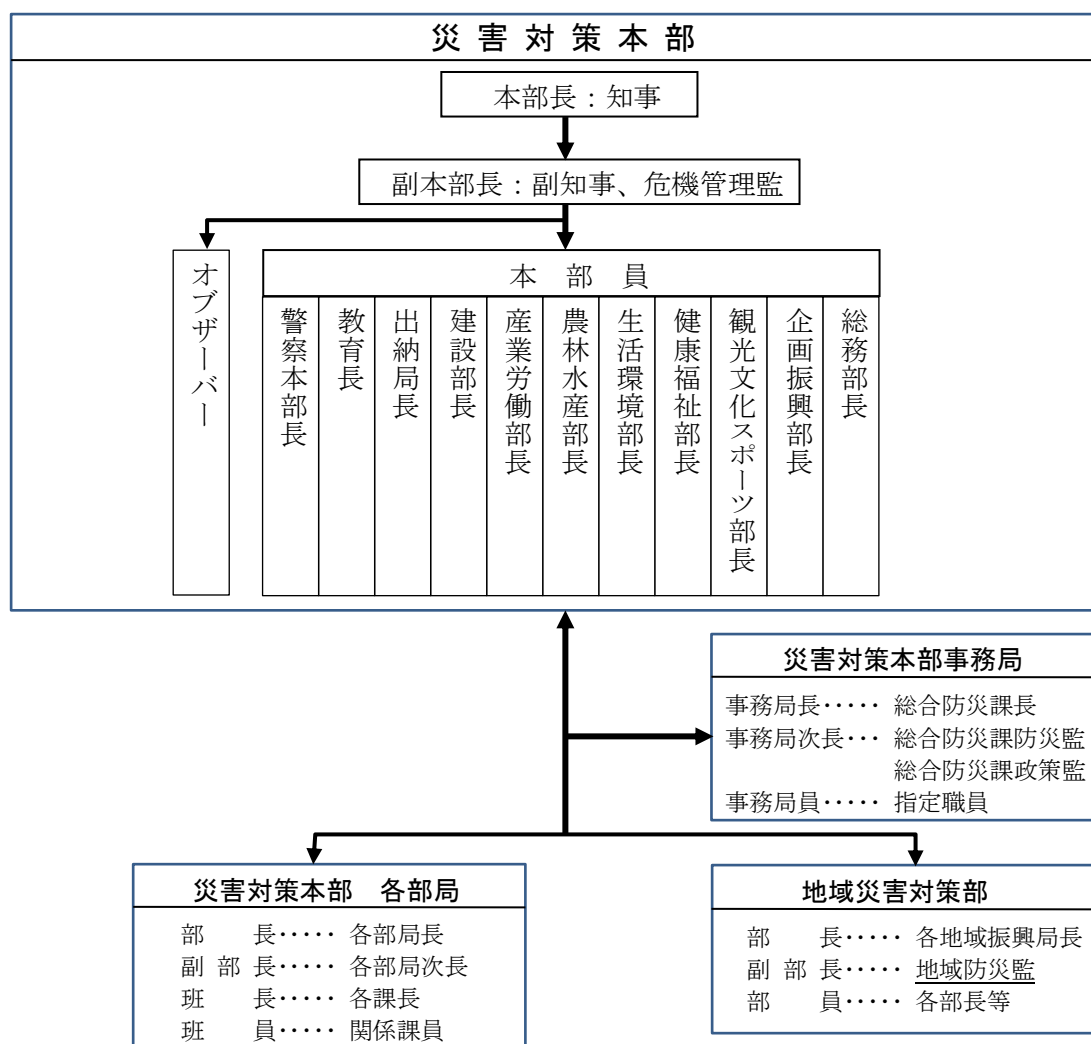
|                              |                                      |                     |
|------------------------------|--------------------------------------|---------------------|
| 名 称                          | 秋田県災害対策現地本部                          |                     |
| 設 置 権 者                      | 災害対策本部等の設置権者                         |                     |
| 設 置 基 準                      | 被害状況からみて、地域災害対策部で対処が困難な場合            |                     |
| 主 要 業 務                      | 地域災害対策部の業務に同じ<br>現地本部長は、地域災害対策部を指揮する |                     |
| 現地本部<br>構成員                  | 本 部 長                                | 知事が災害対策本部員の中から指名する者 |
|                              | 副 本 部 長                              | 本部長が指名する者           |
|                              | 本 部 員                                | 各部長が指名する者           |
|                              | 事 務 局 員                              | 各課長が指名する者           |
| 設 置 場 所                      | 災害発生現場、又は地域振興局                       |                     |
| 現地本部長の指名権者は以下のとおり            |                                      |                     |
| ・ 本庁に「災害対策本部」を設置したとき … 知事    |                                      |                     |
| ・ 本庁に「災害対策部」を設置したとき … 危機管理監  |                                      |                     |
| ・ 本庁に「災害警戒部」を設置したとき … 総合防災課長 |                                      |                     |

## 【災害対策現地派遣班】

|         |                                                                                                             |  |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 名 称     | 秋田県災害対策現地派遣班                                                                                                |  |
| 派 遣 権 者 | 地域振興局長                                                                                                      |  |
| 派 遣 要 件 | 次のいずれかの要件に該当し、地域振興局長が必要と認めた場合<br>・大規模災害等により市町村に災害対策本部が設置された場合<br>・大規模災害による混乱等により、市町村から県に対する被害報告等が円滑に行われない場合 |  |
| 主 要 業 務 | 1 被害情報の収集<br>2 県から市町村への指示事項の伝達<br>3 市町村災害対策本部室内等の防災関係機関との連絡調整<br>4 災害時の制度運用に関する助言<br>5 その他                  |  |
| 派 遣 班 員 | 派遣先を管轄する地域振興局の職員<br>※当該地域振興局内で職員を確保できない場合は、近隣の地域振興局等の職員                                                     |  |
| そ の 他   | 情報収集や派遣の手順は資料編「秋田県災害対策現地派遣班による情報収集活動マニュアル」による                                                               |  |

## 第4 (略)

## 第5 災害対策本部の構成



## 第6 災害対策本部、各部・各班当の業務分掌

(平成25年度の体制完了後に掲載)

(被害報告連絡系統図は、第2編第2章第6節「災害情報の収集・伝達計画」に移動)

## 第7 災害対策本部等への移行措置

## 1 本庁

災害対策部長（危機管理監）又は災害警戒部長若しくは災害連絡室長（総合防災課長）は、被害の拡大により現在の体制より上位の体制による応急対策の実施等の必要があると認めるときは、当該上位の体制の設置権者に対して体制の移行を具申し、これにより上位の体制が設置されたときは、同時に現在の体制を廃止する。

また、上位の体制が自動設置される災害が発生したときも、同様とする。

## 2 地域振興局

地域災害警戒部長（地域防災監）又は地域災害連絡室長（地域企画課長）は、被害の拡大により現在の体制より上位の体制による応急対策の実施等の必要があると認めるときは、当該上位の体制の設置権者に対して体制の移行を具申し、これにより上位の体制が設置されたときは、同時

に現在の体制を廃止する。

また、上位の体制が自動設置される災害が発生したときも、同様とする。

## 第8 災害対策本部等の廃止

### 1 本庁

災害対策本部長（知事）、災害対策部長（危機管理監）又は災害警戒部長若しくは災害連絡室長（総合防災課長）は、現在の体制による応急対策が終了したと認めるときは、以後の体制又は対応を定め、現在の体制を廃止する。

### 2 地域振興局

地域災害対策部長（地域振興局長）、地域災害警戒部長（地域防災監）又は地域災害連絡室長（地域企画課長）は、現在の体制による応急対策が終了したと認めるときは、以後の体制又は対応を定め、現在の体制を廃止する。

## 第9 災害対策本部等事務局

本庁災害対策本部、災害対策部及び災害警戒部並びに地域振興局地域災害対策部及び地域災害警戒部に事務局を置き、関係各課の指定職員は、別表1に掲げる災害対策の事務に従事する。

### 1 本庁

#### (1) 災害対策本部

ア （略）

イ （略）災害対策本部の各部・班及び関係各課室との連絡調整に当たるものとする。

#### (2) 災害対策部

ア 事務局は総合防災課に設置する。

イ 事務局は、（略）

#### (3) 災害警戒部

ア 事務局は総合防災課に設置する。

イ （略）

### 2 地域振興局

ア 略

イ 事務局長は、地域災害対策部長（地域振興局長）又は地域災害警戒部長（地域防災監）の指揮の下に情報を共有し、緊急対応が円滑に行われるよう地域災害対策部又は地域災害警戒部の各班及び関係各課室との連絡調整に当たるものとする。

### 3 災害対策本部事務局員

（略）

## 第10・第11 （略）

別表1 災害対策本部事務局の構成と業務内容

| 事務局組織 | 人数 | 分掌事務   | 担任者（○印は班長） |
|-------|----|--------|------------|
| 事務局長  | 1  | 事務局の総括 | 総合防災課長     |

|                               |     |                                                                                                                                |                                                                                                                         |
|-------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局次長                         | 2   | 事務局長の補佐                                                                                                                        | 防災監（対策、情報、関係機関）<br>政策監（広報・記録、物資、総務）                                                                                     |
| 対策班                           | 1 2 | 本部の設置・廃止<br>本部会議・事務局調整会議の開催<br>情報分析・応急対策方針の企画立案<br>応急対策等の進行管理<br>各部・各地域対策部等との調整<br>政府現地対策本部との調整<br>各班の人員調整及び特命班の設置<br>災害救助法の適用 | ○総合防災課 1<br>総合防災課 6、消防学校 1、福祉政策課 1、<br>医務薬事課 1、農林政策課 1、建設政策<br>課 1                                                      |
| 情報班                           | 1 2 | 被害情報等の収集・整理（被害・気象・<br>交通・ライフライン・避難等）<br>被害報・状況図の作成<br>各省庁への被害報告<br>システムの維持管理                                                   | ○総合防災課 1<br>総合防災課 4、情報企画課 3、生活衛生<br>課 1、道路課 1、財産活用課 1、警備第二<br>課 1                                                       |
| 広報・記録班                        | 9   | 記者発表・HP等による情報提供<br>緊急放送要請<br>報道・県民からの問い合わせ<br>災害対策本部活動の記録                                                                      | ○広報広聴課 1<br>総務課 1、広報広聴課 2、税務課 1、総合<br>防災課 2、総合政策課 1、会計課 1                                                               |
| 物資班                           | 1 0 | 物資の供給要請・提供の受付<br>物資の調達・輸送                                                                                                      | ○総合防災課 1<br>総務課 1、地域活力創造課 1、学術振興<br>課 1、観光戦略課 1、県民生活課 1、水田<br>総合利用課 1、農業経済課 1、産業政策<br>課 1、交通政策課 1<br>※倉庫協会、トラック協会       |
| 関係機関調整班                       | 9   | 関係機関との連絡調整<br>関係機関等への応援要請・受入調整                                                                                                 | ○総合防災課 1<br>総合防災課 1、消防学校 1、林業木材産<br>業課 1、公営企業課 1、下水道課 1、河川<br>砂防課 1、港湾空港課 1、警備第二課 1<br>※自衛隊、海上保安部、秋田市消防、日<br>赤、東北電力、NTT |
| 総務班                           | 9   | 他自治体への応援要請・受入調整<br>緊急通行・災害派遣等従事車両の証明<br>事務局の食料・寝具・機器の確保等                                                                       | ○総務課 1<br>財政課 1、総合防災課 1、人事課 1、国際<br>課 1、環境管理課 1、環境整備課 1、資源<br>エネルギー産業課 1、教育庁総務課 1                                       |
| 【航空調整班】<br>（ヘリコプター<br>等運用調整班） | 二   | 航空機の運用調整<br>関係機関との連絡調整<br>活動及び活動拠点の振り分け<br>地上支援活動の調整 等                                                                         | （○総合防災課航空隊 1）<br>※秋田県ヘリコプター等運用調整会議<br>参画機関                                                                              |
| 【消防調整班】<br>（消防応援活動<br>調整本部）   | 二   | 緊急消防援助隊の活動調整<br>各種情報の集約及び整理<br>関係機関との連絡調整                                                                                      | （○総合防災課 1）<br>（総合防災課航空隊班 1）<br>※緊急消防援助隊指揮支援部隊長、秋田<br>市消防本部、現地消防本部                                                       |
| 【遺体処理班】<br>（多数遺体処理<br>対策部）    | 二   | 遺体処理に関する調整<br>遺体処理にかかる資機材の調達                                                                                                   | （○総合防災課 1）<br>（医務薬事課 1、生活衛生課 1）<br>※遺体処理に関する打ち合わせ会議構<br>成機関                                                             |
| 計                             | 6 4 |                                                                                                                                |                                                                                                                         |

注) 【 】 書きの事務局組織は、災害の状況等により必要に応じて設置する班である。

注) ※印の担任者は、災害対策本部が設置された場合その他必要な場合に災害対策本部事務局に駐在する関係機関の職員であり、県との連絡調整や応急対策業務への支援等を行う。

（現計画第3編第3章第1節「災害対策本部等の設置基準・職員の動員基準」は削除）

（総合防災課）

## 第2編 一般災害対策

### 第1章 災害予防計画

#### 第1節 防災知識の普及計画

##### 第1 計画の方針

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、県民一人ひとりはその自覚を持ち、平時から災害に対する備えと心がけが重要である。また、災害発生時においては、初期消火など自らができる防災活動を始め、県、市町村及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティ団体等の参加による訓練、並びに防災活動、さらに、企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつくものである。

また、いつでもどこでも起こりうる大災害から人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実し、その実践を促進する「県民運動」を展開していくものとする。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、平時から県民への災害に関する防災知識や災害時の対応などに関する普及指導に努めるとともに、併せて県民参加の体験型防災イベント、各種研修会などを実施して防災知識の普及啓発を図るものとする。

また、県は、県内唯一の施設である消防学校の擬似体験施設をリニューアルするとともに、地震体験車を配備し、学校や地域における防災教育を充実強化する。

(総合防災課)

##### 第5 防災予防に関する普及・啓発運動

###### 2 県・市町村及び関係機関等における普及活動

| 実施機関                | 普及方法                      | 備 考                                |
|---------------------|---------------------------|------------------------------------|
| 県・市町村               | 防災意識の普及啓発活動               | 自主防災アドバイザーの派遣、<br>擬似体験施設・地震体験車の活用等 |
|                     | 県・市町村地域防災計画の説明・解説         | 出前講座、研修会などで説明                      |
|                     | 火山噴火、浸水などの防災マップの作成        | 〃                                  |
|                     | パンフレット・リーフレット等の作成         | 〃                                  |
|                     | ラジオ・テレビ広報                 | スポット CM など                         |
| 学 術 機 関<br>(大 学 等)  | 防災に関する研究成果の報告、住民アンケートの実施等 | 講演会、地域研修会等の実施                      |
| 報 道 機 関             | 新聞、テレビ、ラジオ                | 自社広報、特別番組など                        |
| 教 育 機 関<br>(小・中・高校) | 副読本（火山など）、地域の災害史教育、防災マップ  | 副読本による授業、<br>防災マップの読み方など           |
| 各 機 関 共 通           | インターネット（ホームページ）を活用した情報発信  |                                    |

(総合防災課)

##### 第6 教育機関における防災教育・訓練

###### 1 教育活動全体を通じた防災教育

学校等においては、地域社会の実情及び幼児児童生徒の発達段階に即し、教育活動全体を通

じた系統的・計画的な防災教育を推進する。

**(1) 教育委員会の取組**

- ア 各種研修会等を開催し、教職員の指導力を高める。
- イ 各学校等へ専門的な知識を有する外部指導者を派遣する。
- ウ 学校訪問等により学校防災体制の確認と助言を行う。
- エ 各学校等で指導の際に活用する副読本や学習参考資料等を提供する。

**(2) 各学校等の取組**

**ア 学校防災体制の見直し**

危機管理マニュアル・学校安全計画等の作成、見直しを行う。

**イ 幼児児童生徒に対する教育**

各学校等は、幼児児童生徒の安全確保及び防災対応力向上のため、教科指導・学級指導・全体指導など教育活動全体を通じた防災教育を推進する。

**ウ 教職員に対する教育**

各学校等は、教職員の安全確保・防災対応力向上のため、校内研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の涵養を図る。

(保健体育課)

## 第2節 自主防災組織の育成計画

### 第1 計画の方針

防災の基本は、自分の身体、生命及び財産は自分で守ることである。

県民は、この基本を自覚し、平時より災害に対する備えを心がけておくことが重要である。

特に、災害発生直後における人命の救助・救急、初期消火活動などについては、消防や警察などの到着を待たずに自主防災組織などの地域コミュニティ団体の協力による救出・救助活動の成果が阪神・淡路大震災や新潟県中越地震で実証されている。

このため、市町村は県と協力し、災害時における地域住民による相互扶助の重要性について、参加型の学習機会や防災訓練の実施等、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会等を設け防災意識の高揚を図り、自主防災組織の結成促進に努める。また、既存組織の形骸化防止のため、研修等あらゆる機会を捉え啓発活動を行う。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性の参画を促進するよう努める。

(男女共同参画課)

### 第2 実施範囲

#### 1 県

- (1) 市町村が行う自主防災組織の結成活動の推進について、指導・支援に努める。
- (2) 県民参加型の研修会や情報交換会などを開催し、自主防災組織の必要性やリーダーの育成・支援に努める。
- (3) 市町村に対し、自主防災組織などを対象とした研修会等の開催を指導する。
- (4) 自主防災組織などに対し、自主防災アドバイザーを派遣し、活動活性化に向けた指導・助言などを実施する。

(総合防災課)

### 3 自主防災組織

自主防災組織は、組織自らが作成する防災計画や市町村地域防災計画について、防災訓練や研修会などを通じ習熟と検証に努める。

また、防災活動に限らず、平時の活動についても創意工夫を凝らし、自主防災組織の形骸化防止に努める。

なお、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の責任ある地位に女性が複数含まれるよう努める。

(男女共同参画課)

## 第3節 防災訓練計画

### 第1 計画の方針

災害発生時に迅速かつ的確で冷静な行動を取るためには、県、市町村、防災関係機関、並びに住民等それぞれが取るべき行動を想定した実践的な訓練を計画的に実施する。

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と住民との間における協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、さらに、地域防災計画の検証などに副次的な効果がある。

実施に当たっては、高齢者や傷病者などの災害時要援護者に対する安全な避難誘導、また、大規模災害発生時における避難所の開設及び運営について、平日昼間、夜間、休日等様々な条件を想定し、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、大学等や、企業、自主防災組織等と連携し、女性も参画した防災訓練を定期的を実施する。また、避難経路の確認や避難所の開設・運営等について、事前学習、訓練、評価と見直しを繰り返し、日頃からの備えを行う。

また、訓練において、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。

(男女共同参画課)

### 第3 訓練項目

県、市町村及び各防災関係機関は、次の訓練を計画的に実施する。

|        |     |                |
|--------|-----|----------------|
| 災害防御訓練 | 1   | 消防訓練           |
|        | 2   | 水防訓練           |
|        | 3   | 海難救助訓練         |
|        | 4   | 特殊災害防災訓練       |
|        | (1) | 航空機事故          |
|        | (2) | 列車事故           |
|        | (3) | トンネル災害（鉄道・道路）  |
|        | (4) | 油・薬液等流出事故      |
|        | (5) | 危険物爆発事故        |
|        | (6) | 石油コンビナート火災     |
|        | (7) | その他            |
|        | 5   | 避難訓練           |
|        | 6   | 災害防御活動従事者の動員訓練 |
|        | 7   | 必要資材の応急手配訓練    |
|        | 8   | 大規模停電を想定した訓練   |
|        | 9   | その他            |

(総合防災課)

## 第4 訓練の実施範囲

### 2 市町村

- (1) 市町村地域防災計画に定めた訓練  
水防管理団体、自主防災組織、ボランティア団体、災害時要援護者を含めた地域住民と連携した訓練に重点を置くものとする。
- (2) 県主催の防災訓練への参加
- (3) 関係機関等が主催する防災訓練への参加
- (4) 市町村共同による訓練の実施
- (5) その他必要に応じた防災訓練

(総合防災課)

## 第4節 災害情報の収集・伝達計画

### 第2 情報収集・伝達体制

#### 2 県・市町村

- (1) 県総合防災情報システム、市町村防災行政無線、衛星携帯電話、IP告知システム、携帯電話メールシステム、ツイッター等のソーシャルネットワーキングサービスなど、多様な情報通信手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。
- (2) 略
- (3) (削除)
- (3)～(6) 略(繰り上げ)

(総合防災課)

## 第5 非常用電源の確保

大規模な災害が発生した場合には、停電の影響で、情報通信システムに電源が供給されず、その機能が停止することで、災害情報等の迅速かつ確実な収集及び伝達ができなくなるおそれがある。

このため、防災行政無線等の情報通信システムを長時間にわたり安定して稼働させるため、日頃から不測の停電に備えた電源の確保対策として、非常用発電機等の非常用電源を設置しておくことが極めて重要である。

### 1 県・市町村及び関係機関

災害時においても県民や避難者に継続的に適切な防災情報を提供するため、各種防災システム(県総合防災情報システム、県河川砂防情報システム、市町村防災行政無線、インターネット等)の非常用発電機等の整備に努める。

なお、非常用発電機を整備した際は、常に十分な燃料の確保と定期的な点検等による品質の保持に努める。また、非常用発電機やシステム等は、浸水等により停止しないよう、機器を浸水想定の高さ以上に設置し、又は浸水対策を施すものとする。

また、システムの構築又は機器の更新に当たっては、停電を想定した非常用電源の確保対策について十分な検討を行い、非常用発電機、無停電電源装置及びバッテリー等の新設又は増設についても考慮する。

【考慮すべきポイント】

- ① 非常用電源を確保すべき時間
- ② 非常用電源（発電機等）の設置高さ、浸水対策
- ③ 保守管理の頻度、更新の考え方 等

（総合防災課・河川砂防課・財産活用課）

第5節 通信・放送施設災害予防計画

第2 県

2 次期「秋田県総合防災情報システム」の整備計画

平成12年4月1日より運用を開始した「秋田県総合防災情報システム」を更新し、最新の通信方式を取り入れ、高速・大容量のデジタル通信に対応した、災害に強いシステムを整備する。

平成24年度に行った「基本・実施設計」に基づき、平成25年度から26年度の2か年で新システムの整備を行い、平成27年4月からの運用開始を予定している。

（総合防災課）

第6節 水害予防計画

第10 農業用ため池の概況

農業用ため池の多くは、築造された年代が古く老朽化が進行している。

また、農業従事者の高齢化や経営者不足により管理能力が低下しているため池も見られる。ため池が決壊した場合には、農業用水の供給源としての機能の停止と下流域の住民・住家等に大きな被害が予測されるために以下の対策を実施する。

- 1 老朽化した「ため池」は、県営又は団体営による「ため池等整備事業」等制度を活用し、補強・改修に努める。
- 2 県及び市町村は、地震時や異常気象時の「ため池」の決壊を想定したため池ハザードマップを作成するとともに、防災行政無線などの情報連絡システムの整備、「ため池」施設管理者等の関係機関相互における情報伝達体制の構築に努める。
- 3 農業用「ため池」施設の管理者は随時、施設の安全点検を行い、さらには出水期に備えた管理施設の点検整備を行うものとする。
- 4 県及び市町村は、「ため池」の規模、受益面積、下流状況（人家、公共施設等）による影響度などの観点から優先順位を設定し、耐震性を調査した上、必要に応じて貯水制限、補強工事、改修工事などを行い施設の安全使用、減災に努める。

【農業用ため池の整備現状】

（平成24年4月現在）

| 総 数   | 要整備箇所 | 整 備 済 | 整 備 中 | 整 備 予 定 |
|-------|-------|-------|-------|---------|
| 2,705 | 186   | 4     | 15    | 13      |

（単位：箇所）

※ 要整備箇所<sup>①</sup>の定義として、H17・18の緊急点結果、緊急的な整備の優先度が高いランクAのため池186か所を対象とした。

| 項 目     | 根 拠                             |
|---------|---------------------------------|
| ① 要整備箇所 | 平成17年度・平成18年度の点検結果、ランクA=186か所   |
| ② 整備済   | ランク判定後に事業化し整備済のもの=4か所           |
| ③ 整備中   | 平成24年度整備中=15か所                  |
| ④ 未整備   | ①-②-③=167か所                     |
| ⑤ 整備予定  | 平成24年度時点の市町村への調査の結果、整備予定箇所=13か所 |

※ 参考

- 1 上記①以外にため池等整備事業などで改修済みのため池(昭和31年～平成17年まで)が、211か所ある。
- 2 ランクA：緊急的な整備の優先度が高い  
老朽度、周辺の影響度などの総合評価による緊急性が高いため池  
(農地整備課)

## 第8節 火災予防計画

### 第2 一般火災の予防

#### 2 市町村の実施範囲

##### (4) 火災予防条例等の周知徹底

住民に対し、火災予防の規制に関する普及の徹底や住宅用火災警報器の設置促進に努める。  
(総合防災課)

## 第11節 土砂災害予防計画

### 第4 土石流

#### 3 緊急調査

深層崩壊や河道閉塞など重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が緊急調査を行う。

緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を、関係市町村の長に通知するとともに、一般に周知を行う。

(河川砂防課)

## 第12節 公共施設災害予防計画

### 第2 道路及び橋梁

#### 1 施設の概況

国、県、市町村及び東日本高速道路(株)が管理する道路施設の現況は資料編のとおりである。(別途資料編を作成し掲載する予定)

#### 2 道路の点検整備

(1) 豪雨等に対する道路ネットワークの安全性・信頼性の向上を図るため、道路防災総点検結

果に基づく危険箇所の継続的点検及び対策施設の整備を計画的に実施する。

さらに、異常気象時の通行規制、巡回点検の要領策定、情報連絡体制等の整備、道路モニターの活用等により、安全確保を図る。

(2) 道路防災総点検（豪雨・豪雪等に起因する危険箇所）

ア 平成8～9年度に実施

イ 危険箇所の把握と要対策箇所の抽出

ウ 防災カルテの作成（カルテは以後の点検結果により更新）

エ 道路防災総点検の点検項目

|        |          |       |     |      |     |
|--------|----------|-------|-----|------|-----|
| ①落石・崩壊 | ②岩石崩壊    | ③地すべり | ④雪崩 | ⑤土石流 | ⑥盛土 |
| ⑦地吹雪   | ⑧橋梁基礎の洗掘 | ⑨擁壁   |     |      |     |

(3) 道路及び交通の状況に関する情報の適切な収集及び把握に努め、これを道路情報提供装置等により道路利用者への提供、関係機関への連絡等、情報連絡体制を整備し安全を図る。

### 3 橋梁の点検整備

パトロール等により異常箇所を発見した場合は、一般交通の安全確保のため必要な通行規制を実施すること、また応急対策を講じ早急に橋梁の保全を図る。

既設橋梁の補修については、秋田県橋梁長寿命化修繕計画に則り、耐荷力補強及び耐震補強を含めた補修対策の促進を図る。

(道路課)

## 第4 下水道

### 1 施設の概況

流域下水道は5つの処理区において処理され、流域関連及び単独の公共下水道は24市町村で整備されている。県内の下水管渠のうち重要な幹線の総延長（流域下水道も含む）は約1,006kmで、終末処理場は38か所（流域下水道も含む）が稼働している。

### 2 補強・改修対策の促進

#### (1) 管渠の補強整備

ア 軟弱地質又は不均等な地区に布設された下水管渠を重点に、老朽化の著しいものから補強する。

イ 新たに下水管渠を布設する場合は、基礎地盤条件など総合的見地から検討し計画する。

特に、地盤の悪い場所に布設する場合は、マンホールと管渠の接合部に可とう性継手を使用する等の工法で実施する。

#### (2) ポンプ場・終末処理場

ポンプ場又は終末処理場と下水管渠の連結箇所は破損しやすいため、老朽化した箇所は速やかに補強する。~~設計にあたっては、「下水道施設の地震対策マニュアル」に基づいて行う。~~

### 3 施設の耐水化対策の推進

浸水が想定されるポンプ場及び終末処理場では、被害発生時の施設機能確保のため、防水扉設置等の耐水化対策を実施する。

(下水道課)

## 第8 社会公共施設等

### 1 福祉施設

#### (2) 防災上の管理・運営等

オ 施設設置者は、自家発電装置等の非常用電源の整備に努めるものとする。

(福祉政策課)

### 2 医療施設

#### (2) 防災対策上の管理・運営

##### オ ライフラインの確保

施設設置者は、次の設備等の整備に努めるものとする。

① ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備

② 水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約

③ メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

(福祉政策課、医務薬事課)

## 第14節 雪害予防計画

### 第2 冬期交通の確保

#### 1 道路の除排雪

一般国道における指定区間は東北地方整備局の各河川国道事務所が、指定区間外は県が行う。

主要地方道及び一般県道は県が行う。

市町村道は市町村が行う。

(1) 各道路管理者は、除排雪の効率化を図り管理区分にとらわれない「相互乗入」の体制を構築し、また豪雪により当該市町村のみの対応では困難な場合において、国や県は除排雪機材の提供や関連業者の斡旋など積極的に支援する。

(2) 各道路管理者は、除排雪車両の更新や増強など除排雪態勢の構築に努めるとともに、必要に応じて道路除排雪の出動基準や豪雪時に優先すべき除排雪路線の見直しを行う。

(3) 各道路管理者は、降積雪情報を積極的に把握するとともに、迅速な初期除排雪を行うなど、初動体制の徹底を図る。

(4) 各道路管理者は、豪雪時における道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除排雪活動を実施し得るよう、緊急確保路線（注1）について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統、その他危険箇所のパトロール等に関し、所要の態勢を確立する。県の態勢の細部については、秋田県建設部「道路除雪の計画と概要」による。

（注1）緊急確保路線：緊急体制時に交通を確保すべき路線で、路線の重要性、積雪量、動員可能な除雪機械等を勘案して、国土交通省道路局長が指定する。

(道路課)

#### 4 県民等への情報提供等

(1)～(2) 略

(3) 県は、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、「雪下ろし注意情報」を発表し、防災行政無線や報道等を通じて、県民に注意を喚起する。

(総合防災課)

### 第3 雪崩防止対策

#### 1 雪崩発生危険箇所の概況

資料編のとおり (別途資料編を作成し掲載する予定)

#### 2 雪崩危険箇所の点検

- (1) 各道路管理者は、「雪崩の危険箇所」について降雪前に道路法面の植生状況及び「雪崩予防柵等」の点検を行う。また、融雪期にはパトロールを実施し積雪表面の点検を行う。
- (2) 国や県及び市町村は、住宅背後等の「雪崩危険箇所」について降雪前にパトロールを実施し、斜面の植生状況及び「雪崩予防柵等」の点検を行う。

3～4 略

(道路課)

### 第5 民生対策

#### 1 住民の対応

個人の家屋及び家屋周辺の雪処理については、個人又はその近親者の責任において行うことが原則であり、新築、リフォームにあたって、屋根雪処理に配慮した克雪化に努めるとともに、  
平時から次のことに留意し雪害に備える必要がある。

(建築住宅課)

### 第8 豪雪地帯対策基本計画の推進

#### 1 計画の方針

県内全域が豪雪地帯である本県における雪害の防除、産業の振興、生活環境の整備・改善等に関して、今後講ずべき豪雪地帯対策の基本方向を明らかにするとともに、豪雪地帯における快適で魅力ある地域づくりを、県、市町村、県民等が一体となって推進する。

#### 2 計画の概要

次の5つの基本的方向に基づき、施策を実施する。

- ① 交通及び通信の確保
- ② 農林水産業、商工業その他の産業の振興
- ③ 生活環境施設の総合的な整備
- ④ 国土保全施設の総合的な整備
- ⑤ その他の豪雪地帯振興施策の推進

#### 3 計画の期間

計画の期間は、平成25年度から平成29年度の5年間である。

(地域活力創造課)

## 第19節 廃棄物処理計画

### 第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備

#### 2 県の役割

(2) 都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他支援を行うとともに、災害発生時の迅速かつ円滑な対応を確保するため、近隣道県や関係団体等との連絡体制の整備及び情報共有を図る。

(環境整備課)

## 第20節 避難計画

### 第1 計画の方針

大雨・洪水、豪雪などの気象に関する災害が発生したとき、又は発生するおそれがあり住民の避難が必要になったとき、さらに危険物取扱施設から石油類・薬液などの流出・漏洩事故により、当該漏洩区域住民の避難が必要になったことを想定し、市町村は地域防災計画に避難情報の種類及び伝達手段、また災害の種別に応じた被災しない避難場所、避難路及び避難所を定め、これを町内会や自主防災組織において計画的に実施する研修会や防災訓練を通じ、住民への周知徹底を図るものとする。

特に、災害時要援護者に対しては、避難支援者について本人や家族の希望を尊重しながら民生委員・児童委員の協力を得て選定するほか、避難後に介護や医療が必要になる場合に備え、地域の医療機関、社会福祉施設等との連携を図り、協力体制の整備に努めるものとする。

また、電車や航空機などの公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生することから、県、市町村及び公共交通機関の管理者等は、「むやみに移動を開始しないこと」の広報や帰宅困難者の一時滞在施設の確保に努めるものとする。

(総合防災課)

### 第2 市町村の実施範囲

#### 1 避難場所等に関する事項

市町村は、各種災害の特性を踏まえ、適切な避難場所等の確保に努めることとする。避難場所等の確保に当たっては、必要に応じて県有施設（高等学校等）や民間施設等の活用を図るとともに、避難場所等に指定する施設の管理者との協力・連絡体制の確立を図るものとする。

なお、避難場所等の指定については、過去の災害の状況や新たな知見を踏まえ、必要に応じて点検等を実施し、適宜見直しを行うものとする。

#### (1) 避難場所の指定

第1編第3節で対象としている各種災害の特徴等を踏まえ、被災しない場所を指定すること。

#### (2) 避難路の指定

第1編第3節で対象としている各種災害の特徴等を踏まえ、災害で被災せずに、迅速かつ安全に避難できる道路を複数確保又は必要に応じて整備し、指定すること。

#### (3) 避難所（施設）の指定

第1編第3節で対象としている各種災害の特徴等を踏まえ、被災しない公共施設等であること。また、避難が長期化した場合を想定し、長期的な避難生活に対応した避難所の確保に努めること。

(4) 避難場所等の環境整備

次の事項に留意し、避難場所等の環境整備を図ること。

ア 非常用電源の配置とその燃料の備蓄

イ 医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等の整備

ウ 毛布、暖房器具、暖房施設等の整備

エ プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮した環境の整備

(総合防災課)

(5) 避難の長期化に対応した施設整備

ア 給水体制と資機材の整備

① 住民の避難生活が長期化した場合、必要とする最少限の飲料水を確保するために給水の  
実施体制を整備する。

② 仮設トイレ及び入浴施設など、最少限の生活を営むために必要な生活用水、消毒剤、脱  
臭剤及び防虫剤等衛生用品の確保をするとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を  
整備する。

③ 給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

(生活衛生課)

(6) 避難場所等の周知

避難場所の表示や避難場所一覧の配布、ハザードマップ等による避難場所、避難方法、避  
難経路等について、住民への周知徹底を図ること。

(総合防災課)

2 避難情報の判断基準 (項番の変更)

3 発表基準の設定

市町村は、降水量、河川水位、気象予警報の発表等の客観的な指標に基づき、災害種別毎に  
避難準備(要援護者避難)情報、避難勧告、避難指示の具体的な発表基準を設定すること。

(総合防災課)

4 避難情報に付する事項 (項番の変更)

5 避難情報の伝達手段 (項番の変更)

6 避難者の優先順位の設定 (項番の変更)

7 災害時要援護者対策 (項番の変更)

8 避難所外避難者への支援

市町村は、指定避難所以外(知人宅、車中、テント等)に避難している者について、その状  
況把握と食料や生活用品等の提供に必要な体制の整備に努めるものとする。

(総合防災課)

9 避難者の健康管理 (項番の変更)

10 避難所の開設・運営マニュアルの作成

(現計画の第2編第2章第10節 避難対策計画 第7「避難所設置・運営マニュアルの作成の推進」から移動)

市町村長は、次の項目等から構成される「一般避難所の設置・運営マニュアル」、並びに「福祉避難所の設置・運営マニュアル」を作成する。この作成過程においては、地域を構成する多様な主体の意見を聞き、協議するものとする。

(男女共同参画課)

また、これらマニュアルに基づく計画的な訓練の実施と検証を行い、適宜見直しを行う。

なお、マニュアルの作成に当たっては、地域の人口、年齢構成、気候、インフラの整備状況、都市化の程度等を勘案し、概ね次の項目を参考に作成に努める。

【「一般避難所」の設置・運営マニュアルの構成】

| 区 分        | 主な項目等                                                                                                                                                                                                                                        | 備 考 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 対象とする避難者   | 1 災害によって現に被害を受けた者<br>2 災害によって被害を受けるおそれがある者<br>3 在宅被災者                                                                                                                                                                                        |     |
| 平時に行う避難所対策 | 1 避難所の指定（市町村地域防災計画）<br>2 避難所の周知（避難ルートの検証）<br>3 避難所の設置期間<br>4 避難所の耐震診断・補強（震災対策）<br>5 付帯設備の確認・補充<br>6 災害対策本部との通信手段<br>7 緊急物資の備蓄<br>8 収用可能人員の把握<br>9 避難所管理者との協議・覚書の締結（学校施設等）<br>10 災害救助法適用時における想定業務<br>11 支援物資の保管<br>12 調整役、責任者の決定・確保<br>13 その他 |     |
| 避難情報の伝達基準  | 1 避難準備情報<br>2 避難勧告<br>3 避難指示                                                                                                                                                                                                                 |     |
| 避難誘導       | 災害時要援護者等に対する避難誘導対策                                                                                                                                                                                                                           |     |
| 避難者の行動想定   | 1 発災直後の行動想定<br>2 災害種別による行動想定                                                                                                                                                                                                                 |     |
| 避難所の設置・運営  | 1 床面積の割り当て<br>2 避難所運営委員会の設置                                                                                                                                                                                                                  |     |

|          |                                                                                                                         |  |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|          | 3 情報管理（安否情報等）<br>4 水・食料、生活物資の支給<br>5 保健・衛生管理<br>6 プライバシーの確保、防犯対策<br>7 被災者支援制度の運用（仮設住宅・資金貸付等）<br>8 災害時要援護者・女性対策<br>9 その他 |  |
| 災害ボランティア | 災害ボランティアの受け入れ等                                                                                                          |  |
| その他      | 必要のある事項                                                                                                                 |  |

【「福祉避難所」の設置・運営マニュアルの構成】

（略）

（総合防災課）

## 11 帰宅困難者支援

市町村は、「むやみに移動を開始しない」ことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等について、平時から広報に努めるものとする。

また、主要駅や空港が所在する市町村は、帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる公共施設や民間事業所を、予め確保するよう努めるものとする。

（総合防災課）

## 第3 県の実施範囲

7 「むやみに移動を開始しない」ことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等について、平時から広報する。また、帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる施設を、市町村が確保できるよう、民間事業者に対して協力を求める。

（総合防災課）

## 第4 関係機関の実施範囲

### 4 交通機関関係

交通拠点に避難している帰宅困難者に対しては、交通事業者による広報等が重要となることから、行政やマスコミ等との情報伝達をスムーズに行えるようにするほか、複数の通信手段を使用できるよう合同で訓練を行うなど、関係機関相互間における連絡手段や協力体制を確保し、情報の共有を図る。

（交通政策課）

また、公共交通機関の運行管理者及び駅・空港等の施設の管理者は、帰宅困難者へ提供する防寒用品及び飲料水等の備蓄や、帰宅困難者への対応方法を予め定めるよう努めるものとする。

（総合防災課）

## 第5 応急仮設住宅・公営住宅供給計画

県及び市町村は、大規模災害発生時における住民の長期避難を想定し、平時において応急仮設住宅の建築等に関する連絡体制等を整備するものとする。

1～3 (略)

4 借り上げ可能な民間賃貸住宅の空き家の把握

5 公営住宅の空き家の把握

(建築住宅課)

## 第21節 医療救護計画

### 第1 計画の方針

災害が発生すると多数の住民が負傷し健康の危機に瀕するとともに、被災地の医療機関で治療中の住民は十分な医療を受けることが困難となる。このような状況で可能な限りの医療活動を行い、多数の住民を健康の危機から守るのが災害医療である。

秋田県災害医療救護計画は、災害が県内において発生する場合と県外において発生する場合を想定し、迅速な救命医療の提供や避難所等における診療活動など、災害医療を円滑に提供することを定めるものである。

災害医療を提供するためには、災害医療の拠点となる医療機関の指定とともに、医療救護班の派遣体制、傷病者の搬送体制、医薬品や医療資機材の備蓄体制などの整備が重要であり、また、その体制を支える人材育成については、相応の研修や訓練の実施が必要である。

### 第2 災害時の医療提供体制の整備

#### 1 県の役割

相当規模の災害等が発生し、秋田県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）が設置される場合及び秋田県健康福祉部長が必要と認める場合、秋田県災害医療対策本部（以下「県災害医療対策本部」という。）を設置し、被災地域での迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。また、大規模災害等が県内で発生し、複数の市町村が被災した場合、若しくは災害医療に関して各市町村で対応困難となった場合に、県は一元的に災害医療を統率する。

このため、次に掲げる体制等の整備を行い、必要に応じ国や他都道府県、自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁等の関係機関に協力要請を行う。

一方、大規模災害等が県外で発生し医療支援の必要が生じた場合、県は秋田県医師会、秋田県歯科医師会、秋田県薬剤師会、秋田県看護協会、日本赤十字社秋田県支部等（以下「県医師会等」という。）の関係団体や医療機関へ協力を要請し速やかに医療救護班を派遣する。

なお、災害医療派遣チーム（DMAT）に関しては県とDMAT指定病院の協定に基づき活動を行う。

#### (1) 連携体制の整備

県医師会等の災害医療の実施に係る関係団体、医薬品、医療資機材等の災害医療に必要な物資の確保に係る関係団体等と協定を締結し連携体制を整備する。

#### (2) 県災害医療対策本部の整備

県医師会等の災害医療の実施に係る関係団体に協力要請し、災害医療を統率する本部機能を整備する。急性期には県災害医療対策本部にDMAT調整本部を設置し共同して災害医療を統率する体制を整備する。

#### (3) 情報通信システムの整備

広域災害救急医療情報システム（E M I S）、衛星電話等を活用した情報通信システムを整備し、災害医療に関する情報を収集し、市町村の災害対策本部等と情報を共有する体制を整備する。

また、これらのシステムが停電時でも運用できるよう、非常用電源を確保する。

なお、災害拠点病院の医療救護班及び県医師会等の関係団体には、衛星通信装置を配備する。

#### **(4) 輸送体制の整備**

医療救護班、医療資機材等を輸送する必要がある場合は、県災害対策本部を通じて、自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁等の関係機関へ協力を要請する。

#### **(5) 災害医療の研修、訓練の実施**

災害発生時に役立つ実践的な研修や訓練を実施する。

## **2 市町村の役割**

相当規模の災害発生時には、市町村地域防災計画に基づき、市町村災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。また、市町村で対応可能な被災規模の場合は当該市町村が災害医療に係る活動を統率する。

このため、郡市医師会、郡市歯科医師会、地域薬剤師会、看護協会地区支部等（以下「郡市医師会等」という。）地域の関係団体や消防機関、警察、保健所等関係機関との連携体制を整備する。

#### **(1) 県災害医療対策本部への要請**

災害の種類や規模に応じ、当該市町村で対応が困難な場合は、県災害医療対策本部に対し、必要な医療支援を求めるものとする。

#### **(2) 災害医療の研修、訓練の実施**

災害発生時に役立つ実践的な研修や訓練を実施する。

## **3 関係団体**

県医師会等の関係団体は、県と締結する医療救護活動に関する協定等に基づき、災害医療に係る活動等を実施する。

## **4 医療機関**

各医療機関は災害対策に関する啓発、対応マニュアルの作成、研修及び訓練を定期的に行うほか、以下の設備等の整備に努めるものとする。

(1) ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備

(2) 水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約

(3) メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

## **第3 災害時の医療提供体制**

### **1 県災害医療対策本部の設置**

#### **(1) 県災害医療対策本部**

県災害対策本部長の指揮のもと、災害医療については秋田県健康福祉部長を本部長とする県災害医療対策本部を設置し、医療救護班の編成・派遣、傷病者の搬送・受入、避難所の健

健康管理等の災害医療に係る活動の調整等を行い、県内の災害医療を一元的に統率する。

## **(2) 災害医療コーディネーター等**

- ① 県災害医療対策本部長の指揮下に災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行う災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。
- ② コーディネーターを補佐し、災害医療に関する調整等を行うため、県災害医療対策本部に災害医療連絡調整員（以下「連絡調整員」という。）を配置する。
- ③ コーディネーター及び連絡調整員は、災害医療に精通し、かつ、県内医療の現状について熟知している者として、県医師会等が推薦する者のうちから知事が委嘱する。
- ④ コーディネーター及び連絡調整員は、平常時においては災害医療の体制整備に係る調整等を行う。
- ⑤ コーディネーターは、大規模災害発生時等において、県災害医療対策本部長の指揮下で災害医療に係る活動を行う。

## **2 地域災害医療対策本部の設置**

### **(1) 地域災害医療対策本部**

県は被災二次医療圏ごとに地域災害医療対策本部を設置し、各市町村が実施する災害医療に係る活動を支援する。

### **(2) 地域災害医療コーディネーター**

- ① 地域災害医療対策本部に、災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行う地域災害医療コーディネーター（以下「地域コーディネーター」という。）を配置する。
- ② 地域コーディネーターを補佐し、災害医療に関する調整等を行うため、地域災害医療対策本部に地域災害医療連絡調整員（以下「地域連絡調整員」という。）を配置する。
- ③ 地域コーディネーター及び地域連絡調整員は、災害医療に精通し、かつ、当該地域医療の現状について熟知している者として、郡市医師会等が推薦する者のうちから知事が委嘱する。
- ④ 地域コーディネーター及び地域連絡調整員は、平常時においては災害医療の体制整備に係る調整等を行う。

## **3 災害拠点病院の指定**

県は、災害医療は県内の全医療機関が担うものであるが、被災地からの傷病者の受入れや医療救護班の派遣等を行い、災害医療の中核となる災害拠点病院を指定し、これらの病院を中心に災害医療体制を整備する。なお、災害拠点病院のうち1病院は基幹災害医療センター、他の病院は地域災害医療センターとする。

### **(1) 災害拠点病院の体制整備**

災害拠点病院は、災害時における傷病者の受入れを確実にするため、次の体制整備を行う。

- ① 被災地へ派遣する自己完結型の医療救護班を確保する。なお、DMATを保有するものとする。
- ② 多発する重篤救急患者の救命医療等を行うため、病院機能を維持する必要があることから、病院施設の耐震化を進める。
- ③ 災害時の通信手段の確保に向け、インターネット接続が必要な広域災害救急医療情報シ

システム（EMIS）の活用も考慮し、最低限、衛星電話を保有し、また、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備する。

- ④ 自家発電機の発電容量については、救急医療や手術等の急性期の医療機能や、電子カルテシステム等を含む病院情報システム等のネットワーク等の病院の基本的な機能を維持するために必要な発電容量を確保する。
- ⑤ 適切な容量の受水槽の保有や、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等、診療時に必要な水を確保する。
- ⑥ 食料、飲料水、燃料、医薬品等は、流通を通じて適切に供給されるまでの必要な量として、概ね3日分備蓄する。
- ⑦ 病院敷地内にヘリポートを確保する。ただし、敷地内の設置が困難な場合は近隣の使用可能なヘリコプターの離着陸場を確保するものとする。

## (2) 災害医療センターの配置

### ① 基幹災害医療センター

- ア 秋田大学医学部附属病院を基幹災害医療センターに指定する。
- イ 災害拠点病院の活動に加え、平常時においては災害医療の研究、教育活動を行う。

### ② 地域災害医療センター

- ア 二次医療圏の災害拠点病院を地域災害医療センターに指定する。
- イ 災害拠点病院の活動に加え、平常時においては災害医療の研修、訓練を行う。
- ウ 地域災害医療センターの配置は次のとおりとする。

| 二次医療圏    | 地域災害医療センター                     |
|----------|--------------------------------|
| 大館・鹿角    | かづの厚生病院、大館市立総合病院               |
| 北秋田      | 北秋田市民病院                        |
| 能代・山本    | 山本組合総合病院                       |
| 秋田周辺     | 秋田組合総合病院、秋田赤十字病院、秋田県立脳血管研究センター |
| 由利本荘・にかほ | 由利組合総合病院                       |
| 大仙・仙北    | 仙北組合総合病院、市立角館総合病院              |
| 横手       | 平鹿総合病院                         |
| 湯沢・雄勝    | 雄勝中央病院                         |

## 4 災害派遣医療チーム（DMAT）

### (1) DMATの活動

DMATについては、日本DMAT活動要領の規定を基本とし、県とDMAT指定病院との協定に基づき活動する。

### (2) DMAT県調整本部の設置

- ① 県災害医療対策本部は、県内で活動するすべてのDMATを指揮・調整するDMAT県調整本部を県災害医療対策本部の指揮下に設置する。
- ② 秋田DMATの統括は、DMAT県調整本部の責任者を指名する。

## 第4 医薬品等の備蓄体制の整備

### 1 常用備蓄

(1) 災害拠点病院は、医療救護班が使用する緊急医薬品等及び重症患者の救命救急医療その他必要な医薬品等について、平常時に病院で採用している医薬品等を使用しながら一定量を上乘せして確保する形態（以下「常用備蓄」という。）により備蓄する。災害拠点病院の常用備蓄量は概ね3日分を目途とするが、災害時に多数の患者が来院することを考慮するものとする。

(2) 災害協力医療機関（病院）及び調剤薬局においても、概ね3日分の常用備蓄を行うものとし、二次医療圏ごとに調剤薬局の常用備蓄を補完する体制を整備するものとする。

## **2 流通備蓄**

災害の初動時以降に救護活動で必要となる災害用医薬品及び医療機器については、薬剤師会又は医薬品卸業者等（以下「流通備蓄主体」という。）の協力を得て、平常時に薬局等業務の中で販売・使用している医薬品等の在庫量を情報管理するとともに、秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会の協力を得て、医薬品卸業者等の在庫に一定量を上乘せして備蓄（以下「流通備蓄」という。）する。

## **3 供給の確保**

医薬品等の卸業者は、医療機関等からの医薬品等の供給要請に対応できるよう、平常時から通常の医薬品等の流通ルートのほか、災害時に医薬品等を調達できる流通ルート及びその方法を取り決めておくものとする。

## **4 後方供給体制**

県は、災害発生後に県外から支援供給される医薬品等（以下「支援医薬品等」という。）の受け入れ体制として、平常時から二次医療圏ごとに支援医薬品等の集積予定場所（以下「支援医薬品集積センター」という。）を複数選定するものとする。

## **5 希用医薬品等の確保**

化学薬品工場等で災害に伴って発生する恐れのある疾病の治療に必要な希用医薬品については、流通備蓄その他の方法により備蓄する。

## **6 お薬手帳の活用**

秋田県薬剤師会は、必要に応じてお薬手帳を救護所等へ供給するとともに、平常時から、避難する際の携行品として、お薬手帳の普及啓発を図る。

## **7 血液製剤等の確保**

(1) 秋田県赤十字血液センター及び輸血用血液製剤を常時保有する医療機関は、平常時から広域災害救急医療情報システム（EMIS）を通じ、在庫血液量の情報提供を行う。

(2) 秋田県赤十字血液センターは、災害時の緊急連絡先を医療機関へ周知するほか、災害時の血液製剤の供給方法について、予め他県の血液センターとの間で支援体制等を構築する。

(3) 秋田県赤十字血液センターは、県災害医療対策本部との連絡体制を確保する。

(4) 秋田県赤十字血液センターは、献血者登録制度の充実を図って、災害時の輸血用血液製剤の確保に努める。

## 第5 搬送体制等の整備

### 1 搬送体制

各警察署は、災害発生時には、道路の被災状況を確認の上、交通規制を行うとともに、緊急通行車両の陸路搬送路を優先的に確保する。

なお、民間車両等の中で災害時に緊急通行車両として使用される可能性があるものは、予め緊急通行車両の事前届け出をする。

### 2 在宅医療機器使用患者等への対応

在宅医療機器使用患者等を抱える医療機関は、平常時からこれらの患者に関する連絡体制及び搬送先等の計画を策定するものとする。

## 第6 災害医療に係る研修・訓練

1 県内の関係機関は、大規模災害を想定した医療救護訓練及び災害時の医療関係者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病等の治療技術等に関する研修や訓練を定期的の実施するものとする。

2 県内の関係機関は、救急蘇生法、災害時のトリアージの意義、災害時の救急搬送システム等について、住民への普及啓発を図るものとする。

3 県内の関係機関は、災害時、同時に多数生ずる犠牲者及び身元不明者に係る死体検案及び身元確認を迅速かつ効率的に行うため、死体検案等に従事する関係者に対する死体検案技術及び身元確認技法の研修や訓練を実施するものとする。

4 県は、定期的に広域災害救急医療情報システム（E M I S）や衛星電話による情報収集訓練を行うとともに、医療機関の担当者等を対象としたシステム等の操作方法の研修会を開催する。

## 第7 災害医療救護計画の推進

### 1 救急・災害医療検討委員会

県は、県医師会等の医療関係団体及び警察、消防機関等の関係機関から構成する救急・災害医療検討委員会を設置し、秋田県災害医療救護計画の推進と全県的視野での救急・災害医療対策の強化を図るものとする。

救急・災害医療検討委員会の役割は以下のとおりとする。

- (1) 災害医療救護計画の推進及び秋田県医療保健福祉計画（災害医療）の進行管理を行う。
- (2) 保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会の意見等を集約する。
- (3) 災害医療体制の整備・充実を図るための具体的な方策を検討する。
- (4) 災害医療に係る研修・訓練の実施方法を検討する。
- (5) その他災害医療に関する必要事項を検討する。

### 2 保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会

県は、保健所、市町村、郡市医師会、災害拠点病院、郡市歯科医師会、地域薬剤師会、看護協会地区支部、消防機関本部、警察等の関係団体及び地域住民の代表者から構成する保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会を設置し、地域における災害医療対策の強化を図る。

保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会の役割は以下のとおりとする。

- (1) 災害医療救護計画の推進及び秋田県医療保健福祉計画の進行管理を行う。
- (2) 地域の防災訓練（災害医療に関する）の実施方法を検討する。
- (3) 地域の災害医療関係者の連携体制の確立を図る。
- (4) その他災害医療に関する必要事項を検討する。

(医務薬事課)

## 第23節 災害ボランティア活動支援計画

### 第3 災害ボランティア活動への支援

#### 3 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成

市町村社会福祉協議会は、必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるようにするため、市町村及び地域の関係団体と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の作成に努める。

市町村は、市町村社会福祉協議会によるマニュアル作成について、積極的に協力・支援するよう努める。

(福祉政策課)

#### 4 災害ボランティア活動の環境整備（項番の変更）

## 第25節 大規模停電対策計画

### 第1 避難所、公共施設等への非常用電源の整備

県、市町村及び各種公共施設等の管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備するものとする。

なお、整備に当たっては、次の点に留意し進めるものとする。

- ・非常用電源の用途及び容量
- ・非常用電源を供給する機器の選定
- ・機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

(総合防災課・財産活用課)

#### 1 避難所

市町村は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図るものとする。

県教育庁は、県立学校への太陽光発電設備の導入について、災害発生時に速やかな情報収集を行うことが出来るよう、避難所に指定されている学校を優先し整備を図るものとする。

(総合防災課・教育庁施設整備室)

#### 2 防災拠点

県、市町村及び防災関係機関は、災害対策本部をはじめとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図るものとする。

(総合防災課)

#### 3 福祉・医療施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努めるものとする。

※ 本編第1章第12節第8「社会公共施設等」参照。

(福祉政策課)

#### 4 農業施設

県は、種苗や動植物等を管理する県有施設において、災害時の停電等に備え、必要な電源を確保するための自家発電機を整備する。

(農林政策課)

#### 第2 非常用発電機の燃料確保

県及び市町村は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

(総合防災課・農林政策課・財産活用課)

#### 第3 大規模停電を想定した訓練の実施

非常用発電機等を整備している避難所や公共施設の施設管理者は、停電時における運用方法(対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等)を定め、職員や利用者への周知に努めるものとする。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

(総合防災課・農林政策課・財産活用課)

### 第26節 広域防災拠点整備計画

#### 第1 趣旨

大規模災害時には、県外からの広域応援部隊や救援物資等を、大きな被害のない地域に集結・集積させた上で被災地に展開・搬送するなど、広域応援活動を円滑に行う必要がある。

県は、このような広域応援活動の拠点となる施設(広域防災拠点)について、その所有者等と協議の上で予め指定する。

本節では、広域防災拠点の整備等について、必要な事項を定める。

#### 第2 整備方針

県は、次の考え方のもとに広域防災拠点を整備する。

- 1 広域応援活動の拠点となり得る既存の公園やスポーツ施設等について、関係機関と調整の上、広域防災拠点に指定する。
- 2 指定にあたっては、県内各地域での被災を考慮し、県北・中央・県南の各地域に複数指定するほか、県外からの、及び県内各地へのアクセスの良さや、施設の被災の可能性も考慮する。
- 3 大規模災害発生時には、関係機関と調整の上、指定施設の中から実際に開設する施設を選定する。

#### 第3 広域防災拠点の機能

広域防災拠点は、次の機能を果たす施設とする。

| 名 称          | 機 能                                      |
|--------------|------------------------------------------|
| 集結場所・ベースキャンプ | 県外等からの自衛隊、警察、消防等の部隊の集結場所又は活動拠点となるベースキャンプ |

|                       |                                            |
|-----------------------|--------------------------------------------|
| 一次物資集積拠点              | 救援物資の受け入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、市町村等に輸送する施設        |
| 広域搬送拠点臨時医療施設<br>(SCU) | 重症患者を広域搬送する空港において、症状の安定化等を図るために設置する臨時の医療施設 |

#### 第4 広域防災拠点の指定等

県は、県北・中央・県南の各地域に、次のとおり広域防災拠点を指定する。

大規模災害発生時、県は、関係機関と調整の上、これらの施設の中から災害の規模や被災地域等の状況に応じて、実際に開設する施設を選定する。

なお、下記以外の地域・施設・機能についても、今後、市町村や防災関係機関との協議により、必要に応じて追加するものとする。

また、一次物資集積拠点については、次の施設が使用できない場合などに備え、物流事業者団体は、使用可能な民間倉庫について、その面積等の諸元を調査し、把握するよう努める。

| 地域             | 施設の名称                             | 機 能          | ヘリポート<br>の有無 | 備 考 |
|----------------|-----------------------------------|--------------|--------------|-----|
| 大館<br>北秋<br>地域 | 長根山運動公園                           | 集結場所・ベースキャンプ | 有            |     |
|                | 長木川河川緑地                           | 集結場所・ベースキャンプ | 有            |     |
|                | 北欧の杜公園                            | 集結場所・ベースキャンプ |              |     |
|                | 大館樹海ドーム                           | 一次物資集積拠点     | 有            |     |
|                | 大館能代空港                            | 広域搬送拠点臨時医療施設 | 有            |     |
| 秋田<br>中央<br>地域 | 県立中央公園運動広場                        | 集結場所・ベースキャンプ |              |     |
|                | 県立中央公園スカイドーム                      | 一次物資集積拠点     |              |     |
|                | 秋田空港                              | 広域搬送拠点臨時医療施設 | 有            |     |
| 横手<br>大仙<br>地域 | 大仙市総合公園（農業科学館・大曲西中学校を含む）          | 集結場所・ベースキャンプ | 有            |     |
|                | 横手市赤坂総合公園（横手南中学校を含む）              | 集結場所・ベースキャンプ | 有            |     |
|                | 神岡中央公園屋内多目的施設「嶽ドーム」（B&G海洋センターを含む） | 一次物資集積拠点     |              |     |
|                | 協和多目的交流施設「樹パル」                    | 一次物資集積拠点     |              |     |
|                | 秋田ふるさと村ドーム劇場                      | 一次物資集積拠点     | 有            |     |

（各施設の所在地や面積等の諸元は別途資料編を作成し掲載する予定）

#### 第5 広域防災拠点における後方支援等

広域防災拠点の所在する各市は、県、施設の所有者又は管理者、施設を使用する防災関係機関等と連携し、広域防災拠点等における被災地への後方支援に努めることとし、これについて地域防災計画等に定めるものとする。

また、県及びこれらの関係機関は、大規模災害発生時に広域防災拠点を円滑に開設・運営できるよう、開設までの手順や運営時の各機関の役割などを予め確認するとともに、広域防災拠点の設置・運営に関する訓練を実施するよう努める。

## 第6 市町村における防災拠点の整備等

### 1 地域防災拠点施設の整備

市町村は、地域の状況に応じて、災害対策本部等の防災活動の拠点としての機能を果たすための総合施設、防災教育施設、備蓄施設、その他地域防災拠点施設にふさわしい施設等の積極的な整備に努める。

### 2 ベースキャンプの整備等

広域応援部隊は、県が指定した集結地やベースキャンプから被災地に展開する場合のほか、被災市町村内にベースキャンプを設置して活動することが想定される。

このため、市町村は、広域応援部隊のベースキャンプとなる施設を予め指定し、その運用方法等とあわせて、地域防災計画に定める。

### 3 二次物資集積拠点の整備等

市町村が自ら調達し、又は県に要請した救援物資は、各避難所に直接輸送される場合のほか、市町村内の避難所が多数ある場合は、市町村においても、救援物資の受け入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、避難所等に輸送する施設（以下本節において「二次物資集積拠点」という。）を開設する必要がある。

このため、市町村は、二次物資集積拠点となる施設を予め指定し、その運用方法等とあわせて、地域防災計画に定める。

また、二次物資集積拠点の運営及び二次物資集積拠点から避難所への輸送等について、倉庫事業者や運送事業者からの協力が得られるよう、市町村は、これらの事業者との協定を締結するよう努める。

（総合防災課）

## 第27節 備蓄計画

（新設。地震被害想定調査の結果を踏まえ、備蓄の在り方を見直した後に作成）

（現計画の「第3編第2章第8節 災害対策拠点の指定及び整備に関する計画 第3 地域防災拠点施設等の整備促進 2 備蓄倉庫の建設」及び「第3編第2章第9節 生活必需品等の確保に関する計画」の内容を統合）

## 第2編 一般災害対策

### 第2章 災害応急対策計画

#### 第1節 活動体制計画（削除）

#### 第2節 職員の動員・派遣計画（削除）

（震災対策編の同様の内容と一本化し、総則へ移動）

#### 第1節 自衛隊への災害派遣要請計画

##### 第7 災害派遣部隊の受け入れ

###### 1 自衛隊連絡所の設置

県は、県庁舎内に自衛隊連絡所を設置し、自衛隊が県と緊密に連携して救援活動を円滑に実施できるようにするとともに、自衛隊と災害現場における災害応急対策責任者（市町村長、地域振興局長等）及び関係機関との間における業務の調整の便宜を図り、またその他必要な措置をとるものとする。

###### 2 集結場所等の提供

知事は、自衛隊、市町村長、施設管理者等との協議のもと、派遣部隊の集結（野営）場所や資機材の保管場所等を指定するものとする。

これらの集結場所等は、第2編第1章第27節に定める広域防災拠点のほか、被災状況によってはその他の公共施設等の中から、派遣部隊の規模や活動内容等に応じて指定する。

また、市町村長、施設管理者等は、自衛隊の効率的な活動を支援するため、次の措置の実施に最大限協力するものとする。

- ・ 県及び派遣部隊との連絡責任者の指定
- ・ 派遣部隊誘導のための要員の派遣
- ・ 集結場所等に係る図面等の提供
- ・ 集結場所等に付随する水道水やトイレ等の使用
- ・ 近隣住民等との調整 など

3～7 （略）

（総合防災課）

#### 第2節 広域応援計画

##### 第2 県及び県内市町村による応援

###### 1 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定（協定は別途資料編を作成し掲載する予定）

県及び県内全市町村は次のとおり協定を締結しており、これに基づき被災市町村への応援を行う。

|                |                                                                                                                                                                     |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 応援の要請          | <u>1 被災市町村は、県に対して応援を要請することができる。</u><br><u>2 被災市町村は、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接応援を要請することができる。</u>                                                                       |
| 応援の種類          | <u>1 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供</u><br><u>2 避難所の開設及び避難者の受け入れ</u><br><u>3 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供</u><br><u>4 応急活動に必要な職員の派遣</u><br><u>5 上記のほか、被災市町村から特に要請のあったもの</u> |
| 要請を受けた県・市町村の役割 | <u>1 県は、被災市町村からの応援要請に対し、他の市町村に応援を要請する。</u><br><u>2 要請を受けた他の市町村は、対応可能な応援内容を県に報告する。</u><br><u>3 県は、他の市町村からの応援内容を調整する。</u><br><u>4 県は、自ら実施することが適当な場合は、直ちに応援を実施する。</u>  |
| 自主応援           | <u>1 県及び他の市町村は、被災市町村が応援要請できない状況にあると判断した場合には、自主的に応援することができる。</u><br><u>2 自主的に応援した市町村は、その内容を県に報告する。</u>                                                               |

## 2 県内13市による災害時における相互援助に関する協定（協定は別途資料編を作成し掲載する予定）

県内13市では独自に相互応援協定を締結しており、被災した都市毎の援助調整都市が定められていることから、県は、当該援助調整都市と緊密に連携して被災市への応援・調整を行う。

（総合防災課）

### 第3 広域消防相互応援協定（略）

### 第4 北海道・東北8道県における相互応援協定（略）

### 第5 全国知事会における相互応援協定

- ◎ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（協定は別途資料編を作成し掲載する予定）

知事は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく応援対策が十分に実施できない場合には、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく応援要請を全国知事会に対して行う。

全国知事会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館内

電話 03-5212-9131（調査第二部）

FAX 03-5212-9133

【各ブロックの構成】

| ブロック知事会名   | 構成都道府県名                                     |
|------------|---------------------------------------------|
| 北海道東北地方知事会 | 北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県             |
| 関東地方知事会    | 東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県<br>長野県 |
| 中部圏知事会     | 富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県         |
| 近畿ブロック知事会  | 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県<br>徳島県 |
| 中国地方知事会    | 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県                         |
| 四国知事会      | 徳島県 香川県 愛媛県 高知県                             |
| 九州地方知事会    | 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県        |

＊ 所属ブロック知事会の決定

所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、次の表を基本として、当該都道府県及び当該都道府県の所属するブロック知事会幹事県等間で協議の上、決定する。

| 都道府県名       | 広域応援の実施時の所属ブロック知事会 |
|-------------|--------------------|
| 静岡県、長野県、三重県 | 中部圏知事会             |
| 福井県、滋賀県     | 近畿ブロック知事会          |
| 鳥取県、山口県     | 中国地方知事会            |
| 徳島県         | 四国知事会              |

【実施事項】

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広域応援        | <p>1 <u>全国知事会の調整の下、都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。</u></p> <p>2 <u>上記1による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。</u></p> <p>3 <u>都道府県は、上記1における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自立的な支援が可能となる体制を構築することに努める。</u></p> |
| カバー（支援）県の設置 | <p>1 <u>都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議の上、定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。</u></p> <p>3 <u>カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。</u></p>                                                                    |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>幹事県等の設置等</p> | <p>1 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに<u>幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）</u>を置く。</p> <p>2 幹事県等は、原則として各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。</p> <p>3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、<u>自らのブロック内の総合調整を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。</u></p> <p>4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議の上、幹事県等に代わって職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。</p> <p>5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。</p> <p>6 全国知事会は、前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめの上、速やかに各都道府県に連絡するものとする。</p>                                                                 |
| <p>連絡窓口</p>     | <p>1 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。<u>連絡担当部局を変更したときも同様とする。</u></p> <p>2 全国知事会は、上記1による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめの上、速やかに各都道府県に連絡するものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>広域応援の内容</p>  | <p>広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。</p> <p><u>【広域応援の内容】</u></p> <p>(1)人的支援及び斡旋</p> <p>ア <u>救助及び応急復旧等に必要な要員</u></p> <p>イ <u>避難所の運営支援に必要な要員</u></p> <p>ウ <u>支援物資の管理等に必要な要員</u></p> <p>エ <u>行政機能の補完に必要な要員</u></p> <p>オ <u>応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋</u></p> <p>(2)物的支援及び斡旋</p> <p>ア <u>食料、飲料水及びその他生活必需物資</u></p> <p>イ <u>救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資</u></p> <p>ウ <u>救援及び救助活動に必要な車両・船艇等</u></p> <p>(3)施設又は業務の提供及び斡旋</p> <p>ア <u>ヘリコプターによる情報収集等</u></p> <p>イ <u>傷病者の受け入れのための医療機関</u></p> <p>ウ <u>被災者を一時収容するための施設</u></p> <p>エ <u>火葬場、ゴミ、し尿処理業務</u></p> <p>オ <u>仮設住宅用地</u></p> <p>カ <u>輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援</u></p> |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |             |       |    |    |       |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------|-------|----|----|-------|
| <p>広域応援の要請</p>        | <p>1 <u>被災県は、自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。</u></p> <p>2 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに<u>全国知事会又は</u>自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により<u>広域応援要請の連絡</u>を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。</p> <p>(1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量</p> <p>(2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容</p> <p>(3) 職種及び人数</p> <p>(4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路</p> <p>(5) 応援期間（見込みを含む。）</p> <p>(6) 上記(1)から(5)に掲げるもののほか必要な事項</p> <p>3 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。</p> <p>4 全国知事会は、2又は前項の連絡を受け、<u>広域応援を実施するときは、速やかに、全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。</u></p> <p>5 <u>広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。</u></p> <p>6 上記2又は3による<u>連絡</u>をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。</p> <p>7 <u>通信の途絶等により上記2又は3の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会長が認める場合は、広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。</u></p> |        |             |       |    |    |       |
| <p><u>ブロック間応援</u></p> | <p>1 <u>幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。</u></p> <p>2 <u>前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。</u></p> <p>3 <u>被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。</u></p> <p><u>【カバー（支援）ブロック】</u></p> <table border="1"> <tr> <td>被災ブロック</td><td>カバー（支援）ブロック</td></tr> <tr> <td>北海道東北</td><td>関東</td></tr> <tr> <td>関東</td><td>北海道東北</td></tr> </table>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 被災ブロック | カバー（支援）ブロック | 北海道東北 | 関東 | 関東 | 北海道東北 |
| 被災ブロック                | カバー（支援）ブロック                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |             |       |    |    |       |
| 北海道東北                 | 関東                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |             |       |    |    |       |
| 関東                    | 北海道東北                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        |             |       |    |    |       |

|                     |   |                                                                                                                                                         |       |
|---------------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|                     |   | 中部圏                                                                                                                                                     | 近畿    |
|                     |   | 近畿                                                                                                                                                      | 中部圏   |
|                     |   | 中国・四国                                                                                                                                                   | 九州    |
|                     |   | 九州                                                                                                                                                      | 中国・四国 |
| 災害対策都道府県<br>連絡本部の設置 | 1 | いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。 |       |
|                     | 2 | 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。                                                                                            |       |
| 緊急広域災害対策<br>本部の設置   | 1 | 広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。                                                                             |       |
|                     | 2 | 対策本部は、連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・事務連絡を行うとともに、広域応援に係る調整・広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。                                                                      |       |
|                     | 3 | 対策本部は、前項の事務を行うに当たり、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。                                                                                     |       |
| 経費の負担               | 1 | 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。                                                                                                      |       |
|                     | 2 | 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え支弁を求めることができるものとする。                                                                            |       |
|                     | 3 | 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。                                                                                            |       |

（総合防災課）

## 第6 東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援（略）

## 第7 緊急消防援助隊

- ◎ 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画
- ◎ 秋田県緊急消防援助隊受援計画（各計画は別途資料編を作成し掲載する予定）

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村（以下「被災地」という。）の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。）の発生に際し、消防庁長官の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

### 1 各部隊の構成・任務

|        |                                                                |
|--------|----------------------------------------------------------------|
| 指揮支援部隊 | ヘリコプターにより迅速に現地に展開し、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、 <u>緊急消防援助隊の指揮支援</u> を行う。 |
|--------|----------------------------------------------------------------|

|         |                                              |
|---------|----------------------------------------------|
| 都道府県指揮隊 | 指揮支援部隊長の管理を受け、被災地における都道府県隊の指揮や連絡調整を行う。       |
| 救助部隊    | 救助器具並びに高度救助用資機材を備え、要救助者の検索、救助活動を行う。          |
| 救急部隊    | 高度救命処置用資機材を備え、救急活動を行う。                       |
| 消火部隊    | 大規模火災発生時の延焼防止等消火活動を行う。                       |
| 後方支援部隊  | 各隊が必要な輸送・補給活動等の支援を行う。                        |
| 航空部隊    | 消防・防災ヘリコプターを用いて消防活動を行う。                      |
| 水上部隊    | 消防艇を用いて消防活動を行う。                              |
| 特殊災害部隊  | 大規模危険物火災、毒劇物・放射性物質災害等特殊な災害へ対応するための消防活動を行う。   |
| 特殊装備部隊  | 特殊装備を使用して活動を行う。<br>・はしご隊 ・水難救難隊 ・遠距離大量送水隊 ほか |

## 2 指揮支援隊及び指揮支援部隊長

指揮支援部隊とは、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で速やかに被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいい、指揮支援部隊長とは、指揮支援部隊を統括し、指揮者（当該被災地に係る市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。以下同じ。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。

本県で大規模災害又は特殊災害が発生した場合における指揮支援隊及び指揮支援部隊長の所属する消防本部は次のとおり。

| 部隊長の所属する消防本部 | 指揮支援部隊が所属する消防本部 |            |        |
|--------------|-----------------|------------|--------|
| 仙台市消防局       | 仙台市消防局          | 札幌市消防局（代行） | 東京消防庁  |
|              | 横浜市消防局          | 川崎市消防局     | 新潟市消防局 |

※ 「（代行）」は、指揮支援部隊長代行の属する消防本部を表す。

## 3 応援要請

(1) 被災地の市町村長等は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町村を管轄する消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、知事に対して応援要請を行うものとする。なお、知事と連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

(2) 知事は、被災地の市町村長から応援要請を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁長官に対して応援要請を行うものとする。

知事は、被災地の市町村長から応援要請がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁長官に対して応援要請を行うものとする。

知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知

するものとする。

#### 4 出動計画

- (1) 本県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合における第一次出動都道府県隊（原則として第一次的に応援出動する都道府県隊。以下同じ。）及び出動準備都道府県隊（大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県隊。以下同じ。）は次のとおり。

| 第一次出動都道府県隊         | 出動準備都道府県隊                                           |
|--------------------|-----------------------------------------------------|
| 青森県 岩手県<br>宮城県 山形県 | 北海道 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都<br>神奈川県 新潟県 富山県 石川県 |

- (2) 本県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合における航空部隊に係る第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊は次のとおり。

| 第一次出動都道府県隊 |                    | 出動準備都道府県隊                                                    |
|------------|--------------------|--------------------------------------------------------------|
| 情報収集航空部隊   | 救助・救急航空部隊          |                                                              |
| 青森県 栃木県    | 岩手県 宮城県<br>仙台市 山形県 | 北海道 札幌市 福島県 ①茨城県 群馬県<br>③埼玉県 千葉市 東京都 横浜市 川崎市<br>新潟県 ②富山県 石川県 |

※ 丸内数字：情報収集航空部隊の代替出動順位を示す。

#### 5 受け入れ体制

被災地を管轄する消防本部は、各応援部隊を円滑に受け入れるため次のとおり受援体制を整備する。

- ・ 管内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の把握
- ・ 市町村災害対策本部や進出拠点への職員の派遣等による連絡体制の構築
- ・ 応援都道府県隊に対して、貸出可能な資機材の準備
- ・ 管内の地理情報や水利状況等の情報提供の準備 など

知事は、緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、県、代表消防機関及び被災地消防本部の職員並びに指揮支援部隊長により構成される消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

#### 6 進出拠点

- (1) 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁、現地消防本部及び施設管理者等と協議するものとする。なお、進出拠点は、消防庁が決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の代表消防機関）に連絡するものとする。
- (2) 調整本部は、決定した進出拠点について進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
- (3) 進出拠点担当消防本部は、施設管理者等に連絡し、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- (4) 連絡員等は、到着した応援都道府県隊名及び部隊規模について確認し、調整本部に対して報告するとともに、応援都道府県隊長に対して応援先市町村、任務等の情報提供を行うものとする。

とする。

## **7 宿営場所**

- (1) 調整本部は、現地消防本部及び施設管理者等と協議して宿営場所を決定し、消防庁に対して報告するものとする。
- (2) 宿営場所の決定に当たっては、被災者への配慮及び隊員の心理的負担を考慮し、被災者の避難施設との共用とならないよう調整するものとする。

## **8 活動終了**

- (1) 指揮者は、被害状況等を考慮して緊急消防援助隊の活動が必要ないと判断した場合は、調整本部及び指揮支援本部と協議し、指揮支援本部長及び都道府県隊長に対して緊急消防援助隊の引揚げを指示するものとする。
- (2) 指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の活動の全てを終了する場合には、活動概要や活動中の異常の有無等について秋田県知事に報告する。
- (3) 指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合には、その旨を消防庁長官に報告する。

## **9 経費負担**

財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程（昭和62年2月27日財団法人全国市町村振興協会規程第26号）、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱（平成16年4月9日付け消防震第23号）等に定めるところによる。

（総合防災課）

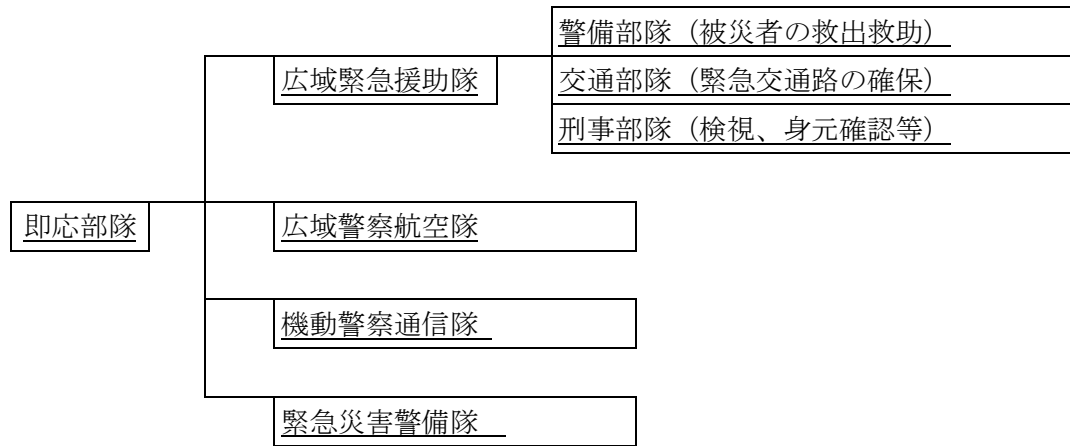
## **第8 警察災害派遣隊**

警察では、大規模災害発生時に全国から直ちに被災地へ派遣する即応部隊と災害対応が長期化する場合に派遣する一般部隊の両部隊からなる警察災害派遣隊を編成し、災害の種類や規模を問わず、幅広く対応する体制を構築する。

### **1 編成**

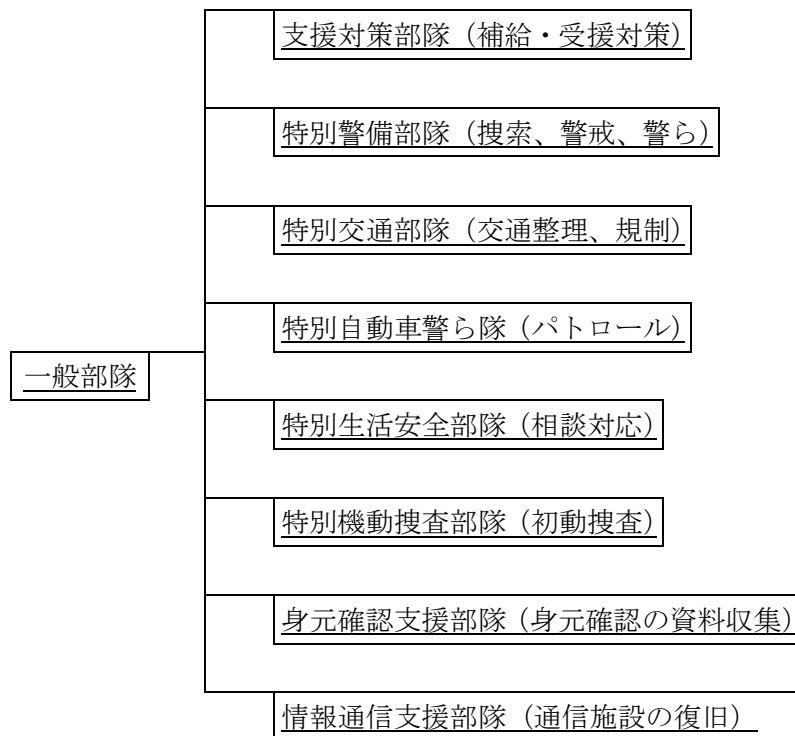
#### **(1) 即応部隊**

災害発生直後からおおむね2週間の期間中に派遣され、3日から1週間という短い活動周期で被災者の救出救助、緊急交通路の確保、検視、身元確認等を行い、被災県から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動することを原則とする。



## (2) 一般部隊

大規模災害発生時から一定期間を経た後に、主として被災県警察の機能を補完・復旧するため、生活安全、刑事、交通、警備等の各分野について長期間の派遣を前提とした部隊で、おおむね1週間以上の活動周期で、行方不明者の搜索、警戒・警ら、交通整理・規制、相談対応、初動捜査活動等を行い、長期にわたり被災地の要望を踏まえた幅広い活動を実施する。



## 2 運用



（以降に、拠点の運用について、追加を検討中）

（総合防災課）

## 第9 人的支援

県は、被災都道府県又は被災市町村に対する県職員の派遣の必要性が生じた場合、その災害規模・内容に応じて人的支援要員の人数・職種等を調整の上、決定する。

(人事課)

## 第10 他都道府県からの被災者の受入・支援

県及び市町村は、大規模災害が発生した際はただちに県有施設、市町村有施設及び民間宿泊施設の受入可能状況を調査するとともに、被災都道府県から災害救助法に基づく被災者の受入要請があった場合には、被災都道府県と連携を図り速やかに被災者の受入を行い、被災者のニーズに応じ、次の支援を行う。

- 1 県及び市町村は、被災者の避難所等における生活状況等を速やかに把握し、関係機関と連携を密にして被災者のニーズに沿った支援を行う。また、避難生活の長期化が予想される場合には、民間団体と連携して避難所や応急仮設住宅への戸別訪問等による相談活動や定期的な情報発信を行うとともに、適宜情報交換・相談会等を実施する。

(被災者受入支援室)

- 2 県及び関係市町村は、被災者に対し、避難時のできるだけ早い機会に健康チェックを行い、きめ細やかな対応を実施する必要があることから、受入担当課から避難情報を早めに入手し、受入体制を整備するなどの検討を進める。

(健康推進課)

- 3 県及び市町村は、被災者受入れ市町村及び各地域振興局を通じた就労ニーズの把握を行い、労働局・ハローワーク等の国機関と連携し、職業訓練・研修等に関する情報を共有するとともに、各関係業界への求人掘り起こし等を行って、被災者の就労支援を実施する。

(雇用労働政策課)

- 4 県は、大規模災害により被災し、経済的な理由によって就学が困難となった児童生徒が本県の公立小中学校に転入した場合、市町村と連携して、その保護者を対象に必要な就学援助策を講ずる。

(義務教育課)

- 5 県は、大規模災害により被災した乳幼児が、本県の幼稚園又は保育所に入園（入所）する際の負担を軽減するために、市町村又は私立幼稚園等と連携した支援策を講ずる。

(幼保推進課)

## 第11 災害時応援協定一覧 (項番の変更)

### 第3節 予報、警報等の発表・伝達計画

#### 第3 指定河川洪水予報

##### 1 実施機関

気象業務法及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、秋田地方気象台、国土交通省東北地方整備局秋田・能代・湯沢の各河川国道事務所、秋田県が共同し指定河川洪水予報を発表する。

#### 3 洪水予報の実施区間及び基準地点

(次の河川を追加)

| 水系名                        | 河川名           | 実施区間                                                                                  | 基準地点                     | 担当部署                                  |
|----------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------|
| 一級河川<br>おものがわすいけい<br>雄物川水系 | たいへいがわ<br>太平洋 | 左岸<br>秋田市太平山谷字鳩ノ島地先（地主橋）<br>から旭川への合流点まで<br><br>右岸<br>秋田市太平山谷字地主地先（地主橋）<br>から旭川への合流点まで | うしじますいいかんそくじよ<br>牛島水位観測所 | 秋田県<br>建設部河川砂防課<br><br>気象庁<br>秋田地方気象台 |

(河川砂防課)

### 第4節 災害情報の収集・伝達計画

#### 第1 計画の方針

災害発生時において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講ずる上で災害情報の収集及び伝達は最も重要であり、県、市町村及び防災関係機関が発表する広報は、被災地における混乱を防止し、かつ県民の不安の解消に重要な役割を担うこととなり、県、市町村及び防災関係機関は地震災害に関する情報の収集及び伝達について相互に緊密な連携保持に努め、かつ収集した情報の共有化を図るものとする。

#### 第2 情報の優先度及び伝達系統

3 市町村が災害対策本部を設置した場合又は大規模災害による混乱等により市町村からの被害報告が円滑に行われない場合、地域振興局長は、災害対策現地派遣班の派遣を検討する。特に、市町村の行政機能が著しく低下したと認められる場合は、現地派遣班の派遣や航空機等を活用した積極的な情報収集を行う。

(マニュアルは別途資料編を作成し掲載する予定)

(総合防災課)

#### 第12 安否情報の収集・伝達体制

##### 1 安否情報システムの活用

安否情報システムは、国（総務省消防庁）が整備したシステムであり、国民保護事案のほか、自然災害・事故災害においても活用することができる。

県、市町村は、大規模な自然災害等が発生した場合、住民の安否情報を確認するため、安否情報システムを活用して、避難住民や負傷住民等の情報を収集及び整理することによって、住民からの安否情報の照会に対する回答を行う。

また、全国の住民からの安否情報の照会に対しても的確な回答を行うため、県、市町村は、安否情報システムにおいて収集及び整理した安否情報を、消防庁に設置されたサーバーに登録（報告）し、国、都道府県及び関係機関との間で情報共有を図る。

（総合防災課）

## 2 行方不明者相談対応班の設置

大規模な災害が発生した際に警察に寄せられた行方不明者情報に対応するため、警察本部及び警察署に行方不明者相談対応班を設置し、行方不明者に関する届出の受理やデータ化、安否確認、県等に寄せられた情報の共有等を行う。

（警察本部）

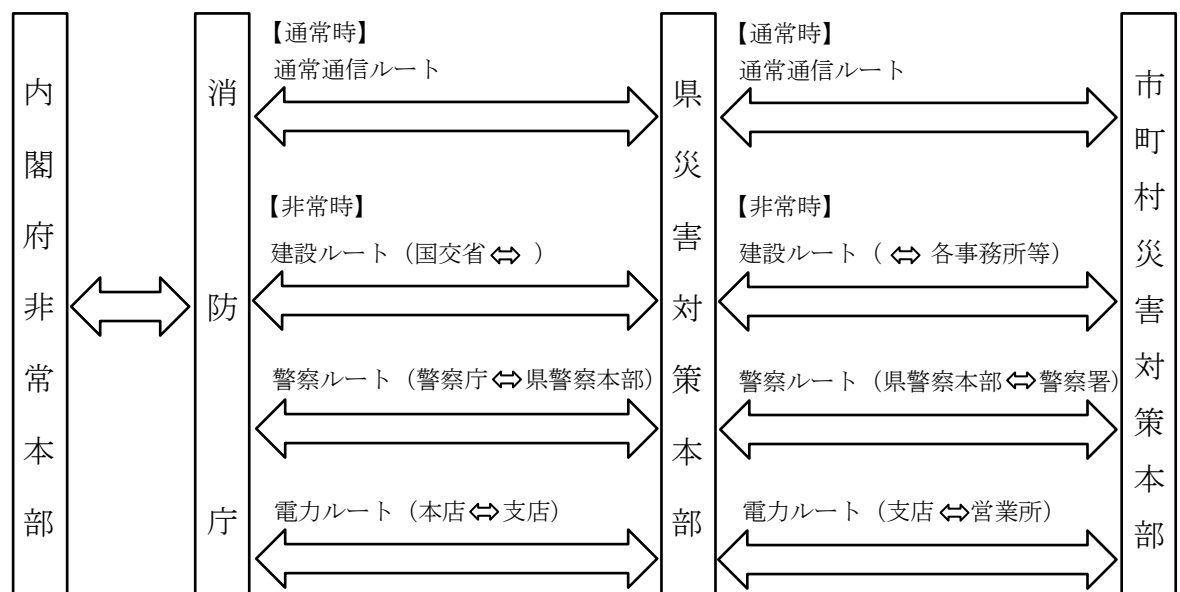
## 第6節 通信運用計画

### 第3 他機関の通信施設の利用

#### 3 非常通信

（次の概念図を追加）

【非常通信ルート概念図】



（警察本部）

## 第7節 広報計画

### 第2 広報する情報

災害広報は、災害の規模、被災者生活支援、安否情報、並びに応急復旧措置など、概ね以下の事項について、簡潔かつ明瞭に行うものとする。

1～5（略）

6 燃料油に関すること。

7～13（略）（項番の繰り下がり）

- 14 避難経路に関すること。
- 15 警察施設の代替施設に関すること。
- 16 警察ホームページの代理掲載に関すること。
- 17 その他

(総合防災課・資源エネルギー産業課・警察本部)

### 第3 広報手段

広報は情報の出所を明記し、実施に当たっては災害の規模、態様などに応じた最も有効な方法とする。

各機関が行う広報手段は、概ね以下のとおり。

| 区 分 | 広 報 手 段                                                                                |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------|
| (略) | (略)                                                                                    |
| 警 察 | <u>放送要請（テレビ・ラジオ）、警察署、交番、駐在所等の掲示板や拡声器、ホームページ、ミニ広報紙、県警察ヘリコプター、パトカー、自主防犯組織等を通じた伝達、その他</u> |

(警察本部)

## 第8節 避難計画

### 第1 計画の方針

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域の居住者、観光客、滞在者などの安全を確保するため、避難準備情報、避難勧告又は避難指示を決定し、これらを通知する。また、避難所を開設し、水・食料、生活必需品等の備蓄物資の放出・配給、並びに不足物資等の調達、さらに保健・衛生面など避難者又は被災者の生活支援を行うとともに、多数の帰宅困難者が発生した場合には、公共交通機関の管理者等と連携し、帰宅困難者への支援に努める。また、これら生活支援等の実施に当たっては、災害時要援護者や女性への十分な配慮、並びに避難者及び被災者に対するプライバシー保護について徹底した対策の実施に留意する。

(総合防災課)

### 第5 避難誘導

- 5 被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等にあたる防災業務従事者は、自らの安全を確保しつつ、予想される津波到達時間等も考慮の上で避難勧告・指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

(総合防災課・警察本部)

### 第6 避難所の設置・運営

市町村は、避難所を設置したときは、開設日時、避難者数、開設機関等を速やかに県に報告するものとする。

また、予め作成している避難所設置・運営マニュアルに従い、円滑な運営に努めるものとする。

(総合防災課)

## 第7 女性等の視点を取り入れた避難所対策

市町村は、避難所の開設及び運営に当たり、女性等の視点を取り入れた対策を実施するものとする。

### 1 男女別ニーズの違いへの配慮

- (1) 避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室及び女性専用スペースを設ける。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用トイレの数を多めに設置するとともに、最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレの設置するよう検討すること。
- (2) 避難者の受入れに当たっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じること。

### 2 妊産婦、乳幼児などへの配慮

- (1) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保したり、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行うこと。  
なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行うこと。
- (2) 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えるとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整えること。
- (3) 女性や子どもに対する暴力を予防するため、就寝場所や女性専用スペース等を巡回警備したり、防犯ブザーを配付するなど、安全・安心の確保に配慮すること。

### 3 避難所の運営管理

- (1) 避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にするすること。
- (2) 自治的な組織では、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりをすること。
- (3) 自治的な組織において、班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動（例えば、食事作りやその後片付け、清掃等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにすること。また、班の責任者には、男女両方を配置すること。

(男女共同参画課)

## 第8 避難生活の長期化への対応

市町村は、避難生活が長期化する場合には、生活を営むために必要な給食・給水施設、衛生施設等を確保し、又はこれらの施設が整備されている避難所等に避難者を移動させるものとする。

(総合防災課)

物資の調達及び供給に当たっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズを把握に努める。また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すこととする。

(男女共同参画課)

## 第9 帰宅困難者支援

多数の帰宅困難者が発生した場合、市町村、関係機関及び県は、次により帰宅困難者への支援に努める。

### 1 市町村の実施範囲

市町村は、関係機関と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努める。

### 2 関係機関の実施範囲

公共交通機関の運行管理者及び駅・空港等の施設の管理者は、市町村と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努めるとともに、運行情報を随時提供するものとする。

### 3 県の実施範囲

県は、帰宅困難者支援に関する協定に基づき、フランチャイズチェーン各社に対し、各店舗での水道水や道路情報等の提供を要請する。また、市町村及び関係機関から、自ら帰宅困難者支援を十分に行うことができないとして応援要請があった場合、県は、一時滞在施設の確保及び物資の提供に努める。

(協定は別途資料編を作成し掲載する予定)

(総合防災課)

## 第10 警戒区域の設定 (項番の変更)

### 第9節 消防・救助活動計画

#### 第5 防災業務従事者の安全対策

##### 1 県

建設工事等に係わる防災業務従事者に対して、関係機関と連携を図り、労働災害防止に関する必要な指導等を行う。

(技術管理課)

##### 2 市町村等

(1) 市町村は、消防団の活動・安全管理マニュアルを整備するとともに、消防団員に徹底するための訓練を積み重ねることとする。特に、海岸部など津波発生が予想される場合は、地域ごとに、地形の特性、津波到達までの予想時間等を基に、退避ルールの確立と、津波災害時の消防団員の活動を明確化する。また、安全靴やライフジャケット等、消防活動上必要な安全装備の整備に努めるものとする。

(2) 消防本部は、警防活動時等における安全管理マニュアルに、熱中症対策や惨事ストレス対策などを盛り込むとともに、職員への周知と訓練に努めるものとする。また、消防職員委員会を適切に開催して、職員の意見や希望を把握し、安全装備品などの充足に努めるものとする。

##### 【主な内容】

- ・ 警防活動時等における安全管理マニュアルの改訂

- ・ ヒヤリ・ハット登録の徹底による危険事案の共有
- ・ 消防庁「緊急時メンタルサポートチーム」の活用を含めた惨事ストレス対策の確立  
(総合防災課)

### 3 県警察本部

大規模地震等が発生した場合において、避難誘導、人命救助等を実施する防災従事者の安全を確保する必要があることから、救出、救助活動を実施する職員の不測の事態に備えて、搬送病院の確保を図るとともに惨事ストレス対策を実施するための要領を策定し、職員の健康管理対策に努めることとする。

#### 【主な内容】

- ・ 搬送病院一覧の作成
- ・ 救護班の編制、救急薬品の備蓄
- ・ 惨事ストレス対策実施要領の策定 等

(警察本部)

## 第10節 消防防災ヘリコプター活動計画

### 第7 秋田県ヘリコプター等運用調整会議

秋田県ヘリコプター等運用調整会議（以下「ヘリ運用調整会議」という。）は、秋田県内における大規模な災害の発生時に、災害対策活動を行うヘリコプター又は固定翼機（以下「ヘリコプター等」という。）を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立し、災害対策活動の効率的な運用調整及び安全運航確保を図るものである。

- ◎ 秋田県ヘリコプター等運用調整会議設置要綱（要綱は別途資料編を作成し掲載する予定）
- ◎ 大規模災害時における秋田県ヘリコプター等運用調整班活動計画（計画は別途資料編を作成し掲載する予定）

#### 1 ヘリ運用調整会議の所掌事項

##### (1) 平時における所掌事項

- ア 大規模な災害の発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動についての調査・検討に関すること。
- イ 大規模な災害の発生時におけるヘリコプター等の安全運航確保についての調査・検討に関すること。
- ウ 関係機関が保有するヘリコプター等についての情報共有に関すること。
- エ 災害時に活動拠点となる場外離着陸場についての情報共有に関すること。
- オ ヘリコプター等の運航に関する情報交換に関すること。
- カ ヘリコプター等を保有する機関が参加する防災訓練に関すること。
- キ その他ヘリ運用調整会議の目的遂行のため必要な事項に関すること。

##### (2) 大規模な災害発生時

別途定める「大規模災害時における秋田県ヘリコプター等運用調整班活動計画」に基づき、秋田県災害対策本部内に設置されるヘリコプター等運用調整班（以下「ヘリ運用調整班」という。）としてヘリコプター等の運用調整を行う。

## 2 ヘリ運用調整班の設置

- (1) 大規模な災害が発生し、多数のヘリコプター等が災害対策活動に従事する必要がある場合に、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、秋田県災害対策本部長の指示により、ヘリ運用調整班を設置する。
- (2) ヘリ運用調整班は、参画機関から参集した要員等で構成するものとする。

## 3 ヘリ運用調整班の活動調整事項

- (1) 秋田県災害対策本部及び関係機関との活動連絡調整
- (2) 局地航空交通情報提供所の開設
- (3) 拠点空港等における受援体制の調整
- (4) 参画機関への災害対策活動及び活動拠点の振り分け調整
- (5) 地上支援活動の調整
- (6) 航空燃料の確保及び給油に関する調整
- (7) 参画機関ヘリコプター等の駐機に関する調整
- (8) 他県との広域的な連携及び調整
- (9) その他必要な事項

## 4 ヘリコプター等の安全運航に関する調整事項

- (1) 安全運航確保のための航空情報（ノータム）
- (2) 参画機関の飛行計画及び災害対策活動
- (3) 使用航空波
- (4) 使用場外離着陸場
- (5) 報道ヘリコプター等の活動
- (6) その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項

## 5 ヘリ運用調整班の活動終了等

ヘリ運用調整班長は、災害の推移等により参画機関によるヘリコプター等の災害対策活動等の調整を要しないと認めた場合には、秋田県災害対策本部長にヘリ運用調整班員の任務終了及びヘリ運用調整班の廃止を具申するものとする。

(総合防災課)

## 第8 ヘリコプター等離着陸場の確保

ヘリ運用調整会議において、各参画機関が保有するヘリコプター等の臨時離着陸場情報を共有する。

大規模災害時にはこれを活用し離着陸場を確保する。

(総合防災課)

## 第11節 水防活動計画

### 第3 水防体制と出動

#### 5 出 動

水防管理者は、次の場合は、直ちに管下消防機関に対し、予め定められた計画に従い出動し、警戒準備につかなければならない。

(1) 河川の水位が警戒はん濫注意水位（法第12条で規定される警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。

(2) 潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。

(3) 安全確保の原則

水防活動にあたっては、従事する者は自らの安全の確保を第一に図ること。

(河川砂防課)

## 第13節 緊急輸送計画

### 第2 輸送網の確保

#### 1 道路・橋梁等

道路管理者は、道路・橋梁等が被災した場合、その被害状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保する。特に応急工事にあたっては、緊急輸送路を優先する。

なお、道路啓開に際しては、必要に応じて、自衛隊をはじめとする防災関係機関と連携を図るものとする。

(総合防災課)

### 第3 道路交通規制

#### 3 緊急通行車両の確認及び交通規制

(1) 緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が行うが、その窓口業務の担当は次のとおりとし、その細部については「緊急通行車両の確認事務処理要領」による。

ア 県有の車両及び借上車両については、県総合防災課

◎ 災害時の緊急車両確認事務処理（別途資料編を作成し掲載する予定）

イ ア以外の車両については、警察本部及び警察署

◎ 災害時の緊急車両確認事務処理（別途資料編を作成し掲載する予定）

(2) 公安委員会は、県、市町村と連携を図りながら交通状況の把握に努め、緊急交通路（注1）の確保に当たる。

(3) 公安委員会は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるために、緊急の必要があると認められるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

(4) 緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地に隣接する県公安委員会とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。  
（注1）緊急交通路とは、災害が発生した場合に、災害応急対策に従事する車両以外の通行が禁止又は制限される道路である。

(警察本部)

## 第5 輸送

### 1 輸送の確保

(2) 知事及び市町村長は関係事業者に対し協力を要請するとともに、特に必要があると認められるときには従事命令及び公用負担の権限を行使する。県は、公益社団法人秋田県トラック協会及び秋田県倉庫協会と「災害時における緊急・救護輸送及び物資の保管等に関する協定(仮称)」を締結し、災害の発生時において、緊急・救護輸送等の要請を行う。

## 4 救援物資の輸送

救援物資の輸送については、上記に定めるもののほか、第14節 救援物資の調達・輸送・供給計画に定めるところによる。

(総合防災課)

## 第7 災害派遣等従事車両に係る手続き

本県が被災し、他県等からの支援を受ける場合、知事は、高速道路会社等に有料道路料金の免除措置を依頼する。高速道路会社等が有料道路料金の免除を決定した場合、県は、都道府県(管内市町村含む)、及び指定地方公共機関等の防災機関へその旨通知する。

他の都道府県が被災し、災害派遣等従事車両に対する有料道路料金の免除措置の決定通知があった場合、「秋田県災害派遣等従事車両要領」に基づき、総合防災課が事務手続きを行う。

(総合防災課)

## 第14節 救援物資の調達・輸送・供給計画

### 第1 趣旨

災害発生直後の被災者の生活を確保し、心身の安定を図るためには、迅速な救援活動が重要となり、中でも食料、飲料及び生活必需品の確保は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策である。

本節では、これらの調達・輸送・供給方法等について、必要な事項を定める。

なお、炊き出しによる食品の給与及び給水車等による給水は、第2編第2章第15節給食・給水計画に定めるところによる。

### 第2 市町村への救援物資の提供

被災者への救援物資の提供は、基礎自治体である市町村の役割であるが、市町村が十分に供給できないとして県に要請があった場合、県は、救援物資の提供(プル型支援)を行う。

救援物資の提供は、季節や時期などに応じて必要な種類や量を提供することが重要であるため、県の救援物資の提供は、このプル型支援を基本とするが、大規模災害等により市町村が県に要請できない場合には、県は、自らの判断で適切な種類や量の救援物資の提供(プッシュ型支援)を行う。

#### 1 プル型支援

市町村が自らの活動では十分に救援物資を供給できないとして、県に要請があった場合、県は、救援物資を市町村に提供する。

## 2 プッシュ型支援

市町村の通信が途絶し、又は市町村の行政機能の混乱等により、市町村が県に応援要請することができない状況にあると認められる場合、県は、市町村からの要請によらずに救援物資を提供する。

この場合、市町村に大量の救援物資が送られ、混乱を招くことがないよう、県は、最低限必要な品目や、予め市町村毎に想定した必要量を提供するとともに、県内の他の市町村によるプッシュ型支援の状況把握に努める。

また、市町村において必要物資の把握等が可能となり次第、速やかにプル型支援に移行する。  
(市町村毎の想定必要量は別途資料編を作成し掲載する予定)

## 第3 救援物資の確保

県が救援物資を確保するにあたっては、次の方法の中から、災害の状況や市町村からの要請状況に応じて適切な方法を選択し、又はこれらを組み合わせて確保する。

### 1 備蓄物資

県は、県内7か所に設置している備蓄倉庫に、食料、飲料水及び生活必需品を備蓄しており、特に災害発生当初においては、県は、これらの備蓄物資を市町村に提供する。

### 2 政府への要請

県は、政府（経済産業省、農林水産省、厚生労働省等）に対し、各事業者団体等への救援物資の確保要請を行うよう要請する。

### 3 全国知事会を通じた他都道府県への要請

各ブロック知事会は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」を締結しており、県は、これに基づき、全国知事会を通じて、北海道東北ブロックを除く各都府県に対し、備蓄物資や協定を締結している事業者からの物資の提供を要請する。

### 4 北海道・東北各県への要請

北海道及び新潟県を含む東北8道県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」を締結しており、県は、これに基づき、北海道・東北各県に対し、備蓄物資や協定を締結している事業者からの物資の提供を要請する。

### 5 県内市町村への要請

県及び県内全市町村は、「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定」を締結しており、県は、これに基づき、各市町村に対し、備蓄物資や協定を締結している事業者からの物資の提供を要請する。

### 6 協定締結事業者への要請

県は、次のとおり民間事業者との間で災害時の物資供給に関する協定を締結しており、県は、これに基づき救援物資の提供を要請する。

| 協定の相手方                                                | 調達物資              |
|-------------------------------------------------------|-------------------|
| (株)ローソン                                               | 食料、飲料、日用品、その他     |
| サントリーフーズ(株)                                           | ミネラルウォーター、その他飲料   |
| みちのくコカ・コーラボトリング(株)                                    | 飲料                |
| 秋田県生活協同組合連合会                                          | 飲料、食品、日用品、季節品、その他 |
| (株)ファミリーマート                                           | 食料、飲料、衣類等、日用品、その他 |
| イオンリテール(株)東北カンパニー、イオンスーパーセンター(株)、マックスバリュ東北(株)、(株)サンデー | 食料、飲料、生活必需品、その他   |
| (株)サークルKサンクス                                          | 食料、飲料、日用品、その他     |
| ダイードロリンコ(株)                                           | 飲料                |

(協定は別途資料編を作成し掲載する予定)

## 7 卸売・小売事業者等からの調達

上記6の協定締結事業者から調達できず、他に調達が可能と見込まれる卸売・小売事業者がある場合には、県は、協定締結の有無にかかわらず、これらの事業者に協力を求め、調達に努める。

(総合防災課)

## 8 義援物資

大規模災害時には、義援物資（民間事業者等からの無償で提供される物資）の受入又は受入制限を決定する。なお、過去の災害において、個人等からの小口の物資については、被災地の需要に応じた供給が困難であり、物資の滞留や物資集積拠点の混乱等の原因となったことから、県は、小口物資の受け入れ制限や受け入れ品目・期間等について、報道機関等を通じて広く国民に周知するよう努める。

(総合防災課・県民生活課)

## 第4 救援物資の輸送

県が調達する救援物資は、大規模災害等の場合には、県が開設する一次物資集積拠点において受け入れ・仕分け等を行った後に市町村に輸送するが、食料や特に緊急を要する物資などは、市町村に直接輸送する。

また、救援物資の市町村への輸送については、物流事業者に協力を要請することを基本とする。

### 1 輸送先

大規模災害等により、被災地域が広域で輸送先が多数ある場合や救援物資の一時保管が必要な場合などは、県は、一次物資集積拠点において救援物資の受け入れ等を行い、その後市町村が設置する二次物資集積拠点又は避難所に輸送する。

ただし、食料などの消費期限の短い物資及び特に緊急を要する物資の輸送、並びに発災後の初動期及び輸送先が限定的な場合は、市町村が設置する二次物資集積拠点又は避難所に直接輸

送する。

## 2 輸送手段等

県は、公益社団法人秋田県トラック協会及び秋田県倉庫協会との間で「災害時における緊急・救護輸送及び物資の保管等に関する協定（仮称）」を締結し、県の備蓄倉庫及び一次物資集積拠点から市町村への輸送については、これらの物流事業者と協力に要請する。

ただし、被害状況によっては陸路による輸送が困難な場合などは、海路・空路・鉄路による輸送を行う。

また、県災害対策本部におけるトラックの配車等について、物流事業者のノウハウ等を必要と認める場合、県は、そのノウハウを有する物流専門家の派遣についてもこれらの物流事業者と協力に要請し、支援及び助言を求める。

なお、発災後の初動期において物流事業者による輸送が困難であり、自衛隊以外に適切な手段がない場合などは、自衛隊に対して輸送を要請する。

（協定は別途資料編を作成し掲載する予定）

## 第5 一次物資集積拠点での受け入れ等

大規模災害等により、救援物資の仕分け等が必要な場合、県は、一次物資集積拠点を開設し、受け入れ等を行う。

また、一次物資集積拠点の運営については、物流事業者と協力に要請する。

### 1 一次物資集積拠点の選定

被災地域が広域で輸送先が多数あり、救援物資の仕分けや保管などを行う一次物資集積拠点が必要と認める場合、県は、物流事業者や地元市町村等との調整の上、災害の規模や想定される物資の量や被災地域等の状況に応じて、一次物資集積拠点の中から開設する施設を選定する。

また、一次物資集積拠点が使用できない場合、県は、使用可能な県有施設の確保に努めるとともに、市町村有施設・民間倉庫等の使用について、市町村及び物流事業者と協力に要請する。

さらに、被災範囲が広く、県内に一次物資集積拠点を設置することが困難な場合、県は、国土交通省東北運輸局を通じて、隣県等への一次物資集積拠点の開設を要請する。

### 2 一次物資集積拠点の開設

一次物資集積拠点を開設することとした場合、県は、施設の所有者又は管理者及び地元市町村等に対してその旨を通知するとともに、施設利用予定者等への周知、什器等の資機材の使用等について、協力に要請する。

### 3 一次物資集積拠点の運営

県は、公益社団法人秋田県トラック協会及び秋田県倉庫協会との間で「災害時における緊急・救護輸送及び物資の保管等に関する協定（仮称）」を締結し、一次物資集積拠点における救援物資の受け入れ、仕分け、保管及び出庫並びに、フォークリフト等の荷役機材の手配等について、これらの物流事業者と協力に要請するとともに、地元市町村に対しても、管理運営に必要な要員の確保等について、協力に要請する。

また、県災害対策本部における救援物資の管理等について、物流事業者のノウハウ等を必要

と認める場合、県は、そのノウハウを有する物流専門家の派遣についてもこれらの物流事業者  
に協力を要請し、支援及び助言を求める。

なお、発災後の初動期において物流事業者による運営が困難な場合、県は、地元市町村の協  
力による運営を検討するほか、自衛隊以外に適切な手段がない場合などは、自衛隊に対して運  
営を要請する。（協定は別途資料編を作成し掲載する予定）

## 第6 救援物資の管理等

救援物資を迅速かつ円滑に市町村に提供するため、県は、国土交通省において標準化した災  
害時における品目分類や、物資の供給や輸送に関する要請書、在庫管理システムを活用する。

なお、品目分類の活用にあたっては、発災後の初動期には大分類のみを使用することにより  
迅速な提供を優先し、時間の経過に伴い細分類化するなど、多様化・詳細化するニーズに対応  
するよう努める。

## 第7 滞留物資の管理等

一次物資集積拠点では、過剰に送られた物資や季節の変化により必要のなくなった物資の滞  
留が考えられる。

このような場合、県は、滞留物資を保管する新たな倉庫の確保及びその保管について、物流  
事業者に協力を要請する。

また、最終的に長期間滞留し、その後も使用される見込みのない物資がある場合、県は、N  
PO等の協力を得て、被災者への無償配付を行うなどにより活用する。

## 第8 マニュアルの整備

本節に規定する救援物資の調達・輸送・供給等については、多くの関係機関との緊密な連携  
のもと、円滑にこれを行う必要があるため、実施手順や関係機関の役割については、関係機関  
との協議により策定した「救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」に記載した内容を基本と  
して対応することとする。（マニュアルは別途資料編を作成し掲載する予定）

（総合防災課）

# 第15節 給食・給水計画

## 第1 計画の方針

災害発生直後の食料及び飲料の確保は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策であり、  
これらのうち、本節では、炊き出しによる食品の給与及び給水車等による給水について、必要な  
事項を定める。

## 第2 炊き出しによる食品の給与

### 2 災害救助法に定める炊き出しの基準

災害救助法における、被災者に対する炊き出しその他による食品の給与の基準は次のとおりで  
ある。

（表：略）

### 3 食材等の調達

|                  |                                 |
|------------------|---------------------------------|
| 災害時における応急用米穀の取扱い | 略                               |
| 災害救助用米穀の取扱い      | 略                               |
| 上記以外の食材や資機材の取扱い  | 上記以外の食材や資機材は、第16節に定める方法により調達する。 |

「4 副食などの調達」は削除

#### 4 輸 送

食材等の輸送手順や役割については、第13節に定めるところによる。

(総合防災課)

### 第16節 優先給油計画

#### 第1 石油商業協同組合との協定に基づく優先給油の実施

県は、秋田県石油商業協同組合・秋田県石油商業組合との間で「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結している。

県が災害応急対策を行うに当たり、緊急支援車両や避難所の暖房などに必要な燃料の不足が見込まれる場合には、県は、本協定に基づき、当該車両、施設等への優先給油を要請する。

また、県内における燃料の在庫不足又は石油元売り各社から県内への燃料の供給不足が見込まれる場合、県は、政府に対し、本県への燃料の優先供給を要請する。

(協定は別途資料編を作成し掲載する予定)

(総合防災課)

#### 第2 燃料油に係る情報の収集・提供

災害発生時は行政や石油流通関係企業から燃料油の供給に関する情報を収集するとともに、それらの関係機関と連携しながら、県民への情報提供を実施する。

(資源エネルギー産業課)

### 第17節 生活必需品等供給計画 (削除)

(第2編第1章第27節 備蓄計画 (今後作成) に移行)

(総合防災課)

### 第17節 医療救護計画

#### 第1 計画の方針

第2編第1章第21節第1「計画の方針」参照

#### 第2 災害時の医療提供体制

##### 1 県災害医療対策本部の役割

秋田県災害対策本部長の指揮のもと、災害医療については秋田県健康福祉部長を本部長とする秋田県災害医療対策本部（以下「県災害医療対策本部」という。）を設置し、医療救護班の編成・派遣、傷病者の搬送・受入、避難所の健康管理等の災害医療に係る活動の調整等を行い、県内の災害医療を一元的に統率する。

県災害医療対策本部の役割は以下のとおりとする。

- (1) 被災市町村、当該市町村の災害対策本部、秋田県医師会、秋田県歯科医師会、秋田県薬剤師会、秋田県看護協会、日本赤十字社秋田県支部等（以下「県医師会等」という。）、医療機関、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を通じて災害医療に係る情報収集を行う。
- (2) 県災害対策本部から道路、建物等の被災状況、傷病者、避難者、避難場所等の情報を得る。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）所属病院長へDMATの待機要請、出動要請を行う。
- (4) 県医師会等の関係団体へ災害医療に係る活動の協力要請を行う。
- (5) 災害医療の実施に必要な支援について、県災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁等の関係機関に協力要請を行う。
- (6) 災害の種類や規模に応じ、県災害対策本部を通じ国や他都道府県へ医療支援を要請する。
- (7) 収集した情報に基づき、医療救護班の編成・派遣、傷病者の搬送・受入、避難所における健康管理等、災害医療に係る短期的、中期的、長期的な活動を立案し、災害拠点病院、災害協力医療機関、関係団体等を統率し実施する。
- (8) 必要に応じ、県民へ報道機関等を通じて災害医療に係る情報提供を行う。
- (9) 他都道府県や各種団体等から派遣された医療救護班等を統率し、災害医療に係る活動を指揮する。
- (10) 他都道府県で大規模災害が発生し、医療救護の支援要請があった場合は、災害医療コーディネーターを中心に調整を行い、災害拠点病院、県医師会等の関係団体から医療救護班を編成し、県の医療救護班として派遣する。

## **2 地域災害医療対策本部の役割**

県は、被災二次医療圏ごとに地域災害医療対策本部を設置し、各市町村が実施する災害医療に係る活動を支援する。また、地域災害医療対策本部の役割は以下のとおりとする。

- (1) 県が任命した地域災害医療コーディネーターを必要に応じ市町村に派遣するほか、現地で情報収集、郡市医師会、郡市歯科医師会、地域薬剤師会、看護協会地区支部等（以下「郡市医師会等」という。）との連携による医療救護体制の整備を行うなど、市町村の医療救護活動を支援する。
- (2) 県災害医療対策本部、医療機関、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を通じて災害医療に係る情報収集を行うとともに、必要に応じて、直接医療機関に出向いて情報把握を行う。
- (3) 市町村災害対策本部から道路、建物等の被災状況、傷病者、避難者、避難場所等の情報を得る。
- (4) 県災害医療対策本部へ災害医療に係る活動の支援要請を行う。
- (5) 郡市医師会等の関係団体へ災害医療に係る活動の協力要請を行う。
- (6) 災害医療の実施に必要な支援について消防機関、警察、海上保安庁等の関係機関に協力要請を行う。
- (7) 被災地の保健衛生の保持、感染症の予防対策、巡回診療体制等地域の保健医療の確保に努める。
- (8) 収集した情報に基づき、災害医療に係る短期的、中期的、長期的な活動を立案し、医療機関、関係団体等を統率し実施する。

(9) 必要に応じ、県民へ報道機関等を通じて災害医療に係る情報提供を行う。

(10) 県、他都道府県や各種団体から派遣される医療救護班等を統率し、災害医療に係る活動を指揮する。

### **3 災害拠点病院の役割**

#### **(1) 被災状況等の報告**

災害が発生した場合には速やかに自院の被災状況、受入可能傷病者数等を調査し、広域災害救急医療情報システム（EMIS）に入力するとともに、県災害医療対策本部や地域災害医療対策本部等からの被災状況の問い合わせに応じる。

#### **(2) 傷病者の受入れ**

入院患者の退院調整等を行い、可能な限り傷病者を受入れる。

#### **(3) 傷病者の搬送調整**

受入れ困難な傷病者等の搬送を県災害医療対策本部、地域災害医療対策本部等と協力して調整する。

#### **(4) 医療救護班の派遣**

県災害医療対策本部、地域災害医療対策本部等の要請に応じて医療救護班を派遣する。  
なお、災害の状況により、病院長の判断で医療救護班を派遣することができる。

### **4 日本赤十字社秋田県支部等の役割**

日本赤十字社秋田県支部は、災害発生時には即時に被災地に医療救護班を派遣し、初動医療救護活動に従事するとともに、被災規模、応援要請等の被災地初期情報を県災害医療対策本部に提供するものとする。

また、秋田赤十字病院は、搬送重症患者等に対する救命救急医療の提供等を行うものとする。

### **5 災害協力医療機関の役割**

災害拠点病院以外の医療機関は災害協力医療機関として被災地域内の医療救護に当たるとともに、県の災害医療活動の実施に必要な協力を行う。その役割は以下のとおりとする。

(1) 災害拠点病院の災害医療活動を補完する。

(2) 県災害医療対策本部、地域災害医療対策本部等の協力要請に応え、救命救急医療の提供又は転送患者等の収容に努める。

(3) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を通じて、災害医療情報の収集・提供を行う。

### **6 災害派遣医療チーム（DMAT）**

#### **(1) DMATの活動**

DMATについては、日本DMAT活動要領の規定を基本とし、県とDMAT指定病院との協定に基づき活動する。

#### **(2) DMAT県調整本部の設置**

① 県災害医療対策本部は、県内で活動するすべてのDMATを指揮・調整するDMAT県調整本部を県災害医療対策本部の指揮下に設置する。

② 秋田DMATの統括は、DMAT県調整本部の責任者を指名する。

### 第3 備蓄医薬品等の供給

#### 1 常用備蓄と流通備蓄の供給

##### (1) 備蓄状況の情報収集

災害拠点病院及び災害協力医療機関（病院）は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）に医薬品等の状況を随時入力するものとする。

##### (2) 配送

医薬品等の卸業者は、医療機関、救護所等へ医薬品等を供給できるよう自らが保有する又は調達した車両を緊急通行車両として活用し、災害時の配送体制を確保するものとする。

##### (3) 連絡

① 医薬品等の卸業者、秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会は、県災害医療対策本部との連絡体制を確保し、県災害医療対策本部の指示により、医薬品卸業者等の在庫に一定量を上乗せして備蓄（以下「流通備蓄」という。）している医薬品等を供給する。

② 医薬品等の卸業者は、災害拠点病院等との通信手段を予め確保するものとする。

#### 2 後方供給

##### (1) 支援医薬品等の仕分け等

① 県災害医療対策本部は、薬剤師会又は医薬品卸業者等（以下「流通備蓄主体」という。）の協力を得て、災害発生後に県外から支援供給される医薬品等（以下「支援医薬品等」という。）の集積場所（以下「支援医薬品集積センター」という。）での支援医薬品等の仕分け作業や災害拠点病院、他の支援医薬品集積センター、救護所等への輸送等に携わる要員及び搬送車両を確保するものとする。

② 県災害医療対策本部は、流通備蓄主体の協力を得て、支援医薬品等の搬送車両を緊急通行車両として活用し、支援医薬品等を必要とする医療機関、救護所等に支援医薬品等を供給する。

##### (2) 支援医薬品等の情報提供

県災害医療対策本部は、支援医薬品等の在庫状況を定期的に取りまとめ情報提供を行う。

##### (3) 県内医薬品等製造業者への協力要請

県災害医療対策本部は、県内の医薬品等製造業者に対し、災害医療に必要な医薬品等の優先供給について、協力を要請する。

#### 3 お薬手帳の活用

秋田県薬剤師会は、必要に応じお薬手帳を救護所等へ供給する。

#### 4 血液製剤の供給

(1) 秋田県赤十字血液センター及び輸血用血液製剤を常時保有する医療機関は、平常時から広域災害救急医療情報システム（EMIS）を通じ、在庫血液量の情報提供を行う。

(2) 秋田県赤十字血液センターは、災害時の緊急連絡先を医療機関へ周知するほか、災害時の血液製剤の供給方法について、予め他県の血液センターとの間で支援体制等を構築する。

(3) 秋田県赤十字血液センターは、県災害医療対策本部との連絡体制を確保する。

## 5 医療用ガスの確保

県災害医療対策本部は、日本産業・医療ガス協会秋田県支部の協力を得て、災害時における医療用ガスの安定供給を図る。

## 第4 関係機関との情報収集・提供

### 1 情報収集・提供の体制

県災害医療対策本部は、災害医療情報を迅速かつ正確に掌握し、医療救護等を円滑に実施するため、地域災害医療対策本部、医療機関、関係団体等（以下「関係機関等」という。）から次の事項について情報を収集するとともに、関係機関等に対し速やかに情報の提供を行う。

- (1) 被災地の市町村、保健所の被害状況
- (2) 医療機関の施設、設備、人員の被害状況
- (3) 医療機関の稼働状況
- (4) 医薬品及び医療用資機材の需要状況

### 2 広域災害救急医療情報システム（E M I S）の活用

被災医療機関への支援及び患者搬送を迅速に進めるため、広域災害救急医療情報システム（E M I S）を活用し、関係機関等において以下の情報を共有する。

- (1) 医療機関の状況（建物倒壊、受入可否、診療の可否）
- (2) 現在の受入患者数（重症患者数、中等症患者数）
- (3) ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
- (4) 患者転送要請（中等症患者数、重症患者数、広域搬送患者数）

### 3 災害医療情報の提供

県災害医療対策本部及び市町村災害対策本部は、医療機関、救護所等に関する情報について、県民に対し適宜提供するものとする。

## 第5 搬送等

### 1 搬送の確保

- (1) 各警察署は、災害発生時には、道路の被災状況を確認の上、交通規制を行うとともに、緊急通行車両の陸路搬送路を優先的に確保する。
- (2) 重症患者の搬送については、救急車による搬送を原則とするが、多数の重症患者が発生した場合等救急車だけの搬送が困難となる場合は、県災害医療対策本部からの指示に基づき、災害協力医療機関等が保有している患者搬送車並びに多数の患者搬送が可能な車両の確保により搬送する。
- (3) 災害拠点病院等から派遣される医療救護班の救護所までの搬送は、派遣病院等が保有する車両又は民間からの借り上げ車両を緊急通行車両として活用するものとする。
- (4) 陸路搬送が困難な場合は、秋田県ドクターヘリ及び秋田県消防防災ヘリコプターのほか、県による自衛隊救難用ヘリコプターの派遣要請や近県で保有している救急医療用ヘリコプターの確保により空路搬送を行うこととする。更には、巡視船等による海路搬送の確保を図りながら、災害拠点病院等に搬送する。
- (5) 医療救護班の医師は、トリアージ区分に従い、適切な搬送手段等を確保するものとし、災

害拠点病院等への搬送指示に当たっては、県災害医療対策本部等との連絡体制を確保するものとする。

## **2 在宅医療機器使用患者等への対応**

- (1) 県災害医療対策本部は、各市町村が策定する災害時要援護者避難支援プランと連携し、医療の中断が致命的となる、在宅において人工呼吸器、酸素濃縮装置等を使用する患者及び人工透析患者（以下「在宅医療機器使用患者等」という。）への迅速な情報提供及び適切な医療提供の確保を図るものとする。
- (2) 県災害医療対策本部は、広域災害救急医療情報システム（E M I S）等を利用し、在宅医療機器使用患者等の受入が可能な医療機関を把握する。
- (3) 県災害医療対策本部は、収集した情報について、地域災害医療対策本部及び市町村災害対策本部に提供し、在宅医療機器使用患者等への医療提供の支援を行う。
- (4) 県災害医療対策本部は、県災害対策本部を通じ、透析施設に対する給水の優先供給について、各市町村の水道事業管理者に要請する。
- (5) 県災害医療対策本部は、日本透析医会の災害時医療情報ネットワークを活用するなど、災害時における適切な透析の実施を支援するものとする。

## **3 広域医療搬送**

- (1) 県災害医療対策本部は、県内で治療、収容できない重症患者の搬送を国等に要請する。この場合、自衛隊機等によって、受入可能な県外病院への広域医療搬送を実施するものとする。
- (2) 県災害医療対策本部は、広域医療搬送拠点となる秋田空港、大館能代空港の施設管理者と協議し、臨時医療施設（S C U）を設置する。
- (3) 広域医療搬送患者は、災害拠点病院においてトリアージを実施して選定する。
- (4) S C Uへの搬送要員については、県災害医療対策本部がその要員の確保を図る。
- (5) 広域医療搬送患者は、広域医療搬送拠点を經由して行うことを原則とし、広域医療搬送拠点で再トリアージを実施の上、県外に搬送を行う。搬送は、県地域防災計画第2編第2章第15節緊急輸送計画「第6緊急輸送」に基づき、必要な搬送手段を確保して実施する。

## **第6 死体検案**

### **1 検案医師班の派遣**

災害発生時には、被災市町村災害対策本部の要請により、県災害医療対策本部は災害時の死体検案のために検案医師班を派遣するものとする。

### **2 検案医師班の構成**

検案医師班は、県医師会及び県歯科医師会等の協力を得て、警察医・警察歯科医を主体に看護師及び歯科衛生士で構成するものとする。

### **3 遺体の搬送体制等**

多数の犠牲者が発生した場合には、自衛隊等に協力を求める等により円滑な遺体の搬送体制を整えるとともに、近隣県に火葬の受け入れ等を要請するものとする。

(医務薬事課)



## 第18節 災害ボランティア活動支援計画

### 第2 地震災害発生時の体制

県は、県内で大規模な地震が発生した場合、救援活動を行うため県内外から駆けつけてくるボランティアを混乱なく被災地に受け入れられるよう、また、被災地におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、県域の災害ボランティア支援センターの設置について県社会福祉協議会を中心としたボランティア関係団体に要請する。

被災市町村は、市町村社会福祉協議会と協力し、現地災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に対する支援体制を整える。

なお、支援業務を適切に進めるため、市町村の受入れ窓口となる現地災害ボランティアセンターを設置する場合は、できるだけ市町村庁舎内に設置し、市町村及び市町村社会福祉協議会とNPO等の関係ボランティア団体等が相互に緊密な連携をとれるように努める。

### 第3 災害ボランティアの派遣・受け入れ

#### 3 災害ボランティアの確保と調整

県、市町村は、被災地におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、NPO等の各ボランティア団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種支援に努める。

(福祉政策課)

## 第24節 廃棄物処理計画

### 第2 災害発生時における災害応急対策

#### 2 県の役割

(2) 市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の市町村や県と災害協力協定を締結している秋田県産業廃棄物協会等の関係団体等に対し、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。

また、県域を超える対応が必要と認められる場合は、近隣道県を中心にしつつ、状況に応じては、近隣道県以外の都府県や国へ協力・支援を要請する。

(環境整備課)

## 第25節 遺体処理・埋火葬計画

### 第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、大規模な地震に伴う建造物の倒壊、火災及び津波等により死者が多数発生した場合において、その遺体の処理及び埋火葬等を迅速かつ円滑に行う。

### 第2 遺体発見時の措置、搬送等

#### 1 市町村

(1) 遺体を発見した場合、警察に届出するとともに、発見の日時、場所、発見者、遺体の状況及び所持品等を明確に記録する。

- (2) 県警察本部、秋田海上保安部等関係機関の協力を得て、遺体の搬送を行う。
- (3) 遺体の搬送が困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搬送、実施要員及び資機材について  
応援を要請する。
- (4) 遺体搬送車が不足する場合は、県に応援を要請する。

## 2 県

- (1) 市町村から遺体の搬送について要請を受けた場合、他市町村へ応援を要請する。
- (2) 遺体搬送車について、市町村等の要請に応じて、公益社団法人秋田県トラック協会に応援  
を要請する。

## 3 県警察本部、秋田海上保安部

- (1) 市町村、消防団等関係機関の協力を得て、可能な限り遺体発見場所の写真撮影や地図への  
表示など、発見状況を明らかにする。

## 4 陸上自衛隊第21普通科連隊

- (1) 被災現場において、行方不明者の搜索による救助活動を行う。

## 5 各消防本部・消防団

- (1) 市町村及び自衛隊等関係機関と連携して救助活動を行う。

## 第3 遺体の収容・安置

### 1 市町村

- (1) 可能な限り複数の施設を遺体安置所として、あらかじめ指定する。
- (2) 遺体安置所の選定について、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、体育館や  
旧学校施設等を確保する。
  - ・避難所、医療救護所とは別の場所
  - ・可能な限り、水、通信及び交通手段を確保できる場所
  - ・多数の遺体を収容できる、スペースの広い施設
  - ・遺族控え室を、遺体安置所、検視・検案場所と隔離した場所に確保
- (3) 遺体安置所に管理責任者を配置し、遺体の搬送・収容について連絡調整を行う。また、県、  
県警察本部と連携して、検視・検案業務を迅速に行える体制を整備する。
- (4) 棺やドライアイス等を地元の葬祭関係事業者等から確保するとともに、不足する場合には、  
県に対して広域的な確保を要請する。
- (5) 身元が判明しても自宅が被災し、遺体の引き取りができない場合は、身元不明遺体と区別  
して保存する。
- (6) 県及び県警察本部等関係機関と連携し、遺体安置所の設置及び遺体収容状況等について、  
住民等への周知を図る。

### 2 県

- (1) 市町村の要請に応じ、棺やドライアイス等の確保について、葬祭関係事業者等に協力を要  
請する。

### 3 県警察本部

- (1) 市町村と連携し、選定された施設内に遺体安置所、検視場所、遺族控え室等を設置する。

## 第4 遺体の検視・検案、身元確認

### 1 市町村

- (1) 多数の遺体を発見・収容した場合、医師、看護師等により、遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- (2) 県、県警察本部、県医師会及び県歯科医師会等と連携して、検視・検案の実施を支援する。
- (3) 遺体処理用資機材を事前に準備するとともに、調達できない場合は県に要請する。

### 2 県

- (1) 市町村、県警察本部、県医師会及び県歯科医師会等と連携して、検視・検案の実施を支援する。
- (2) 市町村等からの要請により、県医師会及び県歯科医師会等の協力を得て、検案医師班を派遣する。
- (3) 市町村から遺体処理用資機材の要請を受けた場合は、県医薬品卸業協会と連携し、調達又はあっせんを要請する。

### 3 県警察本部

- (1) 県医師会、県歯科医師会に対し、検視・検案、身元確認等の協力要請を行う。
- (2) 遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、検視規則及び死体取扱規則に基づいて、死因、身元、その他の調査を行う。
- (3) 多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、市町村等と連携の上、別地域の遺体安置所に搬送して検視を行う。
- (4) 指掌紋、DNA型資料の採取、歯科所見の確認、遺品展示場所の設置等を行い、関係機関と協力して遺体の身元確認を行う。

### 4 秋田海上保安部

- (1) 海上において、遺体を発見し又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、遺体を収容し、所持金品等とともに、警察に引き渡しを行う。

### 5 秋田大学大学院・法医学講座

- (1) 日本法医学会、県警察本部と連携し、派遣医師の調整を行う。
- (2) 日本法医学会と連携し、検視・検案を行う。

### 6 県医師会

- (1) 県警察本部から検視・検案の協力要請を受けた場合は、医師を派遣する。
- (2) 日本医師会、県警察本部と連携し、派遣医師の調整を行う。

### 7 県歯科医師会

- (1) 県警察本部等から身元確認作業等の協力要請を受けた場合は、歯科医師を派遣する。
- (2) 日本歯科医師会、県警察本部と連携し、派遣歯科医師の調整を行う。

## 8 日本赤十字社県支部

- (1) 災害救助法が適用された場合は、知事の依頼に基づき、救護班を派遣し、遺体の処置を行う。

## 第5 身元不明者の取扱い

### 1 市町村

- (1) 県警察本部等関係機関に連絡し、身元不明遺体等の取扱いについて協議を行う。
- (2) 遺族その他より遺体の引き受けの申し出があったときは、遺体処理台帳等に整理の上、引き渡す。
- (3) 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うとともに、被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない遺体についても、行旅死亡人として取り扱う。
- (4) 県、県警察本部と連携し、遺体安置所等に所持金品等の内容提示や報道機関への情報提供及び問い合わせ窓口の開設を行う。

### 2 県警察本部

- (1) 市町村及び地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

## 第6 遺体の引渡し

### 1 市町村

- (1) 遺体を遺族に引き渡す場合は、県警察本部等と協力して行う。

### 2 県警察本部

- (1) 身元が判明した遺体を遺族に引き渡す場合は、着衣、所持金品等の品目や数量等を確実に確認させる。
- (2) 身元不明遺体、引き取り人のいない遺体は、着衣、所持金品等とともに、市町村に引き渡す。

## 第7 遺体の埋火葬

### 1 市町村

- (1) 埋火葬が適切に行われるよう埋火葬相談窓口を設置して、火葬場、遺体の搬送体制等に関する情報を提供し、円滑な埋火葬を支援する。
- (2) 災害のため遺族が埋火葬を行うことが困難な場合は、市町村長が埋火葬を行う。
- (3) 遺体数が火葬能力を上回ることなど、自ら火葬できない場合は、県に広域火葬を要請する。

### 2 県

- (1) 市町村から要請があった場合、又は遺体数が市町村の火葬能力を超えると判断されるときは、県内及び県外の火葬場と広域火葬に係る調整を行う。(生活衛生課)

## 第8 多数遺体処理対策部の設置

多数遺体処理については、県災害対策本部長の指揮のもと、第4の「実施機関」等で構成する、秋田県多数遺体処理対策部（部長：秋田県危機管理監）を設置し、遺体の収容、検視・検

案、遺族への引き渡しなどに係る活動の調整を行う。

(総合防災課・医務薬事課・生活衛生課・警察本部)

## 第27節 住宅応急対策計画

### 第1 計画の方針

災害により住宅が滅失し居住する住宅がない者で、自らの資力で住宅を確保することができない者のために応急仮設住宅を提供し、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空き家の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制を整備するとともに、住家が半壊又は半焼し自らの資力では応急修理をすることができない者の日常生活に欠くことのできない部分について、応急修理を実施し、被災者の生活の安定を図る。

なお、建築物・宅地等の危険度判定を行い、被災後の二次災害の拡大防止や応急仮設住宅の必要数把握等に努める。

### 第2 公営住宅等の活用

県及び市町村は、被災者の一時的な住宅を確保するため、受入れ可能な公営住宅等の空き家の把握に努めるとともに、被災地域の地方公共団体等から受入要請があった場合には、迅速に入居手続き等を行う。

入居対象者及び入居者の選定については、応急仮設住宅の場合に準ずることとする。

### 第3 民間賃貸住宅の借上

県は、民間賃貸住宅を災害救助法の応急仮設住宅として借り上げるため、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、関係団体から得られた借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報を市町村に提供する。

入居対象者及び入居者の選定については、応急仮設住宅の場合に準ずることとする。

### 第4 応急仮設住宅の建設

#### 1 実施機関

市町村が行う。

災害救助法を適用したときは県（知事）が行い、必要に応じ、県（知事）が市町村（長）に委任する。

#### 2 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の敷地、構造、仕様、設備及び戸数については、災害時要支援者の長期の避難生活を想定したものとし、また地域のコミュニティに配慮したものとする。

##### (1) 建設地

市町村は、地域防災計画に応急仮設住宅の建設候補地をあらかじめ定めておくこととし、選定するに当たり、ライフライン、周辺の便民施設及び土地所有者等の意向等の確認を行う。

##### (2) 建設戸数

戸数は、市町村からの要請により、県が決定する。

##### (3) 構造

軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、積雪寒冷地に配慮した構造及び仕様とする。

また、高齢者などの災害時要援護者世帯に配慮した設備・構造とする。

(4) 規模・費用

1戸当たりの床面積は29.7㎡を基準とし、設置費用の限度額は234万2,000円とするが、これらは全体平均であり、被災者の家族構成、立地条件等を勘案し、広さ・間取りなどの仕様の異なるものを建設することができる。

(5) 建設の時期

着工は、災害発生の日から20日以内とする。

(6) 建設工事

県は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、関係団体又はその斡旋する住宅建設業者に建設を依頼する。（協定は別途資料編を作成し掲載する予定）

3 被災者の入居及び管理

(4) 供与の期間

応急住宅完成の日又は借り上げの日から、原則として2年以内とする。

第5 危険度判定

1 活動要請

県は、「被災建築物応急危険度判定技術者の被災後の判定活動に関する協定書」に基づき、関係団体に対し被災後の判定活動の協力要請を行う。

2 報 告

関係団体は、会員の判定技術者に協力を要請し、取りまとめた判定活動結果を県に報告する。

第6 応急修理

2 住宅の応急修理

(5) 協力要請

県は、応急修理にあたっては、協定に基づき関係団体に対して協力を要請する。

(建築住宅課)

第31節 原子力施設災害対策計画

第1 計画の方針

福島第一原子力発電所の事故において、放射性物質の「広域汚染」と「長期にわたる汚染」が新たな課題となってきた。県内には原子力施設は存在しないが、他地域の原子力施設からの放射性物質の異常な放出等が発生した場合、県内経済や県民生活に多大な影響があると考えられる。よって、県民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な県民生活を確保するため実施すべき対応について定める。

第2 環境モニタリングの強化

1 緊急時モニタリング

県は、原子力施設における事故の覚知以降、放射性プルームによる広域汚染の状況把握のため

め、国等と連携し、環境放射能のモニタリングを強化する。

## **2 食品、水道水等の摂取制限等**

県は、緊急時モニタリングの結果、国が定める基準値等を超過した場合、国の指示、指導又は助言に基づき、食品、水道水等の摂取の制限、出荷の制限等必要な措置を行う。

## **3 情報の収集等**

県は、国や近隣県、原子力事業者等から事故の状況やモニタリングの結果等必要な情報を収集するとともに、当該情報について関係機関との共有を図る。

## **4 モニタリング結果の公表**

県は、緊急時モニタリングの結果については、速やかに県民及び関係機関に情報を提供する。  
(環境管理課)

# **第3 食品中の放射性物質に係る検査測定体制の整備**

## **1 測定体制**

県及び関係機関は、放射性物質による影響の特殊性から、円滑な食品中の放射性物質の測定体制を構築する。

## **2 検査**

県及び関係機関は、検査測定体制を確保し、科学的根拠に基づく測定結果の迅速な情報提供に努める必要がある。

## **3 情報提供**

県及び関係機関は、県産農林水産物の安全性確保のため、放射性物質検査の結果及び出荷制限等に関する情報の提供、問い合わせに対応する窓口の整備など情報提供体制を構築する。  
(農業経済課)

# **第4 放射線に関する健康相談**

県及び保健所を設置する市は、原子力発電所周辺の避難・屋内退避圏内からの避難者や、避難・屋内退避圏を通過した者に対して、健康相談を行うとともに、必要に応じて放射性物質による表面汚染の検査を実施する。

(健康推進課)

## 第3編 震災対策

### 第1章 秋田県における地震災害

#### 第2節 地震被害想定調査

(現在実施している「地震被害想定調査」の結果に基づき記載)

(総合防災課)

#### 第3節 地震防災緊急事業五箇年計画(削除)

(第3編第2章第1節 計画的な地震・津波防災対策の推進(新設)に移行)

#### 第4節 地震観測体制

(現計画「第5節 地震・津波観測体制」の内、津波部分(「第2 津波観測」、図-21、図-22)は、「第4編 津波災害対策」に記載)

(総合防災課)

#### 第5節 地震に関する知識

(現計画「第6節 地震・津波の知識」「第6 海溝型地震と津波」は、「第4編 津波災害対策」に記載)

(総合防災課)

## 第2章 災害予防計画

#### 第1節 計画的な地震防災対策の推進

##### 第1 基本方針

県は、地震や津波の災害から県民の生命や財産に及ぼす被害を最小限に留めるため、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づき、地震防災対策の実施に関する目標を設定するとともに、これを実現するために減災計画及び地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、計画的な地震防災対策を推進することとする。

##### 第2 減災計画の推進

県は、次の事項等に関する「秋田県地震減災計画」を策定し、自助、共助、公助が連携した、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進を図るものとする。

- 1 減災目標(数値目標)
- 2 目標達成期間
- 3 目標達成のための取組

### 第3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、「秋田県地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、防災対策に資する施設の整備を推進している。

計画の策定は以下のとおり。

- 第1次地震防災緊急事業五箇年計画 平成8年度～12年度
- 第2次地震防災緊急事業五箇年計画 平成13年度～17年度
- 第3次地震防災緊急事業五箇年計画 平成18年度～22年度
- 第4次地震防災緊急事業五箇年計画 平成23年度～27年度

#### 1 対象地区

過去の被害地震、並びに活断層の分布などの本県における地震災害環境を勘案の上、対象地域は地震防災対策特別措置法第2条第1項の規定に基づき県全域とする。

#### 2 第4次五箇年計画の対象施設等

(略)

(総合防災課)

## 第4節 建築物災害予防計画

### 第2 公共建築物等

#### 2 対 策

- (1) 県は、旧耐震基準により建築された施設を含む所管施設の耐震診断・点検等を実施し、診断結果を踏まえた適切な耐震補強・改修等を行う。また、天井の仕上げ材などの非構造部材についても、耐震性の確保を図るため各種の点検を実施し、必要な改修等を行う。

災害時の医療救護活動の拠点となる医療機関、避難施設となる学校や大規模施設等、並びに応急対策活動の拠点となる施設の耐震性確保は優先的に実施するものとする。

なお、学校においては、文部科学省の指針に基づく非構造部材の定期的な点検を実施するとともに、異状箇所について、改修・改善を図る。

また、県立学校の体育館建築にあつては、災害時に避難所となることを想定し、トイレ・シャワー室・情報端末配線など、避難所として必要な機能の整備を行う。

(営繕課・教育庁施設整備室)

### 第3 一般の建築物

#### 2 対 策

|            |                                                                                                                                        |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物の耐震化の促進 | 県及び市町村は百貨店、ホテル、劇場など地震による倒壊等、被災時の影響が大きい建築物及び災害応急対策の拠点となる庁舎、避難場所に指定されている体育館等の防災拠点施設について、耐震診断・改修及び天井脱落防止対策等非構造部材の耐震対策等の実施を指導し、耐震性の確保に努める。 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(建築住宅課)

## 第5節 公共施設災害予防計画

### 第3 河川管理施設

#### 1 施設、設備の点検

河川管理施設の地震動に対する機能を失するような大規模な被災の原因は、基礎地盤及び堤体の液状化であり、「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づき耐震診断を実施する。

#### 2 耐震性の強化

診断結果を踏まえ、重要度に応じて耐震補強を推進する。

(河川砂防課)

### 第4 上水道

#### 1 施設の防災の強化

- (1) 市町村は、地震災害に対する施設の安全性向上を図るため、浄・配水施設等基幹的水道施設の建設地を津波や土砂災害等の地震被害を受けにくい箇所を選定するとともに、耐震構造により建設するものとする。
- (2) 市町村は、既存の施設において、耐震診断等の結果により地震による被害が予想される場合は、最新の基準や準拠方書等に基づいて必要な改良又は更新することを検討する。
- (3) 市町村は、基幹病院や防災拠点等、人命の安全に関わる重要施設への供給ラインについては、地震災害によって供給が遮断されないよう、重点的に耐震化を進めるものとする。
- (4) 市町村は、施設の新設・更新に際しては、地盤の状況等を勘案した上で、耐震性の高い構造とするものとする。

#### 2 応急給水体制と資器材の整備

- (1) 市町村は、水道施設が被害を受けた場合に、住民が必要とする最小限の飲料水及び生活用水を確保するために応急給水の実施体制を整備する。
- (2) 市町村は、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

(生活衛生課)

### 第5 下水道

#### 1 管渠の補強整備

- (1) 地質が軟弱又は不均等な地区に布設された下水管渠を重点に、老朽化が著しいものから補強を実施する。
- (2) 新たに下水管渠を布設する場合は、基礎地盤条件等総合的見地から検討し計画する。  
特に、地盤の悪い場所に布設する場合は、マンホールと管渠の接合部に可とう性継手を使用する等の工法で実施する。

#### 2 ポンプ場、終末処理場

ポンプ場又は終末処理場と下水管渠の連結箇所は破損しやすいため、老朽化した箇所は速やかに補強する。

管渠、ポンプ場及び終末処理場の耐震対策にあたっては、「下水道施設の地震対策マニュアル」及び「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づいて行う。

### 3 施設の液状化対策の推進

地域特性及び地盤を調査し、液状化の可能性のある場合は、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を適切に実施する。

また、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

(下水道課)

## 第6 電力

## 第7 都市ガス

(内容はガス会社と調整中)

(資源エネルギー産業課)

## 第8 鉄道

### 4 情報連絡体制確保

鉄道の運転規制時における乗客等の混乱を避けるため、運行状況や復旧の見通しなどの広報が行えるよう、鉄道事業者、県及び報道機関が、それぞれの機関及び機関相互間において情報収集・連絡体制の整備を図ることにより、乗客等への迅速な情報伝達を確保する。

(交通政策課)

### 5 安全確認手順等の社内体制の充実

災害発生時における安全確保のための運転規制や早期運転再開のための安全確認手順等を確立するほか、内部での情報連絡手段や関係機関との通信手段を確保するなど、社内体制の充実に努める。

(交通政策課)

## 第9 港湾

### 2 耐震強化岸壁の整備

(2) 秋田港飯島地区-11m岸壁本体は整備済みであり、供用に向けた関連施設の完成を目指す。また、港湾計画に位置づけられている能代港の耐震岸壁についても整備の必要性を検討する。

(港湾空港課)

## 第10 工業用水道

## 第6節 農業災害予防計画

### 第1 計画の方針

地震による農業被害を予防、又は拡大防止のため、農地及び既設農業用施設等の補強、改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設、改修にあたっては耐震性の向上を図る。

### 第2 農地及び農業用施設等

- 1 地震によって決壊又は転倒のおそれのある農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等は、耐震性調査実施の検討を行い、調査の結果により、必要に応じて貯水制限などの使用制限により安全使用に努めるほか、県営又は団体営事業で、補強、改修を実施し震災対策を図る。
- 2 地震によって水田に亀裂が発生したり、かんがい施設等に被害がでた場合は、水不足等によ

って農作物に大きな影響が出る。この場合には亀裂部周囲への盛土、揚水機による灌水などによって被害の防止、軽減を図る。

(農地整備課)

## 第7節 積雪期の地震災害予防計画

### 第7 スキー場対策

#### 1 スキー場施設の管理者が行う対策

(4) スキー客の一時的な避難場所及び避難施設の確保

(観光戦略課)

## 第8節 災害対策拠点の指定及び整備に関する計画」(削除)

(「第3 1 地域防災拠点施設の整備」については、内容を一部部分修正し、第2編第1章 第26節 広域防災拠点整備計画に移行。「第3 地域防災拠点施設等の整備促進 2 備蓄倉庫の建設」については、今後作成する第2編第1章第27節 備蓄計画」(新設)に移行。)

(総合防災課)

## 第8節 行政機能の維持・確保計画

### 第1 計画の方針

大規模な地震災害発生時においても適切な業務遂行をするため、業務継続計画(BCP)を策定して、利用できる資源に制約が生じた場合でも、非常時の優先業務について災害直後から実施できる体制を構築するとともに、災害発生後にも必要となる住民データ等の各種情報については、必要に応じて複数のバックアップデータを作成する。

### 第2 業務継続計画(BCP)の策定

県及び市町村は、地震発生時、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務(以下「非常時優先業務」)を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な人員及び資材の確保状況を分析し、不足している場合には、中長期的な確保対策を検討し、短期的な対策として当面できる補強・代行手段等を明確にすることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務遂行を行う。

(総合防災課)

### 第3 各種情報のバックアップ

#### 1 税務情報

県は、災害復旧に向けた融資を受けるなどのために必要な県税に係る証明書の交付が滞ることがないように、各種税務情報の消失を防止するため、税務総合システムのバックアップデータを書き込んだ磁気ディスクを総合県税事務所の支所に保管することとする。

(税務課)

#### 2 住民票

市町村は、磁気ディスクにより複製した住民票について、地震被害想定調査の結果や各市町

村庁舎の立地条件等を勘案の上、必要に応じて複数のバックアップデータを作成するとともに、庁舎外への保管（分庁舎での保管を含む）を検討する。

（市町村課）

#### 第9節 緊急輸送道路ネットワークに関する計画

災害応急対策活動を円滑に実施する上で、緊急輸送道路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両・航空機の確保が必要となる。

県は、国・市町村・東日本高速道路（株）と連携し、災害時における緊急輸送を確保するための道路（以下「緊急輸送道路」という。）の指定を行う。また、緊急輸送道路が相互に補完的な役割を果たし、災害時における効率的な緊急輸送及び機能を確保するため、県内道路に関する「緊急輸送道路ネットワーク計画」を作成する。さらに、緊急輸送道路の耐震化などを推進するため、「秋田県地震防災緊急事業五箇年計画」などに基づく、道路の新設、改良及び補強等の整備に努める。

また、道路の新設や防災拠点の移動などの状況の経年変化や最新の津波浸水区域などの被害想定調査結果を反映する等、必要に応じて適宜見直しを行う。

（道路課）

### 第3章 災害応急対策計画

#### 第1節 災害対策本部等の設置基準・職員の動員基準（削除）

（現計画第2編第2章第1節、第2節 と一本化し、第1編総則に記載）

（総合防災課）

#### 第1節 地震情報の伝達計画

（現計画「第2節 津波警報・注意報・予報、地震・津波情報の伝達計画」の「第3 津波警報等」は、「第4編 津波災害対策編」に記載）

（総合防災課）

## 第4編 津波災害対策

他編に定めるもののほか、津波災害対策に関しては本編による。

### 第1章 津波防災と秋田県の津波災害

#### 第1節 津波防災の基本方針

東日本大震災を教訓として、最大クラスの津波を想定した防災対策を講じる。また、津波による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても県民の生命を守ることを最優先とする考えのもと、住民避難を軸とした、ハード、ソフトの施策を組み合わせた総合的な津波対策を推進する。

(総合防災課)

#### 第2節 秋田県の津波被害

##### 1 津波被害の記録

(現在実施している「地震被害想定調査」の報告書から抜粋。「津波堆積物調査」の結果も掲載。)

#### 第3節 津波被害想定

(現在実施している「地震被害想定調査」の報告書から抜粋)

##### 第1 海域地震の想定

###### 1 単独地震

過去に発生した地震及び国の「地震調査研究推進本部」の調査により、今後発生すると予測される地震に基づき設定した。

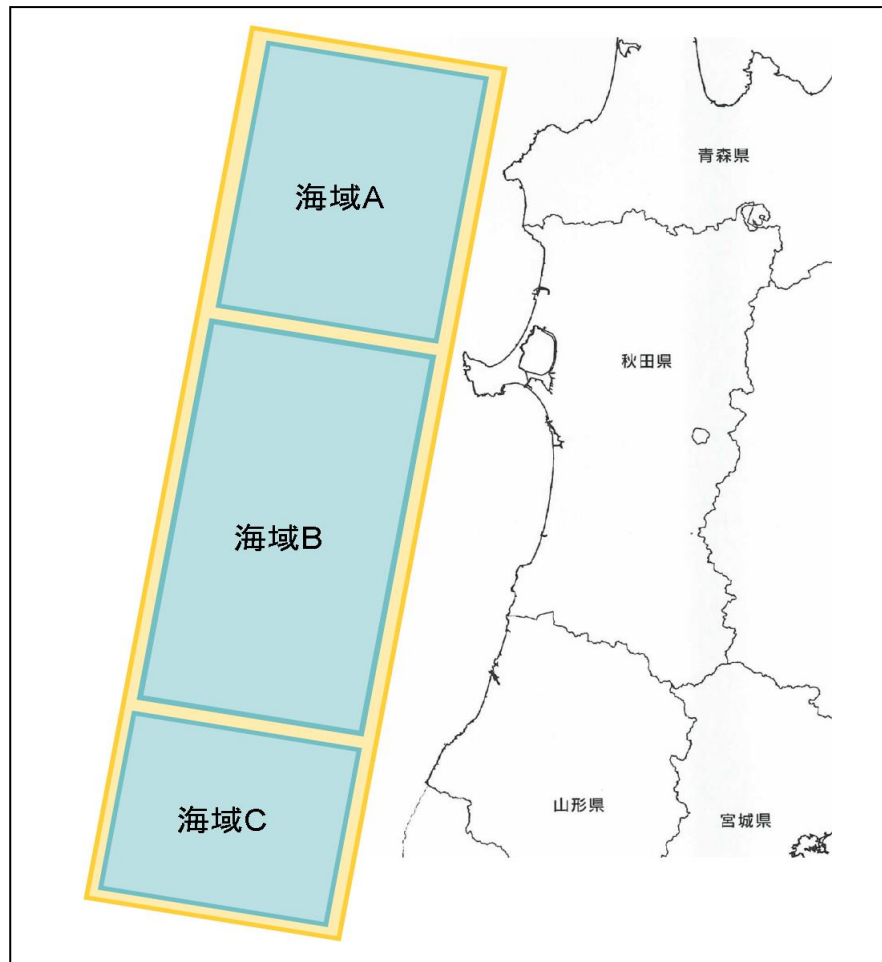
| 区分  | 規模     | モデル等                   |
|-----|--------|------------------------|
| 海域A | M7.9程度 | 日本海中部地震(M7.7)等を参考      |
| 海域B | M7.9程度 | 佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖の地震を想定 |
| 海域C | M7.5程度 | 新潟県北部沖、山形県沖の地震を想定      |

###### 2 連動地震

東日本大震災が連動地震であったことを踏まえ、最大クラスの津波を想定するため、連動地震を設定した。

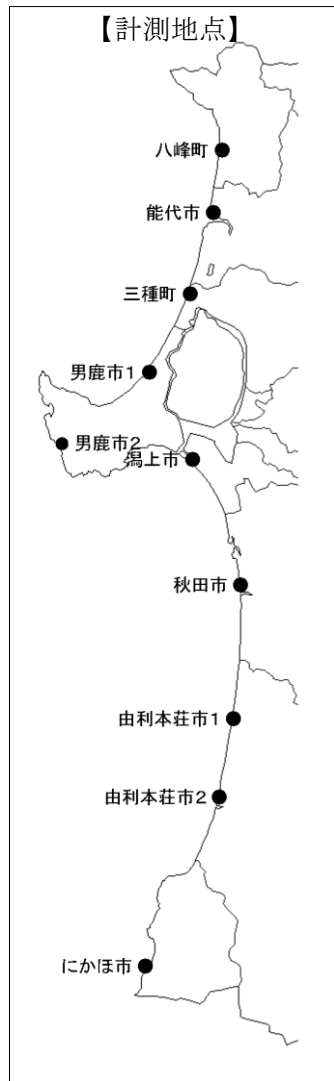
| 区分      | 規模     |
|---------|--------|
| 海域A+B   | M8.5程度 |
| 海域B+C   | M8.3程度 |
| 海域A+B+C | M8.7程度 |

【位置図】

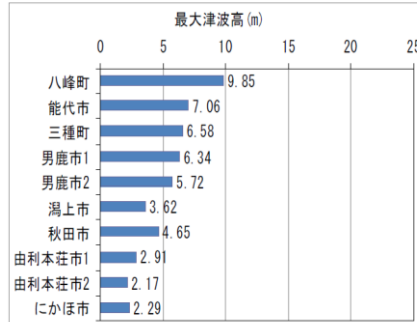


## 第2 津波シミュレーション結果

## 1 沿岸市町における最大津波高と津波到達時間

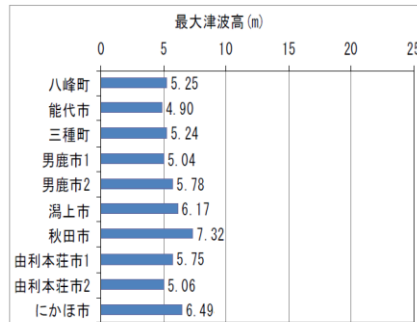


## ■ 海域A



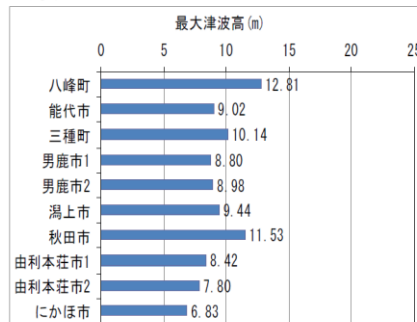
| 地点     | 津波到達時間(分) |      |            |     |
|--------|-----------|------|------------|-----|
|        | 20cm      | 50cm | 1h内<br>最大値 | 最大値 |
| 八峰町    | 20        | 21   | 24         | 24  |
| 能代市    | 20        | 21   | 24         | 24  |
| 三種町    | 25        | 25   | 26         | 26  |
| 男鹿市1   | 24        | 24   | 26         | 26  |
| 男鹿市2   | 13        | 13   | 16         | 16  |
| 潟上市    | 32        | 33   | 34         | 34  |
| 秋田市    | 33        | 33   | 35         | 35  |
| 由利本荘市1 | 32        | 32   | 33         | 33  |
| 由利本荘市2 | 30        | 31   | 31         | 31  |
| にかほ市   | 28        | 29   | 30         | 30  |

## ■ 海域B



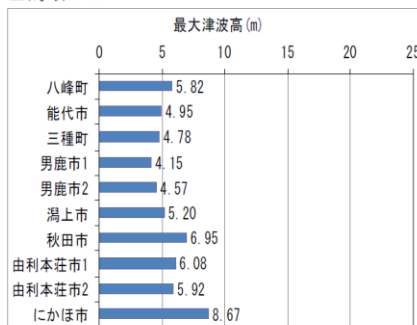
| 地点     | 津波到達時間(分) |      |            |     |
|--------|-----------|------|------------|-----|
|        | 20cm      | 50cm | 1h内<br>最大値 | 最大値 |
| 八峰町    | 28        | 28   | 36         | 93  |
| 能代市    | 26        | 27   | 30         | 104 |
| 三種町    | 24        | 25   | 28         | 28  |
| 男鹿市1   | 23        | 23   | 27         | 27  |
| 男鹿市2   | 10        | 10   | 16         | 16  |
| 潟上市    | 28        | 29   | 35         | 35  |
| 秋田市    | 18        | 21   | 28         | 28  |
| 由利本荘市1 | 18        | 20   | 25         | 25  |
| 由利本荘市2 | 20        | 21   | 26         | 26  |
| にかほ市   | 16        | 17   | 24         | 24  |

## ■ 海域A+B



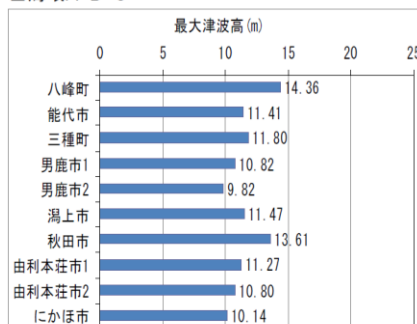
| 地点     | 津波到達時間(分) |      |            |     |
|--------|-----------|------|------------|-----|
|        | 20cm      | 50cm | 1h内<br>最大値 | 最大値 |
| 八峰町    | 22        | 22   | 28         | 28  |
| 能代市    | 21        | 21   | 26         | 26  |
| 三種町    | 22        | 22   | 28         | 28  |
| 男鹿市1   | 21        | 21   | 25         | 25  |
| 男鹿市2   | 8         | 9    | 16         | 16  |
| 潟上市    | 28        | 28   | 34         | 34  |
| 秋田市    | 27        | 27   | 34         | 34  |
| 由利本荘市1 | 24        | 25   | 32         | 32  |
| 由利本荘市2 | 22        | 23   | 31         | 31  |
| にかほ市   | 19        | 19   | 29         | 29  |

## ■ 海域B+C



| 地点     | 津波到達時間(分) |      |            |     |
|--------|-----------|------|------------|-----|
|        | 20cm      | 50cm | 1h内<br>最大値 | 最大値 |
| 八峰町    | 27        | 28   | 30         | 92  |
| 能代市    | 25        | 26   | 29         | 29  |
| 三種町    | 25        | 26   | 29         | 29  |
| 男鹿市1   | 23        | 23   | 28         | 28  |
| 男鹿市2   | 11        | 11   | 17         | 17  |
| 潟上市    | 30        | 31   | 37         | 37  |
| 秋田市    | 29        | 29   | 36         | 36  |
| 由利本荘市1 | 27        | 28   | 32         | 32  |
| 由利本荘市2 | 25        | 26   | 31         | 31  |
| にかほ市   | 22        | 23   | 29         | 29  |

## ■ 海域A+B+C



| 地点     | 津波到達時間(分) |      |            |     |
|--------|-----------|------|------------|-----|
|        | 20cm      | 50cm | 1h内<br>最大値 | 最大値 |
| 八峰町    | 12        | 15   | 28         | 28  |
| 能代市    | 12        | 14   | 27         | 27  |
| 三種町    | 13        | 16   | 26         | 26  |
| 男鹿市1   | 11        | 15   | 25         | 25  |
| 男鹿市2   | 2         | 4    | 14         | 14  |
| 潟上市    | 22        | 24   | 32         | 32  |
| 秋田市    | 24        | 24   | 34         | 34  |
| 由利本荘市1 | 21        | 22   | 31         | 31  |
| 由利本荘市2 | 19        | 20   | 30         | 30  |
| にかほ市   | 15        | 16   | 29         | 29  |

## ※ 津波到達時間 (分) について

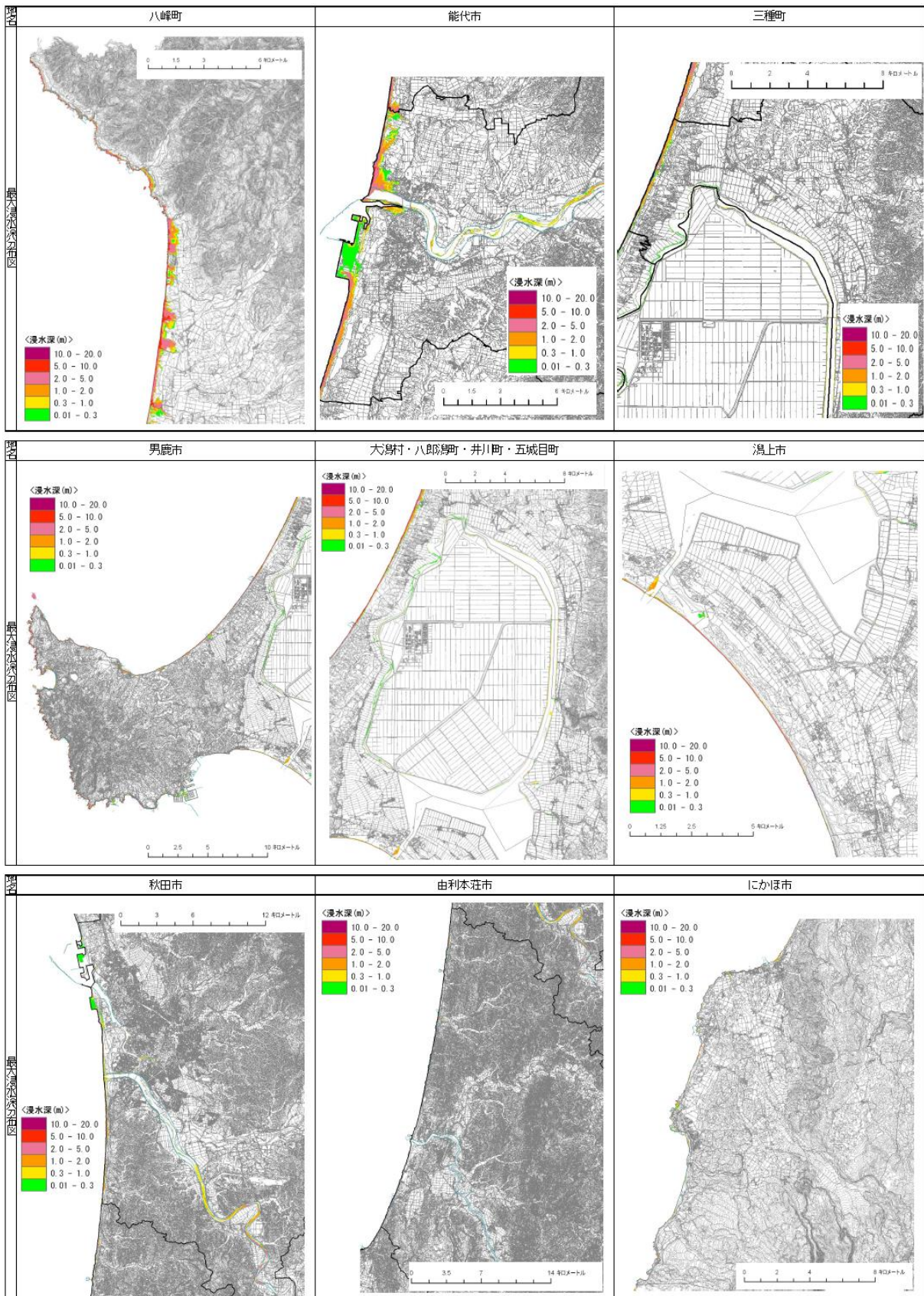
- ・20cm (50cm) : 初期水面から 20cm(50cm) を超えた最初の時間
- ・1h 内最大値 : 計算開始 60 分以内で波高が最大値となる時間
- ・最大値 : 計算時間内 (6 時間) で波高が最大となる時間

## ※ 海域Cについて

全地点の最大津波高が海域Bを下回るため、詳細シミュレーションは実施せず。

## 2 津波浸水分布図

### (1) 海域A



(以下 海域B、A+B、A+C、A+B+Cを掲載)

(総合防災課)

**第4節 津波観測体制**

(現計画「第3編 震災対策」「第1章 秋田県における地震災害」「第5節 地震・津波観測体制」の内津波部分(「第2 津波観測」、図-21、図-22)を記載)

**第1 津波観測**

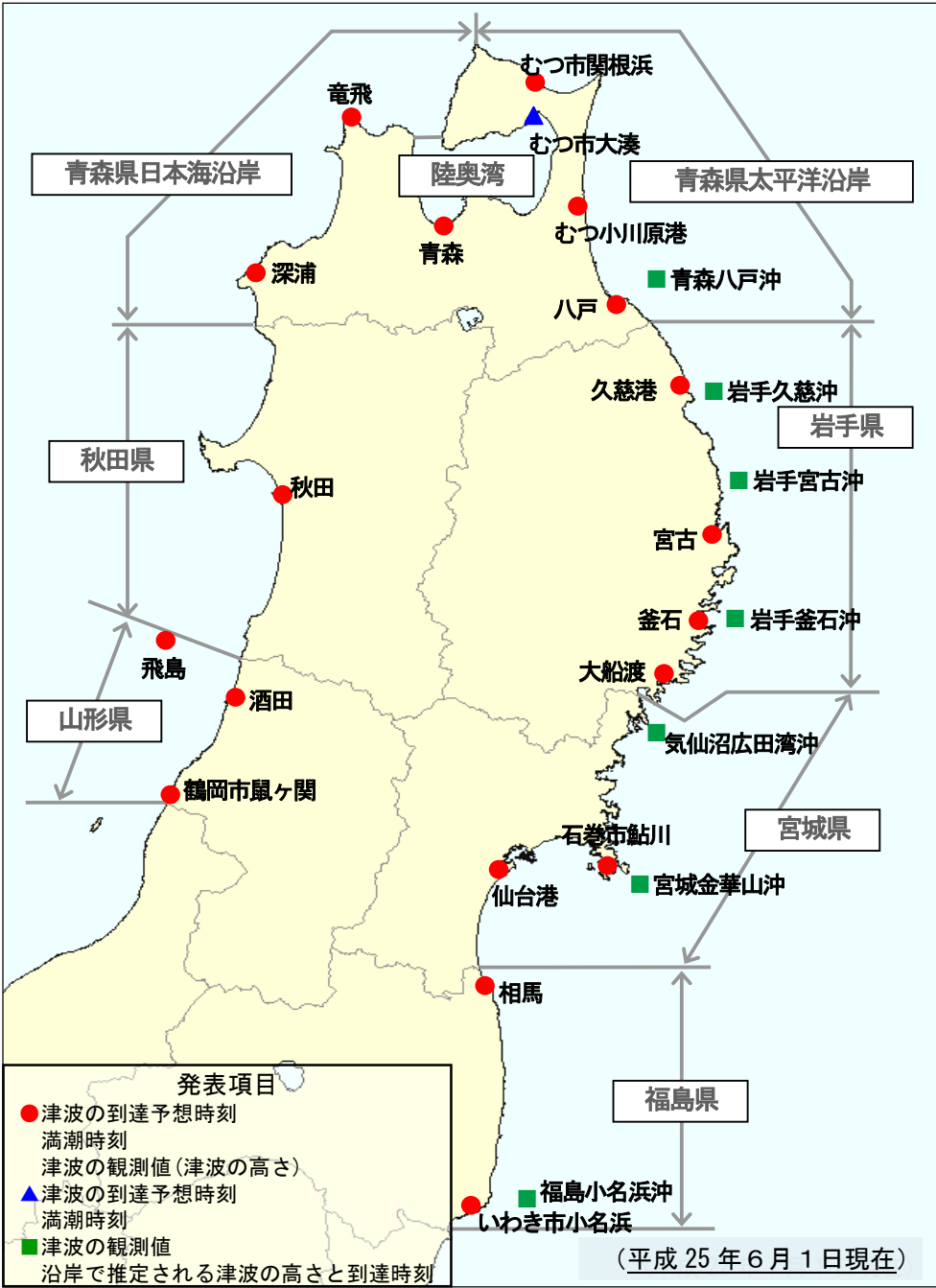
日本海中部地震(1983年)や北海道南西沖地震(1993年)では大きな津波災害が発生し、気象庁では、これらの津波被害を契機に津波観測網の整備を進め、従来から全国66か所で行っていた検潮所での津波観測体制を強化し、平成7年度に超音波式の津波観測施設(10か所)、南鳥島に遠地津波観測施設を整備したほか、国土交通省港湾局、海上保安庁、国土地理院、自治体等で整備した観測データをリアルタイムで収集し、現在では合計224か所の観測データを津波情報に活用している。

また、水圧式の巨大津波観測施設91か所を整備し、高さ約20mまでの津波の観測が可能となっている。

東北地方整備局では、平成18年度から東北地方周辺海域に沖合での波浪観測に加え、津波監視も可能なGPS波浪計の設置を始めており、平成22年度に秋田県沖に設置した。

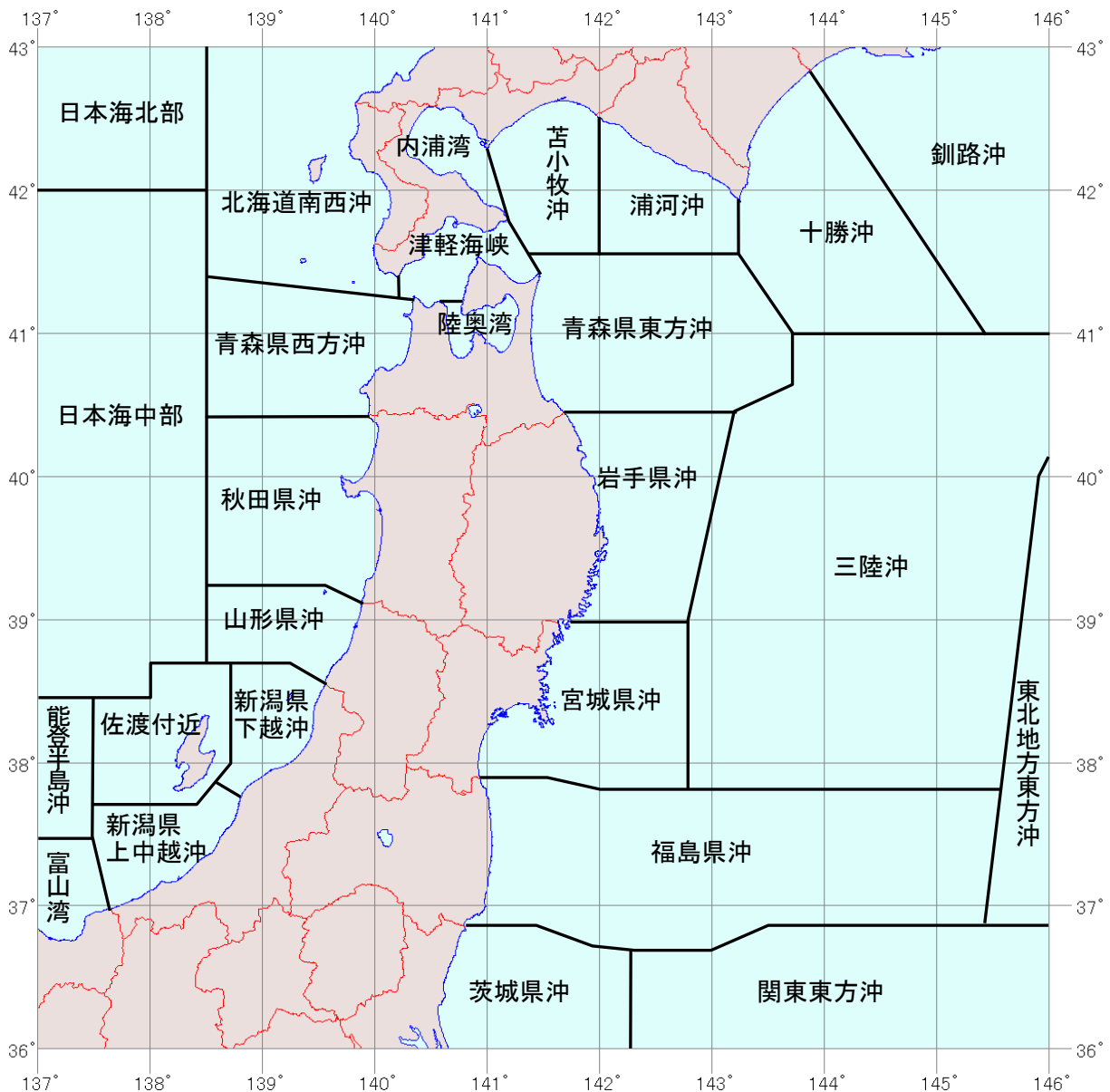
なお、津波観測とともに即時浸水予測システムの整備も検討している。

【図-21 津波予報区】  
東北地方の津波予報区及び津波情報に用いる地点



| 津波予報区名称 |       | 区 域                                                |
|---------|-------|----------------------------------------------------|
| 秋 田 県   |       | 秋田県                                                |
| 青森県     | 日本海沿岸 | 青森県（大間崎北端以东の太平洋沿岸及び東津軽郡外ヶ浜町平舘からむつ市脇野沢までの陸奥湾沿岸を除く。） |
|         | 太平洋沿岸 | 青森県（大間崎北端以东の太平洋沿岸に限る。）                             |
|         | 陸 奥 湾 | 青森県（東津軽郡外ヶ浜町平舘からむつ市脇野沢までの陸奥湾沿岸に限る。）                |
| 山 形 県   |       | 山形県                                                |
| 岩 手 県   |       | 岩手県                                                |
| 宮 城 県   |       | 宮城県                                                |
| 福 島 県   |       | 福島県                                                |

【図-22 各種情報に用いられる海域の震央地名(東北地方とその周辺)】



(総合防災課)

## 第5節 津波に関する知識

(現計画「第3編 震災対策」「第1章 秋田県における地震災害」「第6節 地震・津波の知識」「第6 海溝型地震と津波」を記載)

### 第1 海溝型地震と津波

海底のプレート境界や海底の活断層で発生する地震で、M7程度から津波を伴う。

発生間隔は活断層より短く、地震の規模もM8を超える巨大地震が発生する。

津波は、水深の深い外洋では波高はあまり高くないが、沿岸部に近づくると、波高が高くなり沿岸部に被害をもたらす。

津波の第1波は、引き潮から始まる引き波と、押し寄せから始まる押し波がある。また、小さな引き潮の後に大きな津波が押し寄せるなど一様でなく、津波は第1波よりも2波、3波目が大きいこともある。

特に、沿岸部では外洋と比較し、水深が浅く又海底地形等の影響により、次のような現象が発生することがある。

#### ◎ 浅水効果

外洋での津波の波長（波の山と山あるいは谷と谷の距離）は数10kmにもなり、速度は水深が深いほど速く浅いほど遅くなる。津波が水深の浅い沿岸に近づくと、波の先端ほど水深が浅く水深の浅い津波の先端部が減速するため、津波の前面に後方部が乗り上げるような形となって波高が高くなる。

#### ◎ 集中効果

津波がV字型の湾内に入り込んだ場合、湾の両側から波が圧縮されるような現象が生じ、波高が高くなる。特に、狭い湾の奥になるほど波高が高くなる。

#### ◎ 共鳴効果

津波の波長が湾の大きさの4倍程度である場合は、湾の奥における波高が次々と高くなる現象が生じる。このように、津波が湾の大きさに共鳴し波高が次々と高くなる現象を共鳴効果という。

#### ◎ その他の効果

海底地形によって進路が屈折する現象などが加わる。

海岸から沖合いに向かって等深線が張り出すような海底地形を呈する箇所では津波の進路が屈折することにより集中する現象が生じる。これをレンズ効果という。

以上のような効果が重なり、時には、「屏風を立てたような」、又は「海の壁」と表現されるような津波が来襲することがある。

【津波の速度】

| 水 深           | 速 度                         | 備 考                 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 水深 4,000m の外洋 | 秒速 … 約 200m<br>時速 … 約 700km | ジェット旅客機の巡航速度と同程度    |
| 水深 100m の沖合   | 秒速 … 約 30m<br>時速 … 約 110km  | 高速道路を走る車より少し速い程度    |
| 海岸部の浅瀬        | 秒速 … 約 10m<br>時速 … 約 36km   | 津波が目前に迫ってくると逃げるのは困難 |

（総合防災課）

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 避難体制整備計画

#### 第1 計画の方針

津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることから、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するために、避難所、避難路等の確保等、避難体制の整備を推進し、住民への周知徹底を図る。

#### 第2 避難所及び津波避難ビル等の指定・整備

市町村は、県の津波浸水予測等をもとに、地域の実情を踏まえ、津波が到達する前に、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難所及び避難場所の指定・整備を行う。

これらの確保が困難な地域、又は地震発生から津波到達までの時間的余裕がない地域においては、公共機関又は民間が保有する堅固な中・高層建物や高台等を、一時的な津波避難施設（津波避難ビル、津波避難場所）として指定するとともに、併せて「津波避難ビル」を兼ねた公共施設の整備などの検討を進める。

また、避難所、津波避難ビル、避難経路等の周知を図るため、統一的な図記号を利用した、分かり易い誘導標識や案内板などを設置する。

#### 第3 避難路の選定等

市町村は、住民が徒歩等で確実に避難できるよう、避難路を指定・整備し、その安全性の点検・確保及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

避難路の選定にあたっては、避難活動が円滑かつ安全に行われるよう、耐震性、道路の幅員、浸水、崖崩れ等の危険がないことなどを考慮する。

#### 第4 避難方法・避難誘導

地震、津波の発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については徒歩によることを原則とする。ただし、市町村は、津波到達時間や避難所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、警察と連携を図りながら、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を予め検討するものとする。

災害時要援護者の避難誘導については、家族、介護者、福祉関係機関及び防災関係機関の緊密な連携・連絡及び協力体制を整備する。

市町村は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導についての行動ルールを定めるよう努める。

#### 第5 津波ハザードマップの作成・活用

市町村は、県の津波浸水予測等を活用し、津波浸水域、津波浸水深、土地の標高、避難場所、避難路等を示した「津波ハザードマップ」を作成する。

また、作成後においては、住民への周知を行うとともに、防災訓練や避難訓練への活用など、活用範囲の拡大を図り、住民に対し、津波災害に関する十分な知識の普及を行う。

## 第6 津波避難計画の策定

市町村は、避難所、避難路、避難準備情報等の発表の基準、避難勧告等の伝達方法等、津波避難に関する事項を定めた避難計画を策定し、必要に応じて見直しを行うものとする。

策定にあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮したものとし、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(総合防災課)

## 第2節 防災知識等普及計画

### 第1 計画の方針

県及び市町村等は、自らの命は自らが守るという観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じたら急いで避難」という基本的な事項を周知徹底し、津波発生時に円滑な避難を実現するために、様々な機会に、多様な手段により、各地域の実情に応じて津波防災に関する啓発、教育を実施する。

### 第2 津波に関する知識の普及・啓発

県及び市町村は、津波に関する知識を住民に定着させ、津波発生時に的確な避難行動を取ることができるように、広報紙、パンフレット、インターネット等の広報媒体や、研修会や地域コミュニティ活動などの多種多様な手段・機会を活用して、津波防災意識の向上を図る。

住民は、日頃から津波防災訓練への参加や、津波ハザードマップ等により、避難場所や避難経路を確認すると共に、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制の構築や、災害時要援護者を避難する体制の構築に協力する。

#### 【津波防災に関する主な普及啓発内容】

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難行動に関する知識       | <ol style="list-style-type: none"> <li>震度4を超えるような揺れを感じたとき、又はゆっくりとした揺れを比較的長く感じたときは、気象台からの情報を待たず、直ちに海岸から離れた高所に避難する。</li> <li>気象台から津波注意報、津波警報が発表されたとき、住民や観光客等は、直ちに海岸から離れた安全な高所に避難する。<br/>船舶は直ちに港外へ退避する。港外に退避できない小型船は高所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。</li> <li>津波到達予定時刻及び津波の高さなどの情報を、市町村防災行政無線、ラジオ、テレビ、無線及びインターネットなどにより収集する。</li> <li>津波は繰り返し襲ってくるので、津波注意報、津波警報が解除されるまで海岸に近づかない。</li> </ol> |
| 津波に関する想定・予測の不確実性 | <ol style="list-style-type: none"> <li>地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること</li> <li>地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること</li> <li>浸水想定区域外でも浸水する可能性があること</li> <li>避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること</li> </ol>                                                                                                                                                                                      |
| 家庭での予防・安全対策      | <ol style="list-style-type: none"> <li>3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等<sup>1</sup>の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</li> <li>負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                |

|     |                                                                                    |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 止対策                                                                                |
| その他 | <p>1 警報等発表時や避難指示、避難勧告の発令時にとるべき行動、避難場所での行動</p> <p>2 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め</p> |

### 第3 防災教育の推進

県及び市町村は、学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、調査結果や各種資料を収集・整理し、防災教育等に活用するなど、長期的視点に立って広く県民に伝承されていくよう努める。

### 第4 津波防災訓練の実施

県及び市町村は、住民及び関係機関等と連携し、防災行政無線などの情報伝達手段を活用した津波からの避難誘導訓練、並びに津波防災訓練を計画的に実施するものとする。

この訓練から情報伝達に関する職員の対応及び判断能力、並びに情報伝達システムの機能等を検証し、課題を整理・検討の上、第2編第2章第1節第3の防災関係職員への防災教育に反映させるものとする。

(総合防災課)

## 第3節 津波防御施設等の整備計画

### 第1 計画の方針

津波に強いまちづくりのため、海拔表示シートの設置や、沿岸域における海岸保全施設及び河川管理施設の津波防災対策の実施、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を都市施設として都市計画に定めるなどの対策を講じる。

### 第2 海拔表示シートの設置

国、県及び市町村は、津波被害軽減の対策のひとつとして、標識柱等の道路施設に海拔表示シートを設置することにより道路利用者や地域住民の津波に対する防災意識の向上を図る。

(道路課)

### 第3 沿岸域における海岸保全施設及び河川管理施設の津波防災対策

沿岸域における津波防災は、海岸での防御と河川津波への対策が必要である。

このため、県は、比較的頻度の高い津波を想定し、海岸保全施設や河川津波の遡上する範囲の河川管理施設の整備検討の目安となる「目指すべき堤防高」を想定し対策を推進する。また、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるようにするなど対策を講じる。

(河川砂防課)

### 第4 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

市町村は、津波被災時に復興の拠点となる市街地が有すべき住宅、業務、公益等の施設を一団の施設としてとらえた「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」を、必要に応じて都市施設として都市計画に定める。

[都市計画に定める主な事項]

- ・ 名称、位置及び面積
- ・ 配置する施設の種類とその位置及び規模
- ・ 建築物の高さ、容積率及び建ぺい率

(都市計画課)

**第5 適正な土地利用の推進**

地震・津波等に対する危機感から、安全性の高い土地需要の増加により、特定地域の地価が高騰しないよう注視する必要がある。

県は、市町村と連携をとりながら適正かつ合理的な土地利用を推進し、計画の必要な見直しを行っていくこととする。

(建設政策課)

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 情報伝達計画

#### 第1 計画の方針

津波警報等の情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

#### 第2 津波警報等

(現計画「第3編 震災対策」「第3章 災害応急対策計画」「第2節 津波警報・注意報・予報、地震・津波情報の伝達計画」「第3 津波警報等」を記載)

##### 1 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、津波警報（大津波、津波）又は津波注意報を発表する。

| 警報・注意報の種類 |     | 発表基準                                                  | 解 説                              | 発表される津波の高さ  |            |
|-----------|-----|-------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------|------------|
|           |     |                                                       |                                  | 数値の発表       | 巨大地震の場合の発表 |
| 津波警報      | 大津波 | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。                            | 高いところで10mを超える津波が予想されるので、厳重に警戒する。 | 5m、10m、10m超 | 巨大         |
|           | 津波  | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。                       | 高いところで3m程度の津波を予想されるので、警戒する。      | 3m          | 高い         |
| 津波注意報     |     | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。 | 高いところで1m程度の津波が予想されるので、注意する。      | 1m          | 二          |

注) 1 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であつて、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

##### 2 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

|  | 発表基準 | 内 容 |
|--|------|-----|
|--|------|-----|

|          |                                              |                                                                        |
|----------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 津波<br>予報 | 津波が予想されないとき<br>(地震情報に含めて発表)                  | 津波の心配なしの旨を発表                                                           |
|          | 0.2m未満の海面変動が予想されたとき<br>(津波に関するその他の情報に含めて発表)  | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表                        |
|          | 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき<br>(津波に関するその他の情報に含めて発表) | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

### 3 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。

|      | 情報の種類                     | 内容                                                                                                                                           |
|------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 津波情報 | 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表<br>※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある |
|      | 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報    | 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表                                                                                                                       |
|      | 津波観測に関する情報(*1)            | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表                                                                                                                           |
|      | 沖合の津波観測に関する情報(*2)         | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表                                                                                     |

\*1 津波観測に関する情報の発表内容について(沿岸で観測された津波の最大波の発表内容)

| 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 内容                            |
|-------------|------------|-------------------------------|
| 大津波警報を發表中   | 1 m超       | 数値で発表                         |
|             | 1 m以下      | 「観測中」と発表                      |
| 津波警報を發表中    | 0.2 m以上    | 数値で発表                         |
|             | 0.2 m未満    | 「観測中」と発表                      |
| 津波注意報を發表中   | (すべての場合)   | 数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。) |

\*2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の発表内容

| 警報・注意報の発表状況 | 沿岸で推定される津波の高さ | 内容                     |
|-------------|---------------|------------------------|
| 大津波警報を發表中   | 3 m超          | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |

|           |          |                                |
|-----------|----------|--------------------------------|
|           | 3 m以下    | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表 |
| 津波警報を發表中  | 1 m超     | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表         |
|           | 1 m以下    | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表 |
| 津波注意報を發表中 | (すべての場合) | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表         |

※ 沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

## 第4 津波警報・注意報・予報、地震・津波情報の伝達

### 1 伝達機関

秋田地方気象台から津波警報・注意報・予報、地震・津波情報などが発表されたとき、県、市町村及び関係機関などは速やかに受領し、次により沿岸住民及び船舶等に伝達する。

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県                 | 県は、総合防災課が津波警報等、地震・津波情報を受領する。総合防災課長は、県総合防災情報システムにより各市町長、消防本部消防長及び関係機関等に通知する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 市 町 村             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村長は、受領した津波警報等、地震・津波情報を関係各課に伝達し、職員への周知徹底を図る。</li> <li>2 市町村長は、受領した津波警報等、地震・津波情報を市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民及び関係団体等に伝達し周知徹底を図る。</li> <li>3 震度 4 以上と推測される揺れを感じたとき、又は揺れが弱く長い周期の地震を感じたときは、気象台の津波警報等の発表を待たずに海面の監視態勢に努める。</li> <li>4 海面監視情報は、公衆電話、防災行政無線、漁業無線、消防無線等により市町村長に伝達する。</li> </ol>                                                                                                                            |
| 放 送 機 関           | 受領した津波警報等、地震・津波情報は放送を介し直ちに広報する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| そ の 他 の<br>防災関係機関 | <p>防災関係各機関は、ラジオ・テレビ放送等に留意するとともに、県及び市町村と積極的な連絡調整に努め、関係機関が相互協力の上情報の周知徹底・共有化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察は津波警報等、地震・津波情報を警察署、交番等を通じて迅速かつ正確に沿岸住民に伝達する。</li> <li>2 海上保安部は、船舶等に対する災害に関する情報を次により伝達する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被害が予想される海域、又は周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器等により周知する。</li> <li>② 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。</li> <li>③ 被害が予想される沿岸海域の住民や海水浴客等に対しては、船艇航空機等を巡回させ、拡声器等により周知する。</li> </ol> </li> </ol> |

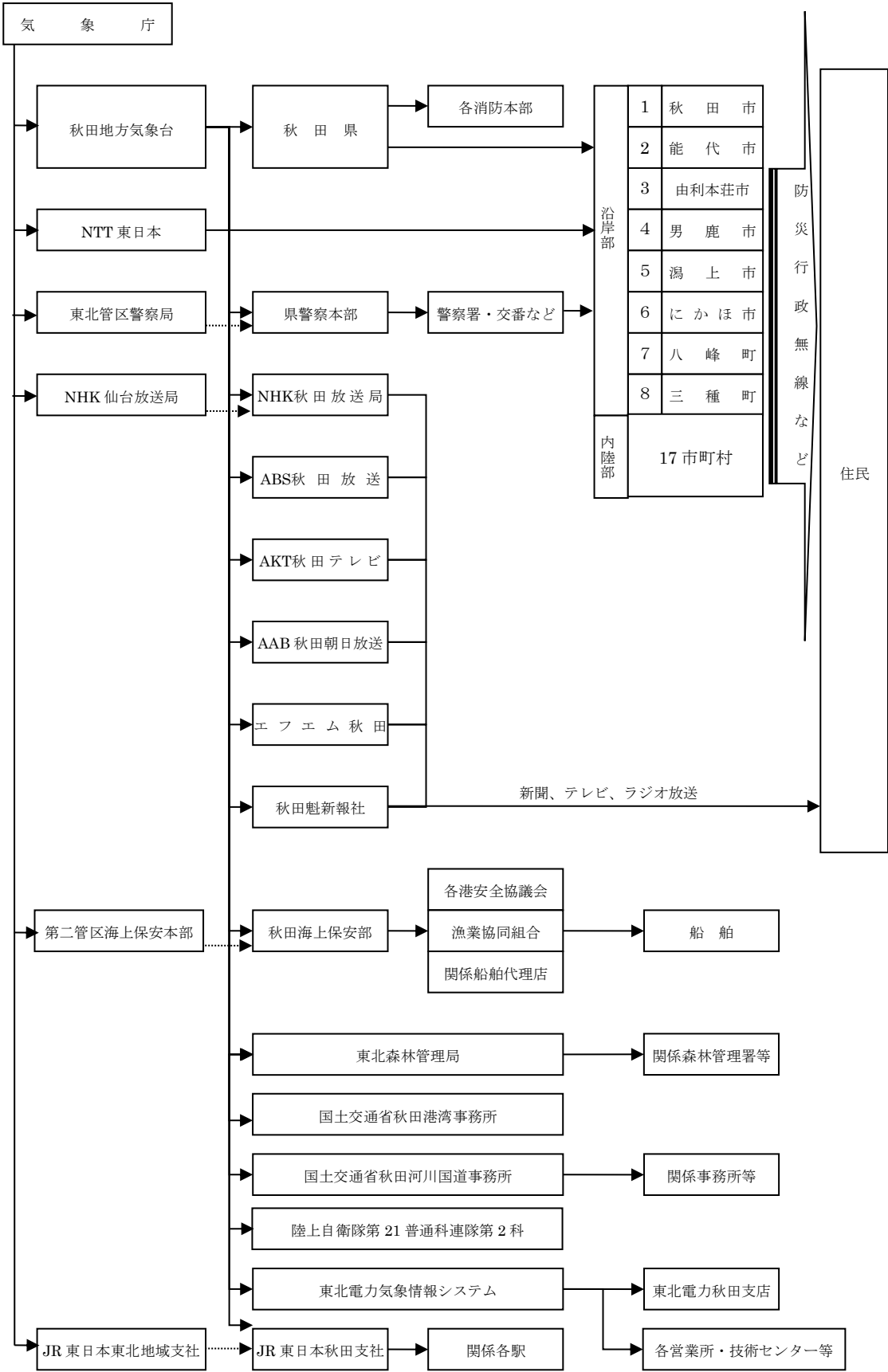
### 2 県における津波警報の受領確認

防災情報提供装置（県は総合防災課に設置）により津波警報を受信した機関は、直ちに受領証送信画面に確認者は氏名を入力し秋田地方気象台に送信する。

秋田地方気象台はこれを受けて受領を確認する。

なお、受領確認は、津波警報の解除（注意報への切替え含む）についても同様とする。

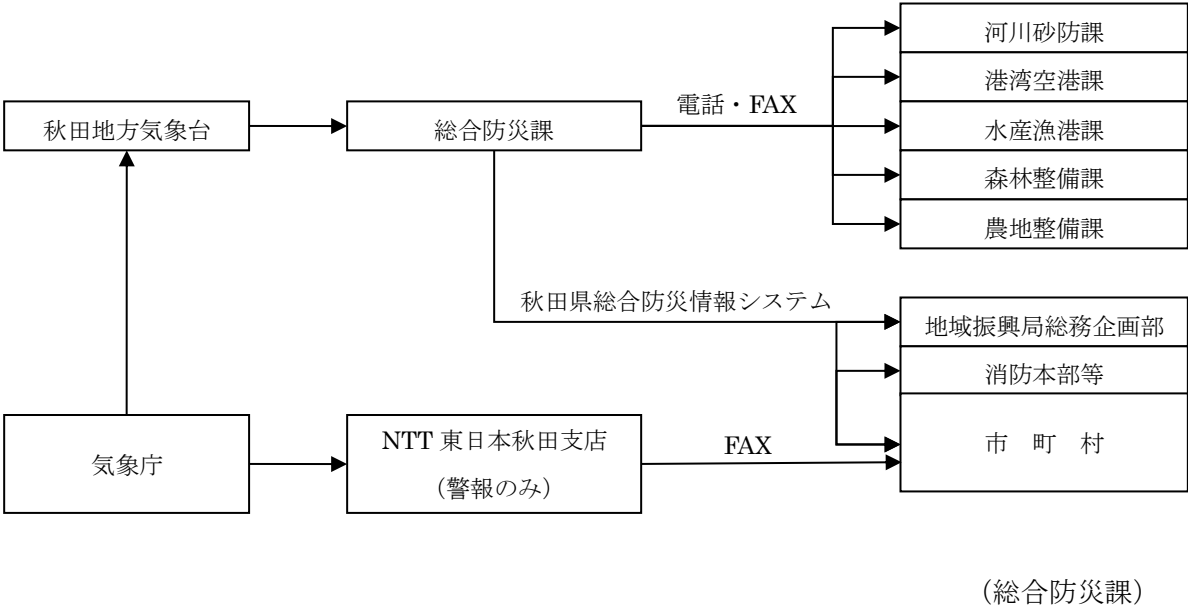
3 地震・津波情報の伝達系統図



第5 県が伝達する機関

- 1 総合防災課は受領した津波警報・注意報・予報、地震・津波情報を「秋田県総合防災情報システム」等により、直ちに沿岸市町、消防本部、庁内関係各課、地域振興局及び関係出先機関に伝達する。
- 2 各地域振興局総務企画部は、受領した津波警報・注意報・予報、地震・津波情報を庁内放送等により速やかに庁内関係各課に伝達する。

【県が行う地震・津波情報の伝達系統図】



## 第5編 火山災害対策

### 第2章 災害予防計画

#### 第3節 防災情報の収集・伝達計画

##### 第2 噴火警報等

(略)

- 仙台管区气象台（秋田地方气象台）は、秋田駒ヶ岳及び秋田焼山についての火山活動の状況に応じた迅速かつ正確な防災対応に資するため、噴火警戒レベルの運用を行う。

##### 1 噴火警報・噴火予報

気象庁は、噴火災害軽減のため、全国の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき噴火警報・噴火予報を発表している。

噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して発表され、報道機関、都道府県等の関係機関に通知される。

また、噴火警報は、「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（略称は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、海底火山の場合は「噴火警報（周辺海域）」に分類される。

なお、噴火警報が解除される場合等には「噴火予報」が発表される。

（「噴火警報等の種類」の表を挿入）

##### 2 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して気象庁が発表する指標である。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時のうちに国、県、市町村、火山専門家等が合意した基準に基づき、気象庁が「警戒が必要な範囲」を明示の上、噴火警戒レベルを付して噴火警報・噴火予報を発表する。

市町村等の防災機関では、あらかじめ定めた範囲に対して、迅速に入山規制や避難勧告等の防災対応をとることができ、火山災害の軽減につながることが期待される。

- （「ア 噴火警戒レベルが導入されている火山の噴火警報・噴火予報」、  
「イ 噴火警戒レベルが導入されていない火山の噴火警報・噴火予報」の表を挿入）

##### 第3 火山防災マップの整備

火山災害を軽減させるためには、噴火時等に火山現象の影響が及ぶ危険性のある地域に

ついて、事前の避難や入山規制等を適時適切に行うことが必要であり、住民、一時滞在者等が迅速かつ円滑に避難するために、誰が、いつ、どこから、どこへ、どのように避難するかを分かりやすく表示した「火山防災マップ」の整備が重要となる。

本県では、秋田駒ヶ岳、秋田焼山及び鳥海山において、「火山防災マップ」が作成されている。

(総合防災課)

## 第6節 火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等

### 第3 火山観測体制の充実・強化

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視観測に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することなどが重要であることから、火山監視観測の充実等の促進に努め、既存の観測網の適正な維持管理を行う。

(河川砂防課)

### 第4 火山防災協議会の設置

火山噴火に備え、平常時から意見交換や情報共有を図り、噴火発生時又は噴火が予想された場合における避難等の防災対応について検討及び調整を行うため、国、県、市町村、火山専門家等の関係機関から構成される「火山防災協議会」を設置し、関係機関の連携体制を確立する。

この協議会は、市町村に対し、避難勧告や避難指示、警戒区域の設定等に関する助言・指導を行う機能を有する。

(総合防災課)

## 第6編 災害復旧計画

### 第1節 公共施設災害復旧計画

#### 第1 公共土木施設災害復旧計画

1～7 (略)

#### 8 空港の災害復旧計画

被災した空港施設は、速やかな復旧を図り、運航への影響を最小限となるよう努めるともに、抜本的な復旧対策が必要な施設については、被災原因を詳細に調査し、適切な工法で復旧する。

#### 9 漁港の災害復旧計画

#### 10 林地荒廃防止施設災害復旧計画

(港湾空港課)

### 第5節 被災者の生活支援計画

#### 第13 地震保険

地震保険は、(略) 規定しており、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、県、市町村等は、その制度の普及促進に努めるものとする。

(総合防災課)

### 第6節 義援金の受入及び配分に関する計画

(現計画「第6節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画」のうち、救援物資、義捐物資に係る部分を「第2編第2章第14節 救援物資の調達・輸送・供給計画」に移動)  
(当節の用語「義援金品」は「義援金」に修正)

#### 第2 義援金受入の周知

##### 2 義援物資 (削除)

#### 第3 義援金の募集・受入・保管

##### 2 義援物資 (削除)

#### 第5 義援物資の配分 (削除)

(総合防災課)